

予 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び延会 平成27年3月20日(金) 午前9時30分 開会
午後6時02分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井	覚
副委員長	増田	順弘
委員	内野	悦子
〃	川村	優子
〃	西川	朗
〃	岡本	吉司
〃	藤井本	浩
〃	白石	栄一

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議長	下村	正樹
議員	朝岡	佐一郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	山下	和弥
副市長	杉岡	富美雄
教育長	大西	正親
人事課長	下村	喜代博
総務部長	山本	眞義
総務財政課長	安川	誠
生活安全課長	門口	昌義
税務課長	西村	圭代子
収納促進課長	西川	嘉則
市民生活部長	芳野	隆一
環境課長	西川	博史
産業観光部長	河合	良則
農林課長	池原	博文
商工観光課長	岸本	俊博

都市整備部長	生野吉秀
〃 理事	土谷宏巖
都市計画課長	松村吉章
建設課長	石田勝則
〃 主幹	木村喜哉
保健福祉部長	山岡加代子
社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘
子育て福祉課長	岡幸子
健康増進課長	水原正義
教育部長	田中茂博
教育総務課長	西川信明
学校教育課長	井上昌典
生涯学習課長	和田正彦
中央公民館長	辻一成
体育振興課長	吉村恭信
図書館長	渡邊恵美子
歴史博物館主幹	吉岡昌信
新庄文化会館兼 當麻文化会館長	大谷肇
〃 主幹	森本美起代

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明
〃	新澤明子
〃	山岡晋
〃	谷口亜耶

7. 付議事件

- 議第19号 平成27年度葛城市一般会計予算の議決について
- 議第23号 平成27年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第20号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成27年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

- 議第24号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成27年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会します。

委員外議員は朝岡議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りいたします。本委員会において一般の傍聴を許可することとし、また、審査が長時間にわたるため、会議中の入退出についても許可することといたしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、そのように一般の傍聴及び会議中の入退室を認めることといたします。

注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。発言される場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。

また、委員各位におかれましては、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上支障を来しますので、極力発言されないよう切にお願いいたします。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げ、委員長が指名した後、所属、役職名と氏名を言っていただきます。なお、再質問に対して同一答弁者が答弁する場合は、所属、役職名と氏名は省略してください。また、答弁は簡単、明瞭、的確にお願いします。そして、答弁者については部長、課長などをお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、5款農林商工費、6款土木費の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

それで、78ページ、農業振興費の負担金補助及び交付金の中の、まず1点目、北葛農業使用済プラスチック適正化処理推進協議会負担金ということで、毎年23万4,000円計上されている。農業用のポリ塩化ビニルの廃棄の分やと思うんですが、どのぐらいの量であるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、大和平野土地改良区賦課金に係る補助金ですけれども、面積がわかりませんので、一応どのぐらいの面積になっているのか。

それから、日本型直接支払制度資源向上活動等補助金2,096万8,000円、新しく出てきているわけですけれども、その内容は。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 おはようございます。農林課の池原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま岡本委員からご質問がありました北葛農業使用済プラスチック適正化処理に関する状況でございますが、これにつきましては、農業用の資材、ハウスビニールに対して処理するものであります。平成25年度におきましては、新庄営農経済センターとしまして25立方

メートル、また、當麻経済センターとしまして40立方メートルが処理されております。

また、平成26年度におきましては、新庄経済センターにおきまして33立方メートル、當麻経済センターにおきまして46立方メートルが処理されております。

それと、大和平野土地改良区賦課金に係る補助金でございますが、これにつきまして、平成27年度につきましては5万5,700アールに対して助成するものであります。

続きまして、日本型直接支払制度、資源向上活動補助金2,096万8,000円でございます。この事業につきましては、平成17年3月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画に基づきまして、農地・農業用水等の保全と地質向上に関する地域ぐるみの協働活動の支援として、平成19年度から平成23年度まで農地・水・環境保全向上活動事業とされ、また、平成23年10月に策定されました我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画を踏まえました。また、平成24年3月に閣議決定されました新たな土地改良長期計画の食を支える水と農地、水と土の再生、創造の地域をはぐくむ農村の協働力や、地域支援の潜在力を生かしたコミュニティの再生として位置づけられ、農地、水等の生産資源の適切な保全管理と有効利用による食料供給力の確保、地域の主体性、協働力を生かした地域自然の適切な保全管理、整備として位置づけられ、農地・水・保全管理支払交付金事業として平成24年度から平成28年度まで、5年間実施されるものであります。

また、平成26年6月20日におきまして、農業の有する多面的機能の発信の促進に関する法律が制定され、平成27年度からこの法律に基づき事業が実施されることになりまして、法制化に伴いまして交付金の交付ルートが、従来、国、市町村から都道府県、そして活動組織への交付金ルートだったのが、国から都道府県、そして市町村そして活動組織への交付金ルートに変更になり、平成27年度予算といたしまして、2,096万8,000円を計上させていただき、うち、国費といたしまして1,048万3,800円、県費4分の1といたしまして524万1,806円、そのうち市費といたしまして、524万1,806円の合計2,096万8,000円となります。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、廃プラスチックですけども、当然、これは農協で購入しないと処理はしてもらえないということになってるけど、市からの補助金は、出てあるわけやな。だから、我々が聞いているのでは、農協で購入しなければ処理してもらえない。ほかの業者で買ったら処理してもらえないということでは言われているけれども、その辺についてどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、大和平野の賦課金ですけども、今、557町ということで、結局、面積は前年度も変わらんとということですね。それと、今、我々が5,200円払わせてもらっているわけやけども、市から10分の3の補助金をいただいている、それは変わってないという解釈でいいわけですね。

それから、日本型直接支払制度ですけども、今、課長の方から詳しく、当初から平成17年、あるいはまた平成19年から平成23年、あるいは平成24年、平成28年ということで、国の補助制度、5年を1つの刻みという形で制度がなされてきている。生産資源ということで、水路、

あるいはまた里道、こういうような整備をしていくということで、補助金をいただいている。今、課長の話では、今まで国・県から支払われていたものが、直接、市町村から支払われる。国・県の補助金を受けて、市町村から一括して協議会に支払いをすると、こういう制度に変わった、こういうことですね。そういうことでよろしいわけですか。

池原農林課長 はい。

岡本委員 では、ちょっとプラスチックだけお願いします。

それと、賦課金は変わってないかだけ、ちょっとお願いします。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 廃プラの関係でございますが、現時点で農協以外の購入に対して、持ち込んだ場合、拒否されるというのは聞いていません。

それと、大和平野の土地改良区に関する賦課金については、去年どおり30%助成をさせていただきます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 実際として、今、課長がおっしゃるように、農協以外から購入した分も処理されるということやけども、現実として農協以外のものは処理してもらえないというのは、実態なんです。だから、せっかく市から補助金を出して、環境の問題もあるので、今まで野焼きしていたものを、これではいけないということで、農協にお願いをして、市も助成金を出しますよ、だから農協で処理してください、こういうことになっていったと思うんですが、実態を調べてもらったらわかると思いますけども、ここ10年余りが、当初はそういう一般の人もあった、今は処理するのは農協ということやから、農協で購入しない廃プラについては処理できないというふうに聞いておりますので、その辺も、できましたら農協以外の分も処理していただかないと、まだ野焼きというのか、これもあることは事実ですので、そういうことをひとつお願いしておきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

増田副委員長 関連で若干質問させていただきます。

ただいま岡本委員の方からご質問がございました廃プラの処理につきましてでございます。もう一度確認をいたします。私の認識している範囲では、全ての農業者の廃プラの処理を市の助成によって処理をしている。処理に係る作業等については、JAがお手伝いをしている、こういう流れであるかなというふうに思います。それをもう一度確認させていただきます。

それから、取扱いの品目でございます。先ほど、農業用ビニールと、こういうふうに説明を受けたわけなんですけれども、それ以外の農業資材、例えて言うと肥料の袋、それから農薬のボトルとか、そういった全ての農業資材の排出に係る処理であるかなというふうにも思うんですけど、その辺のところも、対象となる品目のご確認をさせていただきたいというのが1点でございます。

それから、2点目でございますけれども、78ページの同じく負担金補助及び交付金のとこ

ろの夏秋なす生産組合難病虫防除助成金20万円、この内容についてお聞きをいたします。

それから、83ページ農林商工費、2項林業費の19節の負担金補助及び交付金の鳥獣害防止対策協議会負担金100万円について。この金額、昨年より280万円、300万円近く減っております。鳥獣害の状況とあわせてご質問をさせていただきます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま増田委員からご質問がありました廃プラに伴います状況でございますが、処理されている内容、ビニール、材料につきましては、言われたとおりの農業用資材に対して処理されていると聞いております。それと、これにつきましては負担状況でございますが、平成15年7月に決まりました、北葛地区農業使用済みプラスチック適正処理推進協議会のもとに行われておまして、農業者3分の1、農協3分の1、市3分の1の助成によって行われております。

それと、夏秋なす生産組合難病虫防除助成金でございますが、これにつきましては、夏秋ナスの病虫に対しまして助成するものでありまして、20万円を助成させていただいております。アザミウマの防除に対しまして、助成という形でさせていただいているものであります。

それと、林業費、鳥獣害の件でございますが、平成27年度の100万円につきましては、イノシシの捕獲わな240セットで49万2,000円、同じく電気柵の設置購入助成といたしまして50万8,000円の計100万円を計上させていただいているものであります。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

増田副委員長 もう一度確認なんですけども、JAが3分の1と生産者が3分の1と市が3分の1で賄っている、処理をする作業はJAで全て行っている、対象は全ての農家と、こういう認識でいいんですか。先ほどの答弁の中では、一部の方はJAで購入したものしか取扱わないというふうな認識のような説明をされたんですけど、そうではないという確認だけ、もう一度したいんです。

それから、難防除の、非常にナスの品質を損なう害虫であるミナミキイロアザミ、それが十数年前にいた。大発生して、地域のナスビが相当収益を落とした、こういう経過があると思います。

ナスについてはそういうことで、対策をされて、非常に品質の向上、それから面積の拡大も図られて、県内でもナスの生産量がふえておる。県内でも非常に希少なナスの産地ということで、県下でも非常に高く評価をされている産地というふうに伺っています。それと同時に、非常に難防除対策の必要な作物というのは、ほかにもございます。特に、資材を使って難防除対策をされている作物に、菊がございます。以前にも若干質問させていただいた経緯がございますけれども、菊の場合、全体を昔の蚊帳、家の中に布を、シートを覆って、虫の害を防ぐ、これは非常に国も県も支援いただいて、市内の菊農家の中でも相当数、皆さん方も通っていただいたらたまに見受けられると思うんですけど、ネットを張って防除対策をされている。これには、多額の費用もかかっています。県・国の補助がどれぐらいあるのか、

ちょっと私も把握しておりませんが、ナスと同じく菊の防除対策にもそういうものの適用を拡大していただけたらなど、こういうふうにも、農家から非常に要望が出ております。国・県の助成対策はどれぐらいされているのかとあわせて、もう一度お聞きをしたいと思えます。

それから、鳥獣害100万円ということで、私はさっき聞いたのは、昨年から見ているということなんです。減っているというのは、害が減っているということであれば、この有害駆除対策効果というのが上がっているというふうにも思うんですけど、実態が、被害が減って予算も下がっているのか、そのところをもう一度お聞きをさせていただきます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 廃プラにおきます扱いは、全農家の資材に対してあげられるということにしております。

それと、菊におきます防虫の関係でございますが、3年ほど前から県・国の事業で防虫ネットが張られております。これにつきましては、県から国・県の協議会、花卉出荷組合等に直の助成金として流れているということで、今年度、平成27年度の事業については、確認してきます。こちらの方に情報等持っておりませんので、また後日お知らせさせていただきます。

それと、鳥獣害の今年度減った理由でございますが、現在、ワイヤーメッシュの柵自体を山手の方に張らせていただきまして、今までで約30キロメートルは張らせていただいておりますけども、被害につきましては今年度、イノシシの捕獲頭数もだいぶふえてきております。その中で、猟友会とも協議した中で、防護というのも大事なんですけれども、猟友会の方で捕獲に力を入れて捕獲わなで捕獲をしていく。また、ネット柵等を去年までは購入していたんですけども、1回様子を見た中で捕獲に力を入れていきたいということが要望にありましたので、今年度、こういった予算計上をさせていただくものであります。

西井委員長 副委員長。

増田副委員長 ありがとうございます。全ての農家で取扱っていただいているということを確認させていただきました。

それから、難防除については、先ほど説明がございましたように県・国でやられている。お願いなんですけども、国・県もやられているので、若干の市からの支援も追加していただくことが望ましいかな、ありがたいかなと、こういうふうにも思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、鳥獣害については捕獲をされ、一定の柵の延長量も30キロメートルということで、ほぼ被害の及ぼす地域に十分行きわたったということで減ったというふうに認識をさせていただきました。

ただ、この有害、例えて言ったらイノシシの捕獲をされた趣旨が、これは産業廃棄物ではないですけども、非常に害獣であるとすれば処理に困る、資源とすれば非常に貴重な資源になる。最近、ジビエ肉とかヨーロッパでも人気があって、今後はそういうものが1つの食材としていろいろ流通される時期にも来るのかなと、これは私のひとり言で聞いていただい

たらいいかと思いますけれども。

いずれ道の駅等にも、各地方の道の駅ではそういうものも食材として提供され、非常に高く、価格的にも高い評価を得られているというふうにも伺っています。今後、1つの特産品としての活用も考えていただけたらなど、こういうふうにも思います。

以上でございます。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質問はございますか。

川村委員。

川村委員 それでは、私の質問をさせていただきます。

78ページの農林商工費、農業振興費の中にあります19節負担金補助及び交付金の中の新規就農者確保事業補助金、これについて、具体的にどういった方法でこれから確保していこうとされているのかということがまず1点。

それから、飛びますけれども、83ページ、林業振興費の景観向上推進事業委託料。これは、前年度より金額もふえております。昨年はもみじ等のそういった景観についての施策を聞いておりましたが、今年、今回は金額を増しているということで、どういったことを思っているのかということが1つ。

それに関連ということになるんですけれども、4目経営所得安定対策事業費の中の19節景観形成作物栽培助成金、これは休耕田とかそういったところにお花を、コスモスを植えたりとかいうような、菜種を植えたりというようなことだと思うんですけれども、これについての、今年も変わらないんですけれども、こういったところの景観についてどのように思われているのかということと。

済みませんが、よろしく申し上げます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。よろしくお願いたします。

ただいま川村委員の方からご質問がありました、新規就農者確保事業補助金でございますが、この事業につきましては、新規就農者確保事業として新規就農される方に農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付される青年就農給付金事業であります。しかし、給付金を除いた本人の前年所得の合計が250万円以上になった場合については、給付停止となります。

この事業のほかに、都道府県が実施主体となる準備型と、市町村が実施主体となる経営開始型があり、この経営開始型の給付条件としましては、独立、自営、就農時の年齢が原則45歳未満であり、農業経営者になることについての強い意志を有していることという条件があります。現在、これに該当しておりますのが、イチゴ農家を目指している21歳の方がおられますので、その方自体からの要望があったということで計上させていただいているものでございます。

それと、植栽による景観向上推進事業であります。この事業は四季を通じて彩り豊かな植栽景観を向上させ、すばらしい景観を市民や来訪者に提供するために行う事業であり、平成27年度といたしまして、寺口地内の岩谷川の東側付近で約830メートルほどの用地にシバ

ザクラを植栽する予定であります。

それと、景観形成作物栽培助成金として90万円計上させていただきますけれども、これにつきましてはコスモス、菜種、ヒマワリに対して、転作として栽培していただいているものに対して助成をさせていただいているものであります。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。

新規就農者の確保というのは、これはこれから非常に大事な部分になるかと思えます。今21歳で志願されている方については、絶対それを継続していっていただくように、将来自分の生きがいになっていく仕事にしていただく、そういった心のケアも含めてやっていただきたいところですが、市長は以前から新規就農者についても、外からでも呼び込んで取り込んでやっていくような農業を、葛城市の中で確立していかないといけないというような話もお聞きしておりますので、この新規就農、1人ずつという形よりも、もっともっと小さな農業でも構わないと思うんですけども、そういった兼業型というか、専業にならないような農業も含めて、小さな農業が集まってくる、農業をしたことがない人にも農業をさせるチャンスをつくる、確保するという話もまた聞かせていただきたいなと思えます。

それからもう1点は、今、葛城市に訪れる方たちに、もみじ、それから、今、シバザクラは、以前に太田地区でシバザクラというのは私たちも見せていただいたことがあるんですけど、管理等が非常に大変やというような話も聞いたことがあるんですけど、これがずっとずっと、このことが将来、葛城市のそういった観光のワンシーンになるのかという、継続的にそれが維持できるかということも含めて、景観向上に対してはどういったものを植えていったらいいのかとかいうような計画も、難しいと思うんですけども、やはり山麓の景色と山裾にある景観というのは非常に大事なことです。そのあたりの構想というか、難しいかもわかりませんが、それと先ほどの休耕田に対して菜種とかコスモスというのも、これもその時期時期に大事な景観だと思いますので、そこらのイメージというのは市長に聞いた方がいいのかも知れませんよね。市長は、葛城市に訪れてくださる観光に力を入れていただく景色、そういったことも含めてどのようにお考えか、ちょっと聞かせてください。

西井委員長 市長。

山下市長 新規就農に関しましては、就農塾ということ、また後で池原課長の方から報告をさせていただきますと思います。

今回、予算編成をする中でいろいろと議論をしておりました。予算計上に至らなかったんですけども、もう少し練っていかうということで、葛城市独自の新規就農者に対する助成をつくれないうことを、予算編成のときからずっと話をしておりました。ただ、全国的に見てもほとんど例がないんです。どの程度の金額で、助成なのか貸し付けなのかとか、例えば奈良県内であるならば、生駒市でトラクターを購入する時に際して一部助成という形で出しておられるようでございますけれども、そうではなくて、新規就農者に対しての市が幾ばくか融資をしていくということを考えられないかということ、今、担当者とともに研究

していこうという話をいたしております。余り不完全のまま予算を出してしまいますと、かえってご迷惑をかけると思いましたので、今回、予算計上には至らなかったんですけれども、いつも白石委員もよくおっしゃっていますけども、やはり新規就農者とか農業者を育てていくとか、そういうところに市も目を向けて、一緒に考えさせていただこうということで、今、その意見形成というか議論をしていこうというところでございます。

その一助として、就農塾というものをさせていただいて、若い人たちに農業のことを勉強していただく。その方たちが実際に葛城市内で農業を営みたいと言ったときにお手伝いができるように、来年度の予算を今やっておりますけれども、再来年度からどうしていくのかということを考えてまいりたいなというふうに思っております。

それと、景観の問題です。これは観光のところにもかかわってくる話だと思いますけれども、これは非常に難しい問題だと思います。この間から言っておりますように、竹内街道等を市町村にわたって景観の条例ができないかというような話もありながら、日ごろから議会の皆さんと議論をさせていただいて、山麓線側の景観をどうしていくんだと、看板をどうするんだとかという議論を、やりとりを何回かさせていただいたことを覚えておりますけれども、景観を大事にしていきたいという思いはありますけど、その沿道に土地を持っておれる方々にとって、幾ばくかの収入を得る1つの手段でもあるというところで、なかなか規制をかけにくいというところもあります。本来であればそういうところも含めて、最近はやりの色限定をしていくとか、そういうところで国土交通省の勉強会の中でも出てまいったのですけども、京都市がやっているものであったり、那須塩原市でやっているものであったりとか、コンビニの看板の色を限定して、茶色と白と黒しか使えないようなものにしていくとか、そういう形で整えていくというような話があります。どこまで葛城市が踏み込んでできるのかというのも、市民の皆さんと同意形成を図っていかなければならないだろうというふうに思います。

そういうことも含めて、今後の1つの大きな研究課題だというところで、テーマとさせていただきたいなと思っております。

以上です。

西井委員長 川村委員。

川村委員 将来にわたって、今、市長がおっしゃいましたように、これからの構想になると思います。でも、気にかかけたり意識しないと、なかなかそういった構想には至らないというふうに私も思っておりますので、新規就農者、こんな人たちも何か葛城市の農業の色を出していただく、ここでやると何か人がいっぱい寄ってきて、自分たちの農業もまた光ってくる、クローズアップされるみたいな、そういういろいろな要素を含めた観光地を目指して、やはり身支度をしていかないといけないのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 84ページです。商工振興費の負担金及び補助交付金ですけど、私が聞きたいのは、市の

商工者に対する融資の分です。中小企業に対する資金融資。これの保証料の補給と利子補給というものがあるわけですが、どのぐらいの数で算定をされているのかということですので。できれば今年度の実績と。

それと聞きたいのは、我々が心配している、中小企業の人にはこれを使って円滑な資金を安定的にというのがあるわけですが、やはりリスクも抱えているわけで、その辺のリスクの現状についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

2番目は、今も話があったのに関連してくるかと思うんですけど、86ページの13緊急雇用創出事業費の、葛城山麓地域農業・農村農産価値創出における人材育成事業委託料、この中身と、どこに委託しているのかという部分も教えていただきたい。規模的には何人とか、内容についてもお伺いをしておきたいというふうに思います。

3つ目は具体的なここに数字があらわれているわけではないですけども、この葛城市の農業の拡大というか、農業法人がどうなっているのか。奈良県では非常に最近増加している傾向にあります。葛城市の中での農業法人が今どういう状況にあるのかなのか、それについて了解をしておきたいと思います。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本です。よろしくお願いたします。

今ご質問の中小企業の融資の関係でございます。市で行っております中小企業への融資につきましては、1業者に対する限度額として、運転資金を500万円、設立資金を1,000万円という形で行っております。利息の補給につきましては1%の利息を補給し、保証料70%を補給しております。

このたびの予算の計上に対しましては、融資の額を約2億円と制定して予算をつくっておりますが、今年度の現状につきましては、現在、融資件数37件、融資総額が1億2,230万円、2月末の現状でございます。

これらの融資に伴いますリスクと申しますか、代弁済等の保証ということになるんですけども、こちらにつきましては平成20年度からですが、信用互換制度というものができておまして、保証料の中から一部を保証協会が金融公庫の方に信用保険料として納めております。その中から、代弁済等が生じた場合に80%から90%が補てんされるというような形で、今、進んでおります。市の方からはリスクはございません。

以上でございます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご質問がありました葛城山麓地域農業・農村価値創出における人材育成事業委託料でございます。この事業につきましては、平成26年度から2年間、継続事業として執行させていただいているものでありまして、事業概要としましては、広範囲にわたる農業分野の中におきまして、地域の六次産業化のプロデューサーとして農家団体等の取り組みを支援する人材育成では、加工品の製造と農産物の直売に必要とされる地域、技術の確実な習得はもちろんのこと、販売面でも大きく寄与できる素質を養う点も重視しまして、当地域に総合的

に貢献できる人材を養成してもらおうものであります。

契約先でございますが、現在、役務関係のコンサルタントにお願いしております。

女性の方が1人、今現在、来ていただいている状態でございます。

それと、農業法人の件でございますが、現在、市内におきまして3カ所農業法人がされております。また、農業法人の取得場所としては御所市の方がおられるんですけども、農地として葛城市の方にも拡大されてやられている農業法人が1つございます。ですから、合計3カ所と1カ所という形です。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 中小企業に対する融資の件ですけども、リスクがなくなったということで、保険の方から支払われると、こういうことですね。それはいいとして、来年度、2億円を設定していただいています。しかし今年度も2億円を設定されているけど、まだ1億2,000万円にとどまっている。これをどういうふうにかえたいのか。

例えば、今年に限りこういうことなのか、市の限度に対する応募がないということですよ。申し込みがない。これを、葛城市として私は逆に不安になるんですけども、今まで一時のように限度まで行ってしまって、まだそれを断らんなんときがあるとか、またこの限度を上げなければならないという方が、地域経済の中で活力があるように思うんですが、これが保証料も70%補給されるでしょう。私さっき聞き逃したんですけど、さっき説明されましたよね。利子についても一部補給していると、こういうことで、この利子についてどれぐらいしているか、もう一度お伺いしたいんですけど。

こういう有利な制度が限度まで行っていないという状況をどのように把握されているか、これをお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、農業法人、今現在、葛城市として4カ所やということですけども、これはこれで結構です。それで、これは最近になってふえたのか、既にあったものなのか、今、かなりふえているという状況にあると私は思っているけれども、この4カ所がこの2、3年の間にふえたものなのか、昔からあったものなのか、それだけで結構です。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 まず、利息の方ですけども、銀行の利息2.175%に対しまして市が1%を補給しているという状況でございます。

それと、現在の融資の利用状況でございますが、以前、保証料100%を保証していた平成20年度以前やったと思うんですけども、そのとき、限度額が2億円でした、ほぼ満額に近いような状況でした。その後、制度等の改正によりまして、今の70%の保証という形になったのと、それと、ちょうど制度が入れかえのときにリーマンショック等がありまして、一時7,000万円台ぐらいのところまで落ち込んでおったこともございます。現在は多少回復して今の状況になっているんですけども、商工業者自体の数も減ってきているというような現状もございまして、今後につきましては、また新たな形の部分も検討はしていかなければと思っております。

以上でございます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農業法人の状況でございますが、一番新しいところで1カ所、4年ほど前、あとはその前になっております。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もう質問できませんけれども、商工業者に対する融資の分が減っているというのが、若干明るくなく、私は受けとめたんですけど、低いときやったら7,000万円ぐらいで、いつも絶えず2億円の枠を葛城市は確保して、市民から待ったけども、7,000万円ぐらいのときもあったけど、やや回復をしてきたということで、これが一般的に日本で言われるアベノミクスによってまた2億円に期待をして、2億円まで行くやろうという期待で2億円というのを設定していただいているということについては、それなりの理解をしておきたいと思います。

商工業者も減っていると、こういうことですので、この辺もお答えいただくわけにはいきませんが、この辺はまた考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 昨日に引き続きまして、農林商工費について質疑を行ってまいりたい、このように思います。

まず、農業の振興の問題であります。農業の振興については、基本的な方向としては農業基盤の整備の問題と、そして私たちがいつもお願いをしています家族農業や農業法人等が、地域で本当に農業が継続されるような所得補償や価格保証、あるいは後継者をつくる、そういう施策、さらに、先ほど来議論がありましたように、新しい就農者の確保や支援、こういうことが、いわば私はソフトと言っていますけれども、そういう事業が必要である。基盤整備とあわせてソフト事業がなければ、この地域の農業、日本の農業というのは基本的に成り立っていかないという状況に、今、あります。

そこで、葛城市の農業振興のうちの基盤整備では、農地費という形で4,735万5,000円、工事費で1,650万円が計上され、提出されようとしています。さらに、81ページの10節の団体営土地改良事業費ということで、2億6,012万9,000円、何と前年と比較をして1億9,151万8,000円増額をされています。工事費も1億円を超える事業をやろうとしております。これらの基盤整備の内容やその目的について、お伺いをしたいというふうに思います。

一方、ソフト部分の事業といえますか、この事業の中心的な中身についてお伺いをしたいと思います。

その第1点は、79ページの4目の経営所得安定化対策事業費であります。1,118万4,000円計上されている。これらは水田農業、画地対策事業とか、いろいろ名前を変えて、減反政策が進められてきたその事業の流れとして、民主党政権を越えて、改めて安倍政権によって経営所得安定化対策事業費が計上されている。この事業の内容、目的あるいは実績について、

お伺いをしておきたい、このように思います。

さらに……。

(発言する者あり)

白石委員 いや、ソフトの問題で言っているわけやから。ハードとソフトだから。

(「答えやすいようにされたらどうですか」の声あり)

白石委員 いや、だから、答えやすいように。

(「農地費の工事費やら団体営の工事費、経営所得安定対策」の声あり)

白石委員 そうそう。それ、だから、77ページの3目の農業振興の内容についてお伺いをしたい、このように思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま白石委員の方からご質問がありました農地費の工事請負費の関係でございますが、工事請負費、1650万円計上させていただきまして、この事業内訳といたしまして、別所池のフェンス工事がN300メートル、フェンスのかさ上げをさせていただくものでございます。

また、南今市の水路工といたしまして、350万円を計上させていただいております。これにつきましては、延長100メートルを予定しております。

続きまして、新町の水路工といたしまして200万円。これにつきましては、水路工で、延長で40メートル。

同じく、梅室水路といたしまして200万円計上させていただきまして、水路工としまして延長40メートル。

続きまして、新町農道といたしまして600万円で、農道工としまして延長50メートルを計上させていただいております。

続きまして、団体営の土地改良事業でございますが、工事費につきまして、1億150万円を計上させていただいております。これにつきましては農業基盤整備促進事業といたしまして、植木の農作業道、これの農道工を240メートル考えております。

続きまして、農地有効活用促進事業といたしまして、竹内の場池改修事業、これにつきましては堤体工として延長20メートル。

同じく平岡の新池の改修といたしまして、底樋工、底樋を考えております。

同じく新村の水路、水路工としまして延長180メートル。

また、竹内の水路といたしまして、水路工が延長10メートル。

木戸水路といたしまして、水路工が延長30メートル。

新在家の水路といたしまして、延長90メートルを予定しております。

農村地域防災減災事業といたしまして……。

山下市長 委員長、済みません、これ、全部。ただ、工事費でいったら団体営だけでなく、多分土木も入ってくると思うんですけど、全部答えていただけますか。それとも、何か所で何ぼやとか、主なもので。そんなの、1個1個全部言っておったら、時間が。

西井委員長 質問者の方の意見が。白石委員。

白石委員 いやいや、それは資料をもらったならそれで済む話や。くれないからこうやってしているわけや。だから、ぱっと資料を、一覧を出してくれたら、何も聞かんでいいわけや。そうでしょう。教えてくれないから、聞いているわけではないですか。

西井委員長 そしたら、後で資料を出してください。

池原農林課長 はい。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 続きまして、経営所得安定対策につきまして、平成27年度におきまして経営所得の考え方でございますが、この事業につきましては、平成25年12月に農林水産業の地域の活力創造プランが策定されまして、農業を足腰の強い産業としていくために、農業政策と農業、農村の有する多面的機能の維持、発展を図るための地域政策としてされたものでございます。

今年度、平成27年度の重点項目でございますが、1点目といたしまして、主食用米以外の作物の混作化でございます。

2点目といたしまして、飼料用米の生産拡大であります。

3点目といたしまして、米価の変動をならし対策で対応するという形でございます。

4点目といたしまして、麦、大豆、ソバ、菜種等の畑作以外の直接支払交付金のげた対策であります。

平成26年度におきます、経営安定所得対策の実績でございます。

目標転作率が44.28%でありました。葛城市におきまして、全作付面積が733.8ヘクタール、水稻の作付が436ヘクタールでした。

市内の平均転作率は40.52%で、達成大字は44カ大字中18カ大字であります。

平成27年度の目標転作率は、現在、44.5%の予定で上がっております。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 77ページの3節の農業振興費については、3つということでお答えをいただかなかったわけでありましてけれども、基本的には78ページの15節の工事請負費等を除いたら、ほとんどが補助事業ということになっているわけです。

私が求めているのは、国の事業や経営所得安定化対策事業等を現地で実施するということだけではなくて、やはり葛城市として、本当に地域の農業をどのように振興、活性化していくのかという施策がどうなっているのか、どう考えていくのかというのを、聞きたいわけでありましてけれども、実際に、ほとんどが団体等に対する補助金という形で、従来と変わらない予算になっているんです。この経営所得安定化対策事業でも、実際に、実績は大きく言って目標を44.28%、これはいわゆる減反率というものでありましたがけれども、達成そのものは40.5%で、もともとこの奈良県の減反率は全国的に非常に高い補強が押しつけられているという中で、40.5%というのは非常に高い、目標達成していないけれども高い数字になっている。

日本の農業が米を中心にして繁栄してきたという歴史があるわけでありましてけれども、国民の食生活の変化等々によって、米の需要が衰退をする、こういう状況の中で論じられてき

た政策であります。

けれども、結果として、では成功したのかということ、価格の補償、農業経営も安定してきたのかというたら、全くなっていない。逆になっている。昨年の米価は本当にびっくりするぐらいの、1万円を割るような米価が示された時期もありました。本当に大変な状況になってきている。その中で、市長も答弁の中で、何とか葛城市独自の就農者をふやしていく、そういう対策をしなければいかんというふうな形で、ご答弁をされていましたが、葛城市、地域が頑張らないと、農業は衰退してしまう。悪く言えば、日本の農業というのは、国民の食料を支えられるような状況になくなっていく。そういうことなんです。国は、経営所得安定化対策事業費という形で、一定のてこ入れをして、また、いろいろメニューをつくって新規就農対策をやっている。しかし、一方で何をやっているかということ、TPPに参加して、この決着をして、日本の食料の関税を取っ払ってしまおうと、こういうことをやっているんです。これをやってしまったら、それこそ、こんな経営所得安定化対策なんて吹っ飛んでしまうんです。だから、農業県の佐賀県でも農業を守ろうという候補者が、自民党が推す候補者に勝ったのではないですか。農業者は、農業県は強い強い危機感を持って、このTPPの行方を見守っているわけです。死活問題だ。東北、北陸、そういう状況になっているんですよ。

西井委員長 白石委員、もうちょっと短縮して。

白石委員 はい。そんな中で、確かに予算はふえている。基盤整備は本当に2億円近くふやしているんです。しかし、これはほとんど、当然、水路の改修や農道の整備や、これは必要なことだと思います。しかし、ここへお金をかける、これも必要やとは思いますが、こういうお金を計画的に価格保障や所得補償、後継者対策、新規就農を促していく対策に使っていくべきだと、そうしないと本当に地域の農業はここ数年で本当に大変なことになっていく。この点、市長はそれなりに響いていただいているというふうには私は思うわけでありまして、しかし、この予算の中身からしたら、実際には地域の農業の活性化、農事法人や家族経営を含めて、近郊農業としての存続を支えていくというところが見えないわけでありまして。

そういう点で、新年度は残念ですけれども、来年度にはぜひ市長の思いを予算にしていたきたいということを述べておきたいと思っております。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

先ほど資料の請求ということで、工事の箇所名を、ある程度わかりやすいような形の中で、建設の方も出てくると思いますので、詳細については議員のレターケースに入れてもらうようにということで、お願いしたいと思っておりますけど、それでご了承をお願いします。

続きまして、質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 農業振興費、78ページ、工事請負費、大きな金額が出ております。3,760万6,000円。箇所

がいろいろあるのか、農業振興やからそんなによくないと思うんですけども、この内容ですね。

それから、負担金補助金及び交付金のところで大和平野土地改良区負担金、市からの負担金やと思いますけども、面積と金額。

それから、農業近代化資金利子補給、それから農業経営基盤強化資金利子補給も関連がありますので、これの利率とどういう内容について利子補給してるのかということをお教えしてもらいたいと思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまありました農業振興費の工事請負費でございますが、これにつきましては、1件で「當麻の家」のトイレの全面改修を行うものでございます。

続きまして、大和平野土地改良区の負担金でございますが、これにつきましては、面積におきましては5万9,900アール、負担金につきましては1反当たり200円の負担金でございます。

それと、農業近代化資金利子補給金でございますが、6万8,000円の補給金を考えておまして、市内の5軒の農家の方に対しまして、利子補給を行うものであります。利率につきましては、取扱いされた日にち、開始された日付がばらばらですので、利子はいろいろございます。

次に農業経営基盤強化資金利子補給金でございますが、市内の方5人に対して利子補給を行うものであります。助成といたしまして、合計18万9,000円を計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 工事請負費については、「當麻の家」のトイレ改修、全面的に建替える、あるいは改修、その内容だけ教えてほしいと思います。

大和平野土地改良区負担金につきましては、599町ということで、若干減っておるということです。それで、これに関連して、大和平野、農政局が工事をされておるわけですが、葛城市内は工事がほぼ完了しておるのか、まだたくさん残っておるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと、利子補給の関係ですけども、農業近代化資金利子補給金、課長の方から金利がいろいろありますということやったけど、多分、利子の金利の2分の1かということによって決まっていたというふうには思いますけども。

それと、この内容ですけども、なかなか近代化資金、この制度がありながら、利用されている人が少ない。これも農協にかかわるかと思いますが、例えば農機具とか購入した場合については、どういうふうになっておるのか。あるいは農協で購入しないと利子補給できへんのか、そこらの問題。

それから農業経営基盤強化資金利子補給金、いわゆる以前のスーパーLのことやと思うん

ですけれども、大体どういうふうな、例えば資材、多分、主にハウスとかですね、そういうところの融資ではないかなというふうに思いますけれども、その辺、近代化資金、例えば機械が主になるのか、あるいは例えば酪農家の倉庫とか牛舎とかそういうようなものが、今、対象になっておるのか、そういうことを教えてもらいたいというふうに思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 「當麻の家」のトイレ改修の中身でございますが、これにつきまして、今現在、男子、女子のトイレ等がございますけれども、平成7年開設から年数もたってきており、傷み等が、相当、老朽化しておるといことで、改修するものであります。

それと、農業近代化資金利子補給金でございます。これにつきましては、該当いたしますのが認定農業者並びに認定新規就農者が該当になります。

内容でございますが、これにつきましては、農業資材、肥料、飼料、育苗の購入、農業経営に関する必要な資金という形で、含まれないのは農地取得に関する資金は含まれません。農地取得に関しては、この資金でも借りられないというのが原則になっております。

スーパーLにつきましては、農地の取得、農地の改良、農業施設・機械の取得、農産物加工処理・販売施設の取得等に費用が貸し出されるものでございます。

大和平野に伴いまして、今現在、国営第20津川紀の川土地改良事業が開始されておりますけれども、ダム等がございます。ダム等の完了が平成28年度末をもって完了されます。現在、十津川分水等、ふたかけとかしていただいておりますけれども、それにつきましては、今年度末をもって完了いたしております。市内につきましては、工事の方は完了いたしております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 「當麻の家」については、平成7年から非常に老朽化が進んでおるといことで、いわゆる改修部分であるわけでございます。これはわかります。

それから、大和平野については、今、課長の方からして、葛城市内、今年度で完了ということをお聞きしたわけですので、全部終わったということですね。

それから、今、言っている利子補給の関係、認定農業者ということになってきたら、先ほど白石さんの方から、いろいろと農業にかかわって説明していただきました。こういうふうになってきますと。当初の農業近代化資金というのはなかなか認定農家がなかったわけで、言わばほとんど建物、機械、そういうようなものに利子補給してきたと、こういう経緯があると思うんですけれども、これは金額も少ないということは、認定農業者に限られているということになってきたら、一般、我々、百姓をしておるものは該当ならん、こういうことになってきたわけで、そうなってきたら、なかなか米づくりは採算が合いませんけれども、今、百姓をしていこうと思ったら機械なしではやっていけない。こういう実態があるわけです。認定農家しかあかんと言われたら、制度がありながら一部の者しか使用できない、こういうようなことになってきておる。だから、この農業近代化という言葉自身も意味がちょっと違うように思われるかなというふうに思います。何でもかんでもできへんか、利子補給という

のは知れておるわけやから、多分、支払い金利の2分の1、これも国庫補助がないのかな、昔は国庫補助があったと思うわけやけども、何らかの形をして遊休農地の解消に努めていかないと、これから、我々みたいに年がいつている者はつくりまますけれども、今、50歳、40歳ぐらいの人が定年退職をして、本当に農業を守っていけるのか。恐らく、白石さんの話であれば、10年たてば米つくりは誰もしない、こういう時代が来ると思うんです。ですから、ひとつ、機械についても何らかの措置を考えていかないと、農業をやっている中で、野菜をつくるにしたって、機械なしではいかれへん、そういう実態があると思うので、その点、ひとつ、考えていただきたいというふうに思います。

農業経営基盤、スーパーL、これは大きな施設というか、そういうようなところで使われておるのでなかなかあれやし、農地の取得もここに入っているということを知ったんですけども、百姓をしていく中で農地まで取得をして、大きな事業もやっていけないというような実態があるわけで、これも一部の分しか利用できないような状態になってきておるといことですので、農業の振興からいって考えてもらえないかなというふうに思いますので、お考えだけを聞かせていただきたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 岡本委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

新規就農者等も含めて、農業に携われるように就農塾もさせていただこうと思っておりますし、またいろいろな形で農業を、続けられる農業と、また産業商品というか、新規就農者に対しての商品契約をしていくこと、また出口を探していくこと、いろいろな形で葛城市の農業経営基盤の安定を含めて、考えていけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 81ページの9目の有線放送維持管理費について、お伺いをいたしたいと思います。

有線放送については、旧新庄地域において採用されていて、當麻の防災無線とあわせて貴重な市民への情報伝達手段として、長年、使われてきているわけではありますが、費用負担の問題等々、なかなか普及が進まないという点があります。

現在の普及率はどういう状況になっているか、新年度ではどの程度の普及を見込んでおられるのか。さらに、この間、有線放送のトランペットについては大体3,800円ぐらいだったのでしょうか、このトランペットについては貸与するという形で、有償の買い取りから大きく前進をさせていただいたということは、大きく評価をしておきたいというふうに思うわけですが、無線と違いまして、有線ですから、やはり関電柱等があればそれを伝って軒下から部屋に引っ張れるわけですけれども、支柱の設置をする、そこから有線の電線を引っ張っていくということになれば、最低でも1万6,000円からそれ以上かかると、こういうことになるわけでありまますけれども、これらの費用の問題について、やはり防災行政無線が、これは端末があればいけるわけですから、端末が少々高くても、工事費なんて要らないわけですから、そういう意味で、工事費のハードルを越えないと、なかなか普及が進まないという問題がある

と思います。

私は、当然、その普及を拡大していくということからしたら、この工事費に対して、當麻地域との公平・公正の観点からすれば、これは無償にするというのが一番でありますけれども、なかなか予算等の関係もありましようから、一遍にはいかいというのも私も理解をしているつもりであります、やっぱり一定の助成をしていく必要があるのではないかとこのように思いますが、その点についてもお伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

情報通信の整備ということで、合併以来になります、有線放送と防災行政無線の不均衡ということにつきましては、たびたびこういう場を通してご指摘いただいております。統一化ということにつきましては、ただいま検討中ではございますけれども、また今、原課としても整備を図れるように検討をさせていただいているような現状でございますが、ただいま、白石委員からの普及率という話をいただきました。

普及率につきましては、正確な数字というのを原課としてはつかんでいないような状況でございます。ただし、以前からのそういう状況から言いましたら、90%以上の方々が有線放送の方を設置していただいていると思ひます。

それと、平成25年度からになりますけれども、スピーカーにつきましては、今まで有償という形でさせていただいておりましたが、貸与という形でさせていただきました。その貸与の実績の方でございますが、平成25年度につきましては27名の方が申請に來られまして、即日その場でお渡しさせていただいております。平成26年度につきましても、2月現在でございますが、32名の方が來られましてお渡しさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひします。

白石委員 補正対応ということになるのか。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 スピーカーにつきましては、全て無償貸与という形でさせていただいております。

白石委員 予算上はどうなるのか。備品購入費がないから聞いているんだよ。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 平成26年度に購入させてもらいました在庫というのがありますので、その在庫を
使わせていただく予定ということをお願ひしております。

白石委員 何台あるのか。

門口生活安全課長 約80台あります。

西井委員長 白石委員。

白石委員 門口課長の方からご答弁をいただきました。統一化の問題については、原課でこれは検討と言われてもなかなか金額のかさむことでもありますので、市長以下理事者と十分な議論をされているというふうに思ひますが、当然、老朽化をしてきている有線放送の現状を打開していくという点でも避けて通れない問題でもありますので、ぜひ、統一化に向けて取り組んでいただきたいということでもあります。

新年度については、平成27年度については在庫分、80台ある、これで対応できるということですね。それで、備品購入費がないと、そういう説明をしていただければ一発でわかるわけで、どうなったのかいなど、もうやれへんのかいなどということになるので、こういう質疑になったわけでありませう。

軒下から室内への工事費の助成の問題については、課長はふれられなかったわけでありませうけれども、課長の判断ではどうしようもないということなのではございませうか。

普及率が大体90%いっているではないかということですが、これはつかめていないというのは、ちょっと問題だなというふうに思います。私は、旧新庄町時代にもこの問題を取り上げて、普及率がどうなっているんだと、実際に、朝の放送ぐらい聞き逃してもそんなに問題ないと思いますけど、やっぱり緊急の事態の場合は、放送が市民の皆さんに情報が届かないということであれば、これは問題だということで、普及率をどうするんだと、やはり各戸に有線放送の端末スピーカーが設置されるよう努力すべきではないのかということではございませう。そして、トランペットが屋外にありますのでというふうなことで、答弁をされてきた歴史がありますけれども、そのトランペットも老朽化をし、故障が多いという、そういう状況の中で、やはり何をもって普及率が90%と言われているのか理解をしかねるので、その点は改めて、この場でということでは難しいと思いますので、お聞かせをいただきたい。それは、屋外に設置のトランペットとあわせて、お聞かせをいただきたい。

最後に、市長に、早急に統一化をしていかないかということでは、市長からも原課は聞いているわけではございませうけれども、当面の配線の工事費や設置費、これらに対する助成についてどのようにお考えになられているか、お考えをお聞かせいただきたいと申します。

西井委員長 市長。

山下市長 新たな制度設計に向けて、今、いろいろと検討を重ねておるところではございませう。現在、新庄地区の皆さん方、有線を新たにつける場合に、工事費を自分でもっていただくということではございませう。そのことについて、免除できないだろうかというお話だと思ひます。今までつけていただいた方々もいらっしやることではございませうして、何をもって公平というのかというのは難しいところだと思ひますけれども、いましばらくご容赦をいただきたいというふうには考へておひます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 市長からのご答弁をいただきました。もうしばらく、この「しばらく」は、情報伝達手段の統一までなのかはかりかねるわけではございませうけれども、今の答弁の様子からすれば、そのように受けとめざるを得ない。それまでは、現状を維持していくということではございませうと思ひます。公平に対する考へ方もいろいろ見解があるということではございませうけれども、現実にはこういう状況にあるということは事実ではございませうので、過去からのことを言及して、既に設置された方々との公平という問題を取り上げられたら、何ごとも前進しないです。私は、その時代時代の要請に応じて制度というものは変わってくるというふうに理解をしておりますので、その点をご考へいただいて、ぜひ、助成に向けて原課に指示をしていただきたいということではございませう。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 83ページの林業振興費の工事請負費、これについてお伺いをしておきたいというふうに思います。

それと、この林業費の中で、いろいろ、山のことに关するわけですが、私も大変山に興味を持ちながら、いろいろなことをやってきました。この前、増田副委員長の一般質問の中で、大変喜んでるんですけども、市長の方からダイヤモンドトレイルの話が出てまいりました。確かに、このダイヤモンドトレイル、これは県の事業でやられていて、これは上がってみますと大変多くの方が歩かれております。葛城市をずっと上の方で歩かれていて、こういうことですが、この前のダイヤモンドトレイルに対する、竹内街道と重なる部分についてというような、聞いているだけであつたんですけども、市長もこのダイヤモンドトレイル協議会の中に入っていてというような話もございます。今後、トイレの設置等、そういった要望等もあるかと思うので、今、どういう状況で、市長が歩かれた、少なくとも葛城市内のダイヤモンドトレイルを歩かれたことがあるのかないのか、これはちょっと別にして、それに対する市長の思いというものを、ここで討論というのではないけれども、県に訴えていくと、こういうふうになるかと思っておりますけども、これについてお伺いしたいと思つます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご質問のありました林業振興費の工事費50万円の内容でございますが、これにつきましては現在、布施谷から布施城にかけての、傷んでいる箇所に対する補修工事として、今現在考えておるところでございます。

以上です。

西井委員長 市長。

山下市長 ダイヤモンドトレイルに关しましてのご質問でございますけれども、今現在、ダイヤモンドトレイル、竹内街道の合同のサミットをさせていただいたり、これは奈良県と大阪府、それと和歌山県を入れた中で、ダイヤモンドトレイルというのは進めさせていただいております。今、年に1度か2度会議をしながら、景観をよくしていこう、もっと山の上の眺望のいい休憩ができる場所をどうつくっていこうとか、トイレのこともそうですし、どういう費用をつけていこうかということ、みんなで歩いたりその場所に上らせていただいたり、そういう形で、三国峠、ああいうところも行かせていただいたりしながら、ここやったら地権者に協力していただいて、木を切つて景観がいいだろうとか、ここで休憩できる場所をつくっていこうかという形で、1つ1つできるところから進めていっているというところでございます。

奈良県もこの間から入つていただいておりますので、一緒になって要望して、ダイヤモンドトレイルを歩いていただく、またその方々に休憩していただく場所とか、買い物していた

だく場所というのをまた考えながら、進めていこうということでやっておるということでございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 先に答弁をいただきました布施城等の参道の整備に使っていただけると、こういうことで、私も喜んでおります。ここを通らないと、今、市長の答弁にあったダイヤモンドトレイルに行けない、こういうことでございますので、ここら辺は連携をとりながら、県、市というもので連携しながら、ほとんどの方はダイヤモンドトレイルというのを歩かれたことがないと思います。こんなことだけ声を大きく、私もさせてもらいます。上がって歩いたら、本当にたくさんの方が歩かれています。それにきっと歩かれたら驚かれるであろうと思いますけれども、今の市長のお話にありましたけれども、確かにサミットの的に会合されているようでございます。私もそのサポーター会議とかになって、過去3回ほど、大阪府の富田林市の会にも出させてもらっている1人でございます。

その中で、目を向けていただいたということについては喜んでいきますので、市また県との連携をよろしくお願ひしたいということをお願い添えて、終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 農林関係ですけれども、工事関係の詳細な資材は渡すということでいいわけですが、農地費の前年度に比べて工事請負費はそのくらい大きく膨らんでいないわけですが、団体営の場合、前年に比べて4.5倍ぐらいの事業量になっておる。この予算を見ますと、農地費で職員が2人、団体営で職員が1人というふうに張りついているわけやけど、果たしてこれだけの事業をするのに、予算はこれでいいわけやけど、これから人事異動もあるということになれば、1人ぐらいは技術職が農林に配置されるのであろうというふうに思いますけれども、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、82ページです。償還金、利子及び割引料で、初めて国営十津川紀の川2期事業償還金ということで組まれています。今まで市長になられてから積み立てをしてもらってきていますが、まだ積み立てる必要があるのではないかなとは思いますが、しかし、今、新たに初めてここにぽんと出てきたけれども、返済になっているのか。たしか、聞いているときは毎年毎年やったら利子もかさむので、積み立てをして、一括返済といったらおかしいですけどもできるだけ固めて返済して、利率の低いのをやっていきたいというふうなことを聞いておったわけですが、どういう形になっておるのか聞かせてもらいたいと思います。

それから、83ページの林業振興費ですけれども、奈良の元気な森林づくり推進事業委託料という、毎年大きな金額を計上されております。西山の間伐等を主にされていると思うんですが、この事業が始められてからどのぐらいの間伐がされているのか。まだまだ、なかなか間伐まではいっていないと思うんですが、やはり追加の問題とかいろいろな問題が出てきておる中で、やはり間伐、間引き、これは一番大事なことやというふうに思うわけですので、その辺がどれぐらい進んできたのか、教えてもらいたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 人員のことに关しましては、現在、人事異動、3月末に内示に向けて整理をしておるところでございますので、いろいろな配置等も考えておるところでございますということしか言えません。済みませんが。

十津川紀の川のことにつきましては、担当の部長からお話をさせていただきますけれども、第2十津川紀の川と、それと大和平野の2期工事、これと2つの工事がある、第2十津川紀の川の方の工事が終了したということに伴っての話でございます。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 ただいま委員がご質問の、十津川紀の川の2期事業償還金5,546万2,000円を計上させていただきますところでございます。既に、この十津川紀の川の2期事業に係ります償還につきましては、基金積立を平成22年度から行ってまいりました。平成22年度7,000万円を皮切りに、平成26年度ということで、積み立てとして2億6,000万円を原資として持つておるところでございます。こういう積立基金を行った中で、償還にあわせて取り崩しをしていくという当初の方向でございました。平成27年度の予算を組む上において、この償還に係る部分について、交付税算入の高い起債が見込まれる、こういうことになりました。一般財源丸々持ち出しで償還に係るよりも、交付税予算よりも高い起債ということで、これが90%の50%、90の50といった、かなり交付税算入、高い率での公債事業債等ということで見込まれることになったことに伴いまして、十津川紀の川の償還の財源としては平成27年度につきましては、起債を見込んで充当させていただいておる、こういうところでございます。

以上でございます。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほどご質問がありました、奈良の元気な森林づくり間伐促進事業でございますが、平成20年度から実施させていただいておりますけれども、現在まで累計で約56ヘクタール間伐の方を促進させていただきました。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 市長の方から工事請負につきましては人事異動を検討中としか言われぬ、そうやと思います。できるだけ、こういう大きな事業を消化していくには、3人ではしんどいかなと思いますので、配慮してやっていただきたいなというふうに思います。

国営十津川、今、総務部長から聞かせてもらいましたように、今年から起債が張りついたと。その充当率90%に対して交付税50%、有利な起債が発行されたとか許可されたということで、これからは毎年その起債を使って返していく。ということは、積立金に手をつけなくても、いけるのではないかと、こういうことやな。急に変わってきたわけか。ありがたいことはありがたいことや。市町村にとっては。なるほどな。だから、平成27年度からここに上がってきたと、こういうことですね。わかりました。

それから、池原課長から奈良の元気な森林づくり、今まで平成20年からして大体約56町ほどやってきたということですけども、これは課長に聞いてもわからへんかもしれないが、ず

っとこの事業が続いていくわけや。そうしないと、山全体、旧新庄においたって550町、山の面積があると思うけれども、約1割ぐらいしかできていない。実際、個人でやっておられるところもあるとあるかもわからへんけども、できるだけ消費者の方に協力していただいて、間引き、そういうようなものをしてもらいたいなど。そうしないと、治水の関係が出てきていますので、大体、今、西山で50年から60年ぐらい、植林されてなっていると思うので、保水力もだいぶできてきたのかなというふうに思いますけれども、やっぱり間引きをしないとなかなか保水力もうまくいかないということで、この辺も力を入れていただきたいというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長。

増田副委員長 78ページでございます。農業振興費の負担金補助及び交付金、先ほどの岡本委員の関連で、農業近代化資金利子補給金6万8,000円。先ほどの説明にもありましたように、従来は農業者の支援策、国等からの支援策については、これが重要なウエイトを占めていた。ところが、その条件が、認定農業者という1つの条件を設けられたことによって、それ以外の多数の農業者の支援がなくなった。ほとんどの方が近代化資金を使ってトラクターを買っていたのが、それがなくなったという、そういう経緯かなという認識をしております。

となると、この認定農業者とはいかなるものか。どうやったらなれるのか。その辺のところが非常に興味といいますか、問題のところかなと思うんです。私も若干聞いておるところによりますと、全国ワースト2とか3とか、認定農業者の数がことごとく少ないのが奈良県の状況というふうに伺っています。条件がいろいろとあるかとは思いますが、条件がありながら、認定農業者になっておられない方がたくさんおられる。

国は、認定農業者によってその地域の農業の支援をいろいろと、規模、人数に応じて支援策を総量で検討されているというようなことも聞いたこともございます。要するに、葛城市で、ある一定よりの多くの認定農業者を確保することが、国からの支援策にも影響を及ぼすと、こういうふうに思うんですけども、現状、管内の認定農業者の人数、それから定めておられます認定農業者の要件について、お伺いをします。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原です。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご質問のありました認定農業者でございますが、現在、市内56人の認定農家の方がおられます。

それと、認定農家の条件でございますが、これにつきましては、5年後の営農計画を上げていただき、また、今現在している販売農家の方が、こういった形の中で将来的に向上性のある農家を目指していただけるかという形の書面をいただくものであります。

それと、今現在、認定農家につきまして補助金等という形でございますが、ここに現在、人・農地プランの中でその地区の中心経営体になることが必要となりますので、今現在、認定農家プラス人・農地プランにおける中心経営体という条件が出てきております。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

増田副委員長 56人となると、専業農家の数より少ないんですね。ということは、専業農家ですらこの認定農業者になっていただいていない。別にメリットがないからならないんだと、こういうことも多分あるかと思うんです。

これは、先ほど言いましたように、葛城市の農業の1つの物差しとして、国とか県とかはこの人数を非常に大切にしておる、そういうふうには伺っています。少なくとも、大主権兼業を含めた、恐らく百数十名ぐらいが対象になるかと思うんですけれども、先ほどの5年間の営農計画を立てるということは、農家にとってはなかなか不得意な科目で、誰かが手伝ってあげないとこれはできない、事務量が煩雑になるとかという、担当の方のご苦勞は十分承知をしておりますけれども、そういう1つの今後の地域の農業支援、国・県からの支援策を有効に使うというふうな面から見て、一定の人数の確保というのは必要になってくるのかなというふうに思いますので、その辺をひとつ、推進策というのも何とかご努力いただけないかなと。

それから、そういう1つのメリット策、これは先ほど言いましたように、得にならないから認定農業者になったら税務署から目をつけられるとか、そういうデメリット、好ましくない情報が先に出て、余り手を挙げられない方が多いというふうには伺っていますけれども、逆に、そういうメリットの面を前面に出されて、何かの機会に周知、人数確保に周知等をやっていたらいいのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の策がありましたらお聞かせください。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいまのご質問でございますが、認定農家、認定農業者の集積に関しまして、現在これといった案は持っていないんですけれども、これからまた農家の方と協議いたしまして、認定農家のメリット自体を前に出していけるようにやらせていただきたいと思います。以上でございます。

西井委員長 副委員長。

増田副委員長 私が言いたいところを十分理解をしていただいたら、当然これはやっていかなあかなというふうに理解されると思うんです。得にならないからやらないだけやという農家はたくさんおられると思うので、先ほどの岡本委員がご心配されておられるように、非常に高価な機械を導入するときには必ずメリットとして貸し付け等の優遇措置、利子補給等、やっていただけるといようなことも余り知られていない。だめになったということだけが前に出て、こうやったら継続的に支援をいただけるということも含めて周知をしていただいて、認定農業者の確保に努めていただくようお願い申し上げます、質問を終わります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 観光費でお尋ねをしたいと思います。84ページ、85ページにまたがるわけですが、まず、委託料の測量設計委託料318万2,000円が新しく出てきておるわけですが、この内容。

それから、負担金補助及び交付金の中で、観光振興補助金、昨年の倍ほどになって310万円ということになっておるわけですので、これの内容を教えてくださいと思います。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

今のご質問で、まず、測量設計の委託料でございます。こちらの委託料につきましては、県との連携事業で奈良盆地の周遊型のウォークルートの設定を行い、統一的な案内サインの整備を行うものでございます。

市内の設地箇所については、50カ所程度を予定しておりまして、平成27年度に測量設計を行い、平成28年度に設置をするという予定でございます。

次に、観光振興補助金の増額になっている分でございます。こちらの補助金に対しましては、観光協会で行っていただく事業に対する補助金でございます。相撲館の活性、相撲の振興ということを目的に、具体的に吉本興業に委託をしまして、相撲を題材とした物語の舞台化を目指すものでございます。その物語の設定づくり、脚本づくり、出演者の募集、オーディション、稽古、講演等、吉本のサポートのもとで、観光協会と地元の方々に協力していただきに行い、出演者に先日、観光大使に就任していただきました河内家菊水丸さんやご当地に住みます芸人等、吉本芸人の出演もしていただく予定をしております。

これにつきましては、吉本のブランド力を使うことによりまして、葛城市の相撲館、相撲の発祥を全国に発信したいというねらいがございます。また、地元の皆さんと一緒にすることによりまして、地元を見直していただき、一層地元に対する誇り、地元愛を高めていただくというねらいもございます。

以上のような形で、地域の活性につなげていきたいという事業でございます。

事業費自体は、この中の200万円を予定しております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長の方から説明をしていただきました。測量設計については、今、県と連携してウォークルートの整備をやっていくということになっているわけ。これは新市建設計画に載っていたルートではないわな。どういう場所をルートとして選定していくのか、それを教えてくださいと思います。

それから、平成28年度から工事をしていくということになるのか。今年、設計して。

それと、観光振興、相撲館のPRといいますか、相撲の発祥地ということで吉本興業に、観光協会から委託をすると、だから助成金として組んである、200万円ということやけど、これは、観光協会は通常補助は80万円やと思うけども、これも含めてあるわけか。ということは、予算は310万円になって。ああ、そうかそうか、竹内街道1400年関連事業の30万円も含んで310万円やな。なるほど。わかりました。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 今、ご質問の観光ルート、奈良との合同の分でございますけれども、奈良盆地を1周するという形のルートを県が今検討しておりまして、その西側の部分に当たります葛城市

の部分でございます。こちらにつきましては、御所市の方から来ておりますルートを引き継ぎまして、山麓部分、笛吹神社、置恩寺等を通りまして、今、建設中の新道の駅の方へおりてきまして、そのあと、大和高田市を經由しなければならないものでございまして、南阪奈道路を大和高田市の方に下りまして、奈良文化高校の方から大和高田市大中公園をめぐるまして、また横大路から竹内街道に戻ってきていただいて、當麻寺、それから石光寺を通って「當麻の家」を通って香芝へ抜けるというような形をとっております。

以上が予定のコースでございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ということは、新庄地区については葛城古道の辺を通ってくると、こういうことやな。それで大和高田市に入って、竹内街道をまた上っていく、こういうルートということになるわけやな。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 私は、6款の土木費の方に入ってまいりたいと思います。まずは、道路改修費としての道路橋りょう維持費、あるいは道路新設改良費についてでありますけれども、とりわけ、道路橋りょう維持費、この間、本予算特別委員会、決算特別委員会でも議論をされてきたところでありますけれども、新設改良事業費については、一定、詳細な計画を持ち予算計上されているというふうに思うわけでありまして、維持費の方についてはどのような事業の把握というか、この場では大字要望があれば事業を進めていく、こういうふうにご答弁があったわけでありまして、そういう方針、方向というのは、2つのこの費目について全く変わっていないのか、原課自身が常々道路パトロールをし、どの部分が道路の改修をしなければならない、あるいは路側線を引かなければならないとか、横断歩道を正しくつけなければならないということ、本来されるべきだというふうに思うわけでありまして、そういうことがされているのかどうか、まずお伺いしておきたい。このように思います。

それから、尺土駅前周辺整備事業費、あるいは国鉄・坊城線整備事業費であります。

尺土駅前周辺整備事業費については、平成26年度については新たな事業を一旦休止しました。そして、新年度については工事費2,000万円、公有財産購入費1億1,300万円、補償金が2億5,000万円計上されています。この間の総務建設常任委員会等の傍聴をさせていただいて、一定の予算がなされるのではないかということは予想をしておりましたが、実際に国鉄・坊城線について工事協定が変更しなければならないという、こういう状況になっている中で、新年度の事業の実施の見通しをお示しいただきたいというふうに思うわけです。

この3点、お伺いしておきたいと思います。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いたします。

ただいまご質問の道路の維持補修、また新設改良事業につきましては、建設課の方で行っておるわけでございますけれども、維持につきましては、道路維持、路肩排水路改修工事ということで、路肩の草刈り等も含んで建設課の方でさせていただいておるわけでございます。

けれども、これにつきましても、先ほど白石委員がおっしゃられていましたように、大字要望とともに、また、道路パトロールをさせていただきながら、傷んでいる箇所につきましてもはその箇所を改修させていただく。なお、緊急的に道路が陥没しているというところもございますので、その部分を含めて維持補修を行っておるというところでございます。

道路新設改良事業につきましては、主に先ほど申されましたように、そういう道路パトロールにおいて傷んでいるところ、主に舗装の部分が傷んでいるところの部分が路線的に大きいところにつきましては、新設改良事業で行っているというところでございます。平成27年度におきましても、木戸東岸線ほか10路線において道路維持につきましては計画をいたしておるところでございますけれども、先ほど申し上げました舗装、また路肩、また排水路改修、路肩の草刈り等で維持補修、橋りょうの維持を図っておるというところでございます。

新設改良につきましては、新庄停車場線等の道路改良、また舗装改良を計画しておるというところでございます。

以上でございます。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 都市整備部の生野でございます。私の方から、尺土駅前の関係と国鉄・坊城線についてお答えさせていただきます。

尺土駅前周辺整備事業費につきましては、平成26年度予算計上いたしておらず、用地交渉に専念するというをお伝え申しておったわけでございまして、その中で用地交渉が進んだ分につきましては、平成26年度繰越し等で一部は支払いを終わっておるわけでございまして、その用地交渉をした中で、今年度、予算を組まさせていただいておりますのは、4月以降に契約のめどが立っておるという部分を予算計上いたしておるわけでございまして、工事につきましては取り壊しが終わった部分につきましては、駅前付近の整備を行うべく工事請負費を計上いたしておるわけでございます。

なお、国鉄・坊城線整備事業費については、ご指摘のように架道橋のJRとの協定につきましては、期間延長ということもお願いしているわけでございまして、その中で、用地につきましても鋭意努力を行っておるわけでございますが、先日来、架道橋の方で、ご契約をいただけない所有者が1件あるわけでございまして、それにつきましても近々に会うという予定もとれております。まだ、前向きな話ではあるかどうかということとは接触しないとわからないわけなんですけれども、先方の方から会いたいというような意向もいただいておりますので、一旦お会いいたしまして、事業のお願いをすべく努力をしていく予定をいたしております。

なお、笛堂地域の国鉄・坊城線の大和高田市区域に向けての用地につきましても、今現在、鋭意用地交渉の努力を行っているわけでございます。新年度、工事請負費6,000万円組ませていただく部分につきましては、用地交渉の終わっている部分の工事を行う予定をいたしております。

進捗状況については以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ、建設課長なり都市整備部長の方からご答弁をいただきました。

道路橋りょう維持費については、基本的なルールとして、大字要望について、事業を計画して実施をする。もちろん、道路パトロール、この間もそういうご答弁をずっとしてきたわけでありましてけれども、そういうルールで、道路新設改良費も、私は多分にそういう要素が強いのではないかというふうに思っています。

私どもが議員という職責から、地域をよく回るわけでありましてけれども、どうしてこのような道路ができるのか、そういう部分があるんです。そしたら、これは大字要望でやっています、囲繞地であったり、市道としての要件を満たしていない道路であったり、この事業が実施をされている。そういう仕事のやり方でいいのかというのは、私は常々感じているわけでありまして。

だから、当然、市民から見ても、議員はもちろんのこと、やはり市役所がやっている仕事ということは、これは誰にもわかるわけですから、どうしてこういう仕事になっているのかというのは、これは疑問に感じるわけです。やっぱり、市が主体的に事業の計画をし、実施をしていくという、そういう主体性がなければ、どうしても大字要望が優先になり、市の道路要件あるいは実際に囲繞地につけて、本当に地域市民の通行の便に供するのかという、そういうところも出てくるので、そういうことはやっぱり優先順位としてもおかしいわけで、私は本予算特別委員会、決算特別委員会だけで議論をして、皆さんは注文をしているわけでありましてけれども、これを個々に取り上げていったら、私は大変なことになるというふうに思います。個々に取り上げていきましょうか。やっぱり、市が責任をもっと負える仕事をしなければだめだというふうに思うんです。

きょうはこの程度にしておきますけれども、原課と1つ1つお話をお聞かせいただいて、ルールの確立に向けて取り組んでまいりたい、このように思います。

尺土の駅前、国鉄・坊城線については、私たち、本当に、とりわけ尺土の駅前については、平成27年の竣工を楽しみにしていたわけでありまして、市民の多くの方々も近隣地域の方を含めて、とりわけですけども、竣工を本当に望んでいた。本当にあの細い道路を小学生が通勤の交通煩雑した中で、自動車がどんどん行きかう中を通学している、こんな状況は早く解決しなければならない。特急が停車する駅で、車の送迎もままならない。タクシーもつかむのに不自由を感じている。本来、葛城市の中心にならなければならない地域だと、私は思っています。そういう点で、ここに全力を挙げて、市民の皆さん、地域の皆さんの利便性や安全性を守るために、力を尽くしてもらわないかん。このように思います。

国鉄・坊城線もしかりです。地域の人たちの努力によって、いろいろ用地買収やそういうことが進んできたという経過もあります。そういう期待を裏切らないように、本当に地権者の理解を得るための努力をしていただいてやっていただかないと、本当に莫大な市税を投入しているわけです。それらが平成29年以降に先延ばしにされているわけです。私は、都市整備部、とりわけ建設課のスタッフの顔が全てわかりますけれども、なかなかこれは大変な事業を、本当に少ない人数でやらないかん、大変だなというのはよくわかります。しかし、事業の優先順位、10年たっただけでこういう状況になっているということとあわせて、しっかりと

捉えて取り組んでいただきたい、私はこのように思うわけですが、どうでしょうか。平成29年に本当に橋りょう改修ができる、そういう見通しを持ってやられているのですか。そういう覚悟を持ってやられているのですか。お伺いをしておきたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

西井委員長 白石委員。

白石委員 答弁は、市長、できると思います。しかし、実際に道の駅事業、そして尺土の駅、国鉄・坊城線、さらにここに載っている道路新設改良事業等々、多大な過重な仕事を抱えているわけです。当然、限られた人材の中でここに集中するということはできないというのは、私も理解できます。しかし、私が言いたいのは、とにかく市長、副市長、部長が本当に先頭に立って、地権者あるいは地上権を持っている方々、近隣の工事をやるために、近隣の同意を得るために、責任を持ってやっていただかないと、職員の尻をたたくだけでは、これはなかなか進まない、私はこのように思っています。この点を最後に述べて、この3つの問題については引き続き取り組んでまいりたいということ述べて、終わっておきます。

西井委員長 暫時、休憩いたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時20分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

ほかに質問はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 まず初めに88ページ、道路新設改良費の中の負担金補助及び交付金、二上神社口10号踏切改良工事負担金1,000万円、これの内容です。

それから、3目の尺土駅前周辺整備事業費の尺土駅前構内エレベーター工事補助金、多分これは平成27年度で終わりやと思うけども、内容について。

それから、国鉄・坊城線整備事業費、全体に工事請負については明細をいただくということであれなんですけども、前にも私はお願いしておったと思うんですが、JRの方がなかなか前を向いて行かんということで、東の方、大和高田市も協議をして東の方を先にしていくという話があったわけなんですけども、その後、大和高田市との協議をどういうふうにされているのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いたします。

88ページ、道路新設改良費の負担金補助金及び交付金につきましては、記載のとおり、二上神社口の10号踏切の改良工事に伴う市道管理者の負担金であります。枕木を角質の鋼管ゴムの被覆型舗装板への改良工事ということで、計画をしておるものでございます。これにつきましては、近鉄の工事につきましてはの工事でございます、その部分についての負担金ということでございます。

(「場所は」の声あり)

石田建設課長 10号踏切。當麻第一保育所の付近に係ります踏切でございます。昭和54年に4メートルの拡幅になった場所でございます。拡幅部につきましては市道管理の負担ということになりますので、その分についての負担金ということで計画をしておるところでございます。

また、尺土駅前のエレベーター事業につきましては、昨年から実施させていただいておりますのでございまして、平成26年度におきましては、その設計の調査に係ります部分の予算を計上させていただいたところでございますけれども、平成27年度におきましては、そのバリアフリー整備事業に対する事業ということで、エレベーターの設置なり、駅構内のバリアフリー化に対する工事の予算を計上させていただいております。

尺土駅につきましては、駅構内のエレベーター2基に対する工事費に係ります、負担金計上をさせておるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 都市整備部の生野でございます。

国鉄・坊城線の東側、大和高田市領になろうかと思えます。その分につきましては、大和高田市の総合運動公園の約200メートル間が国鉄・坊城線の延長になるわけでございます。この方向性というご質問でございます。これにつきましては、今現在、葛城市、大和高田市両部長で協議は以前から行っておるわけでございます。国鉄・坊城線のある程度のめどが立った時点で、大和高田市への延長という話の中で、今現在、工事の負担なり用地の件につきましても協議を行っているわけでございます。岡本委員もご存じのように、都市計画決定のあった公園でございますので、都市計画決定の一部変更等の協議もこれから重ねて、協議をしまいるという予定をいたしております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 それぞれ部長なり課長なり、答弁していただきました。

まず、二上神社口、當麻保育園ということは、農協の西側ということになるわけやな。これは今現在4メートル。それを拡幅するということか。踏切板ということは、改良工事やな。それは、何でうちが負担せなあかんのかな。その理由を。何回もやっておったら聞かれへんし。その理由だけ教えてほしいと思うけども。

それと、古い話やけど、平成7年ごろ、建設省と運輸省が合併して国交省になったときの協定があると思うけども、それに基づいていったら、こんなに大きな金額をうちが負担せならんようになっているのかどうかということで、それも含めてお聞きをしたいというふうに思います。

それからエレベーターの関係ですけども、昨年、設計委託ということで負担金を組んでおった。今年は工事ということで、一応、今年で完了すると思っておるけども、そうでもないのかどうかということ。

それから、今、部長から、国鉄・坊城線、公園で都市計画決定を受けて変更せないかんと、今、部長間で協議しているということやけども、かなり東の方も進んできてい

る関係上、早いこと決めないと、計画決定、市町村でできるというものの、すぐにはできへん。だから、話を持っていっても2年、3年ぐらいかかるので、早急にそれを決めてもらわないとなかなか前向いていかないのと違うのかなというふうに思いますので、早急に詰めていただきたいというふうに思いますけど、その辺、どうですか。

また答弁お願いいたします。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 二上神社口10号踏切の改良工事の1,000万円の負担でございます。この件につきましては、現在の踏切の改良ということでございまして、ご指摘のように、近鉄2分の1、市道管理者は2分の1ということで、予算を計上いたしておるわけでございます。

そして、国鉄・坊城線の大和高田市側の部分につきましては、ご指摘のように都市計画の変更等もございますので、早急に大和高田市の方と詰めるべく努力をしていきたいと思っております。

以上です。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 尺土エレベーターの工事でございますけれども、平成26年度から設計等を、組み合わせていただいておりますけれども、平成26年度、平成27年度の整備期間計画として実施をされているものでございます。エレベーター2基とその他の警告誘導ブロック等の整備に対する、バリアフリー化に対する整備費に対する補助でございます。

それで、竣工予定につきましては平成28年3月31日になっておるものでございます。

よろしくお願いいたします。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 生野部長から踏切の改良工事、2分の1ずつということになっておるわけやけど、以前に忍海の歴史博物館のところでこういう話があったときに、近鉄と話をして、一切負担金は出しませんよと、出していない経緯があって、その後どういうふうに、負担金を出していったのか知らんけども、私鉄との協議があると思うんですが、だからその辺の、運輸省と建設省が合併した当初の覚書があるはずと思うから、それから言ったら、負担はする必要はないのやないかなというふうに、私は今も思っております。

ですから、要るものはしょうないけども、やっぱりそこらをよく近鉄と詰めて、できるだけ、市長がいつもおっしゃるように、皆さんからいただいた税金を無駄に使ったらあかんということから見たら、やっぱりきちっと交渉して、出さんでもいいものは出さんようにしていく、こういうことで、ひとつ、お願いしたいというふうに思います。

また、国鉄・坊城線については、部長の方から早急に詰めていくということですので、できるだけ早い時期に協議を成立させてもらいたいというふうに思います。

尺土の駅前については、今、課長の方から話がありましたように、平成27年度中に完了していく、こういうことで解釈をさせてもらいたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 91ページの7目の地域連携推進事業費の測量設計等委託料なのですが、これの事業内容等を教えていただけたらと思います。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。

平成27年につきましては、橋りょう長寿命化修繕計画によります東室橋の調査費と、道路法の改正に伴いまして、橋りょうの定期点検がございまして、市内には220カ所の橋がございまして、それが5年に1度の点検の義務化によりまして、それを毎年40カ所から50カ所の調査をするというところで、予算額を計上させていただいているところでございます。以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 5年に1度点検ということで、この事業はいつからの事業か、お願いします。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 平成27年度から実施するものでございます。

内野委員 わかりました。

東北の震災が起りまして、公明党も防災・減災ニューディールということで、耐震化に力を入れてまいっていますので、どうか、この事業をよろしくお願いいたします。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それで、次に、白石さんの方から道路維持、また道路新設改良ということで質問があったと思うんですけども、道路新設改良、白石委員がおっしゃったように、まさに大字要望といえますか、大字の方から出てきた道路の改良工事が主やというふうに思っておりますけれども、ここ2、3年ずっと見ていますと、予算の大半が舗装で終わっておるような感じがするわけですけども、今年も工事の内容は、後ほど一覧でもらえますけれども、主に道路新設改良でいくのかということでお尋ねしたいのと、大字要望の道路幅員ですけども、1つの基準といえますか、市の方で持っている基準があると思うんです。例えば、舗装幅員何メートル、道路の敷地何メートル、必ず道路側溝つけなければいけない。これは農林あるいは建設で分けて、幅員の決まりがあると思うんですけども、私も、間違っておったらあかんで、今の基準がどんなになっておるのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

それから、91ページの社会資本道路改良交付金事業費、これも工事請負は別に一覧でもらえるということですけども、昨年に続いて、ここでいくと葛城川というふうに思っておりますが、ほかに工事用の箇所があるとしたら教えてもらいたいというふうに思います。

それから、92ページ、流域対策施設整備事業費、新しく出てきておるわけですけども、この事業については多分、貯留浸透か何かの事業かなというふうに思いますが、この流域対策の整備事業費について、中身、どういう事業をするのか。今年から新しく出てくるわけやけど、今後ずっと続けていくのか、今年だけで終わるのかということも含めて、教えていただきたいと思っております。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。

まず、道路維持また新設改良事業につきましての、舗装が大半で大字要望の基準があるのかどうかというご質問であつただろうと思います。舗装につきましては、現道の4メートル、基準としては4メートルということで基準を持っております。それにつきましての道路改良また維持補修、維持補修につきましては、草刈り等をさせていただいておりますので、若干幅員が狭いところもあろうかというふうには思いますけれども、新設改良事業等につきましては舗装4メートルというような形を基準に持つておるところでございます。

社会資本の事業につきましては、昨年度からさせていただいております。平成26年度につきましては、葛城川東側線の測量設計をさせていただいたところでございます。それに引き続きまして、平成27年度におきましても工事を進めてまいりたいというところで、予算計上をさせていただいております。

また、給食センターが移転することに伴いまして、中道・諸楯線につきましても給食センターの移転に伴いまして、本線の道路改良と、また当センターの解体が必要ということになりますので、その調査費を計上させていただいております。考えておるところでございます。

また、流域対策につきましては、近年の大雨によります河川の増水ということもありまして、今、計画させていただいておりますのは、尺土駅、地元により了解が得られたことによりまして、ため池の活用を利用させていただいた治水ということで、流域の保水、また遊水機能を積極的に保全していくというような形で、雨水をためて徐々に流していくということを目的として、尺土駅の地元の了解を得られましたので、ため池の活用をするための調査費を計上いたしておるところでございます。

また、第一健民運動場を利用した貯留ということでの調査費を計上させていただいておりますので、尺土駅及び第一健民グラウンドに係ります流域対策というところの調査費を計上させていただいております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、課長の方から説明していただきました。まず、道路新設改良の幅員の関係ですけれども、舗装幅員4メートルということになりますと、敷地から言ったら幅はどのぐらいになるのか。擁壁の幅が決まってくるので、4メートル50センチメートルになるのか、あるいは30センチメートルでいけば4メートル60センチメートル、そこへ必ず側溝がついておったというふうに思うんですけれども、その辺の確認だけをお願いしたいと思います。

今、社会資本の中で、給食センターという話が出てきたわけですが、平成25年ごろでしたか、市長の方から中道・諸楯線については一時休止をするというような話も聞いておったわけですが、いよいよ北を向いて行く。こうなってきたら、学校一教室といいますか、5メートルほど全部削っていくという計画があつたわけですが、それも含めてその工事に着手してもらえということで考えていったらいいのかなというふうに思いますけど、

その辺の話。

それから、いわゆる流域の関係、貯留浸透で、尺土池のことを言っていると思うわけですが、尺土池のかさ上げをしていく、こういうことになってくるように思います。

あと、第一健民グラウンド、これも例えば30センチメートル、40センチメートル、擁壁をぐるり囲んでいって、一時的にためていく。暗渠排水も兼ねて考慮されるのかなというふうに思いますけども、こういう事業をやっていくということになれば、これからほかの学校についても、既に終わっているところで暗渠排水の詰まっているところ、あるところも一部あるかもわかりませんので、今後こういうことを進められていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 岡本委員がおっしゃったように、幅員につきましては舗装の部分が4メートルと、あと、構造物等がございますので、4メートル50センチメートルというような形でお伺いしていただきたいというふうに思っています。

岡本委員 水路は。側溝。

石田建設課長 側溝も含めて。

岡本委員 別やろ。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 岡本委員のご質問でございます。道路幅員では舗装幅員が4メートル、それにつきましては、舗装等の維持補修をする間に最低ラインが4メートルということでございまして、おっしゃっているご質問の分につきましては、道路肩25センチメートル、25センチメートルの4メートル50センチメートルになるのが最低ラインでございまして、あくまでも新設をする場合につきましては、当然、道路側溝、両側50センチメートル、片側の場合もございまして、側溝が50センチメートル必要になる。

両側側溝になりますと、用地は5メートルになるかと思えます。

それから続きまして、社会資本道路改良交付金事業費の件につきましてでございます。これにつきましては、以前も事業名は変わったわけなんですけども、幼稚園のリズム室の建替えも建設課担当の部分といたしまして、取り壊しと新設工事を行った。その、今は北側が給食センター、今現在の給食センターがあるわけございまして、ご承知のように今月末で新給食センターが落成し、9月からオープンされるということでございまして、この中で国の補助事業を使いまして、今現在の給食センターを取り壊しいたしまして、今後、配送部分の施設につきましても、工事の中で保証物件として配送施設もつくっていく。そして、残りの部分につきましては、一部分の道路の改良を行うというのが、今現在予定いたしておる部分でございまして、今後、学校の校舎等のことにつきましては、十分、教育委員会とも協議いたしまして、今後の検討課題ということになろうかと思えます。

そして、最後の流域対策の件についてでございますが、今年度、調査費のみを計上させていただいておりますので、今後、この平成21年3月に大和川の河川整備計画の基本方針が策定されており、また平成23年9月には大和川河川整備計画も策定されておりますので、それ

に基づきまして、今後、検討してまいりたいというように思っております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、道路幅員、新設の場合のことを言われておるわけやけども、例えばもともと2メートルの道路があって、これを例えば舗装とかという要望が出てきたときに、拡幅する段階で今、言われた基準に該当しないと、舗装はしないというふうなことになるおったと思うんやけども、そういうことも継続してやっていく。拡幅もこれに該当するというので、私はいいのではないかなというように思いますので、そういうことでやってもらいたいというふうに思います。

それから、給食センターの移転の問題、部長の方で給食センターについては取り壊しをやっていく。あと、建物が建ってるかどうかわかりませんが。ただ、小学校については検討するということやけども、部長もご存じやと思うけども、この計画があるからこそ、先に学校を新築したわけやから、給食センター、その当時は移転の話はなかった。今、給食センターを取り壊すということになれば、同時に学校部分も取り壊しをして、できるだけ早く道路の開通に持っていくべきであるというふうに、私は思うので、ぜひともこの給食センターとあわせて、国との約束があるわけやから守ってもらいたいというふうに思います。

貯留浸透については、今年は大和川の河川計画があるので、調査費だけつけているということですけども、できるだけこれも補助事業に載っていくと思うので、先ほど言いましたように、ほかでこういう箇所があるとしたら、できるだけ進めていってもらいたいと思います。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 90ページ、地域活性化事業費の道の駅の方に入ってまいりたいというふうに思います。

これは、昨年の予算ぐらいからこの1年間、本当にお互いの意見をぶち当てて一生懸命議論してきた。この議論してきたということについては、私は私なりによかったのではなからうかというふうに思っております。今回が大きく議論する最後になるかなと思いますので、確認も含めて質問を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、今回上がっております工事請負費10億2,000万円、また備品購入、これが約1億円。この中身についてまずお教えいただきたいと思います。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 ただいまの藤井本委員のご質問でございます。

工事請負費の10億2,000万円、平成27年度で計上させていただいておるわけでございます。内訳とのご質問でございます。その中でまず、平成26年の繰越しをお願いいたしております1億9,490万円があるわけございまして、あわせまして約11億8,000万円になろうかと思っております。それにつきましては、地域振興棟と道路情報棟につきましては、間もなく設計が上がってくるわけございまして、設計が上がり次第、担当の方で詳細なる数字を入れまして、建築費用が出てこようかと思っております。そして、その建物とあとにつきましては、調整池なり周辺の整備ということで、いずれも今、鋭意、発注に向けての詳細なる設計を行っておると

ころでございます。

工事につきましては以上です。

西井委員長 河合部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。

備品のお尋ねでございます。1億20万6,000円という備品を計上いたしているところがございます。この分につきましては、直売所の什器、備品の関係と、それから加工に係ります厨房の機器の関係、それから1階、2階等の事務所に係ります備品関係が含まれておるわけでございます。その分をあわせまして、1億円の備品を購入する予定をいたしておるものがございます。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私はこの委員会に入っておりませんので、余り細かいことは知らないんですけど、直売所の備品まで買うということで、また加工所のそういった備品を買うということになると、先にお聞きました、要するに、前年度の繰越しとあわせて11億8,000万円とおっしゃって、建物で何ぼとか、そういう形は、概算でもいいから出ないんですか。多分それは出されていると思うんですけども。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 建物につきましては、道路情報棟と地域振興棟があるわけございまして、今現在の予定いたしておりますのは、両方含めまして、8億円から9億円という中での費用になるかと思えます。そして、調整池が1億6,000万円。残りの費用につきまして、周辺の整備を行うという予定をいたしております。

以上です。

西井委員長 よろしいですか。ほかに質問はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、今のは概略的にはわかりましたので、それはそうとして、いまだに私自身、この1年間質問してきた中で、納得ができていない部分というのがございます。それは何かというと、皆さん方も私がよく言っている言葉を思い出していただきたいんですけども、この工事の一体型と単独型という問題についてであります。

これは一般質問の中でも質問をさせていただいて、そのときの市長の答弁は、「これが表に出る前に」と、議事録を読んでもとそうになっているんですけども、私が聞いたのは「内々に」という言葉でしたけど、県と打ち合わせて、一体型はあかんと言われたと、県があかんと言ったと、こういうふうにご答弁をされたらと議事録的には残っているわけです。

私は思うんですけど、さっきも午前中の中で出てきましたけど、これ、例えば一体型であれば、一体型というのは県と市とは、共同というのはおかしいけど、お金を出し合っていると、こういうことなんですけども、あれば、「當麻の家」は、朝から出てまいりました、たしか記憶で3,500、3,600万円のトイレを改修するんだと、こういうのが出てきたけども、これは一体型ではできなかったんですよ、「當麻の家」は。先につくられたものですから。しかし、

あれが一体型であれば、トイレ改修についても県にやってもらえる。こういうのが一体型の例です。

このことをお尋ねしたときに、私は、生野部長も覚えていただいているかなと思いますけども、当初、この道の駅、地域活性化事業を、初め計画されたときには、コンサルタント会社に500万円でしたか600万円でしたか出して、コンサルも入れているわけです。コンサルは、どのように言っているか。短い文章で読ませていただきます。「道の駅の整備手法について。道の駅の整備手法では、道の駅の構成施設全てを市町村のみで整備する単独型と、道路管理者、いわゆる県や国と市町村が共同で施設を整備する一体型がある。一体型の整備手法では、駐車場、トイレ、道路情報ターミナルなどの交通安全上必要な施設については道路管理者、いわゆる国や県が整備し、地域振興施設、物産館やレストラン等は市町村が整備することになる」。これが、このコンサルが最後に言っているのは、「葛城市においては、道路管理者と共同で整備する一体型整備手法実現に向けて、今後、道路管理者等の関係機関との調整を進める必要がある」、このように、税金を使って出したコンサル会社がこのように言っているわけです。

市長は、昨年6月だったと記憶してるんですけど、その時の答えでは、これが表面化というか表に出る前に言ったけど、内々であかんかったと、こういう答弁で、ちょうど時間切れで終わったんです。

私、市長をちょっと見ていると、感心するのは、例えば給食センター。給食センターで国が補助金というものをカットしかけたときに、補助金についていろいろな、出せないというようなことになってきたときに、必死になって国にも行かれた。また、職員の人も連れて一緒になって陳情に行かれた。この姿というのを、私は非常に評価をしている。だから私は、給食センターについては、何も言ってもないし。やはり、そういう財政のところを、国に陳情に行ったりいろいろなことをされている。これは、みんな思っていると思います。

しかし、この道の駅にだけに関して、この件に関しては、大体の道の駅というのは県や市町村、また国や市町村でやられている。コンサル会社もそのように指導している。それが、確かに事前に県と話をしたときにあかんと言われましたという答弁をされたけども、なぜもっと市長らしく、今までやってきた、給食センターのようにやって来られたように、なぜされなかったのか。それをお聞きしたいのと、もし、一体型であれば、前もお聞きしたけども、一体型であれば、これは、何遍も言いますけど、コンサルが一体型にせえと言っているから、この一体型であれば予算上どう変わってくるのか。ここは、どういう、一体型の場合はこうやった、単独型の場合はこうやった、そういう予定もないことは計算してませんというような、どこかでお答えいただいたことがあると思いますけども、そんなことは絶対ないです。一体型と単独型の手法しかないねんから、単独型やったらこうや、一体型やったらこうやと考えるのが普通であって、そこはしっかりとお答えを求めておきたいというふうに思います。

西井委員長 市長。

山下市長 私は営業に関しては、できるだけことはさせていただいていると自負もいたしておりますし、おほめもいただいたというふうに思います。その営業力をもってしても、県の方はこ

れに対して、計画を一緒にするということがそもそもなかったということでございます。眺望のいいレストランの整備等、いろいろな計画を県も各市町村、宇陀市なり五條市なりいろいろなところと計画はされておりましたけれども、主にソフト事業を中心に、県は整備をされるということで、このことにつきましても、県の道路建設課なりに県が進めている一市一まちづくりの中で葛城市の道の駅も入れていってほしいと、事業計画の中に入れていってほしいということを何度も、それこそ何度も営業はさせていただきましたけれども、県にそのつもりがないということでございますので、これはいたし方のない判断だと思いました。

コンサルタント会社が一体型をするべきだということなんていうのは、一切言っていないわけで、そういう手法もあるということを示唆しただけでございます。事業をやる中で、県が出さないからこれは、事業自身はあきらめるのかといえば、そうではないわけです。ですから、いろいろな形で国から交付金等いただいて、事業を進められるように、またせんだつては、国交省が選ぶ重点道の駅候補にまで選んでいただいておりますから、これも営業の成果であろうというふうには思っております。国土交通省は、この重点道の駅候補にするからには、やはりそれなりにバックアップもしていかなければならないというふうな気持ちでいただいておりますので、多分、議論がかみ合わないとは思いますが。藤井本委員は単独型でなくて何で一体型ではないんだということをずっと言い続けておられます。一体型は無理なんだというふうには、私らは言い続けています。そこで、どんな費用になるんだとかといって試算をしたこともないし、やったことがないので答えようがない。だから、ずっとこのまま同じ話を続けていっても平行線のままで終わる話ですから、これ以上。私の答弁はこれだけでございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 まずコンサルから言われたことはないということですが、コンサルの資料に「一体型整備実現に向けて」と、こう書いてあるわけやから、これをどのように。今の市長の答弁、言われたことがない、書いてあるだけですというものなのか。

もう一つ、確かにほとんど平野部にある道の駅というのは一体型でされているというのも事実であるわけですが、話をして一体型はだめだった。しかしほかの例を出していくと、近距離にあっても一体型でやられているところもあるわけですし、市長はどれほど、これも平行線やから私も置きますけども、いつものように粘り強く本当に行かれたとは、私は思えない。

もう一つは、どこまでを整備、いろいろ1つの整備、例えば10億円やったら10億円、20億円やったら20億円で道の駅をする、それを市町村と道路管理者とが分担をしてするというのでしょう。そしたら、少なくとも駐車場部分、トイレ部分、情報発信の部分については、これは道路管理者がする。できる、できないは別としても、これをするというのが前提で、全国の大部分の道の駅はそのようになっているわけです。それを、そういうことをできへんから出していない。これは余りにも無責任だと思いませんか。もし一体型やったらこういうことになるねん、駐車場とトイレとこの部分については県が出してくれるねん、県がやってくれるねん、地域のところはもちろん市でやらなあかん、これの比較なんてするのは、私は当

然やと思います、市長。それをやっぴいなというのでしょ。う。

西井委員長 市長。

山下市長 同じことです。初めからコンサルがそう言ったのかもしれないですけども、それに向けて努力はしました。努力はしました。努力はしました。ただ、県はハードに対して、そのころ一切出さないというような方針があったようでございますけれども、こちらから一緒にやっていただきたい、道の駅をやる、道の駅というか直売所も含めて休憩施設なり何なりということをやるといふことに対して、ご協力をさせていただきたいということに対しては、ソフト事業しかお金は出せないということでございましたので、確かにコンサルティング会社はそういうふうにしたかもしれないし、私たちがそのように努力はしてきましたけれども、認められなかった。認められなかったことに対して、もし認められていたら幾らぐらいの予算やったということなんて出せないですよ。出さないですよ。それは。やはり、現在置かれている状況の中でベストの選択をしていくようにしてする、それが当然の話だと思っております。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 平行線やから、これはやめましよう。私は出すべきやと思っております。

西井委員長 ほかに質疑はございますか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、引き続き、道の駅についてお話を進めてまいりたい、質問を進めてまいりたいというふう思っております。

今、話に出ました重点道の駅、このことについてお尋ねをさせてもらいたい、このように思っております。

この重点道の駅は、全国モデル道の駅ということで、全国で6カ所選ばれました。もう一回言いますよ。全国モデル道の駅が全国で6カ所選ばれました。重点道の駅が全国で35カ所選ばれました。これらの認定証交付については、3月に既に認定証交付が行われているわけです。これらの認定されたところ。

葛城市はどうであったかという、そこには及ばず、道の駅候補49カ所、この中に葛城市の道の駅の「(仮称)かつらぎ」、こういうものが選ばれた。奈良県下では、葛城市の「(仮称)かつらぎ」、田原本町は葛城市よりも遅くに計画も立てて、まだ本当の計画の段階ですけども、田原本町。既にあります宇陀市、大宇陀の道の駅。また余計なことを言いますけど、奈良県で3つが候補として選ばれたけど、残りの2つは一体型ですよ。これは置いておきましょう。ごめんなさい。

これを見たときに、私は、1つは私らの考え方ももしかしたらちょっと考え直さなあかんのかなと、こういう部分が、正直なところ私にもありました。しかしながら、これをずっと見ていくと、選ばれたのは重点道の駅とモデル道の駅、これやといふことの認識だけは、皆さん、持っておいていただきたいと思っておりますけども、私、羽曳野市に白鳥の、あそこは立派な道の駅やなど、このようにも思っております。なんかかや言いながらもああいうのができたやないかと、個人的には思っておったわけですけども。あそこも含まれていない。あと、

大阪府の南にある岬町というところも、道の駅の計画をされています。これは町内にももう一つ道の駅があって、ここも何で選ばれてないのやろうと。見たら、大阪の方はほとんど出ていないわけです。

国交省の方に電話をさせていただいて、これはどういう形で選定されたのかということをお聞かせいただきました。そしたら、全国に1,000余りの道の駅が現在あるわけですが、計画もされているところも含めて、提案を募集した。提案を募集した中から、このモデル道の駅3つ、また、重点道の駅35というのを選ばせていただきました、こういうことです。国交省の方がおっしゃるのは、非常に全国に周知がならず、約1割程度の提案しかなかった。全国には1,000何ぼあるうちの道の駅が1割程度、100余りのところから提案がございました。その中から、モデルとなる3つを選ばせていただき、そして重点道の駅となる35カ所を選ばせていただきました。こういうことでした。この中には、重点道の駅の中には、市長が今月も追悼式に行って来られた陸前高田市の道の駅もこの35カ所に入っているわけです。

この35カ所を見てみますと、やっぱり100余りしか提案はなかったというけども、やはり（仮称）と書いているところは計画段階なんでしょう。計画段階の道の駅もこの35カ所の中に11カ所、計画段階の（仮称）何とかという道の駅が、35カ所のうち11カ所選ばれています。

葛城市はどうかというと、ここには選ばれることはなかった。既に伝達式は終わっていますけども、候補に挙がりました。この候補は何ですかというのは、これは国交省ではなかなか教えてもらえず、道路整備局、これは各地方の道路整備局でやっとなら、こういうことですので、道路整備局何ぼかにお聞きしましたけども、聞いてみますと、提案されたところはほぼここへ載せさせていただいた。ただ、要件に合わないところ、不備のあるところ、誠実さに欠けるところということについては除かせていただいた、このようなことでした。要するに、1,000何ぼあるうちの約100余りが応募されて、6のモデルが決まった。35の重点が決まった。約50の重点候補となった。残りとは聞いたら、やはり目的に沿わないというところは、それは落とさせていただいた、こういう答弁でございました。

そこで、お尋ねをさせてもらいたいけども、そしたら、葛城市、道の駅は既に「當麻の家」があるわけです。去年8月に道の駅の今後のやり方、手法のやり方について提案をくださいということを国交省から出して、10月に募集期間でした、こういうことでしたけども、新しい道の駅「かつらぎ」は少なくとも出されているからここに載っているわけです。「當麻の家」は出されたのかどうか。これをまずお聞きしたい。出されて載っていないというのやったら、よっぽどあかんかったんやなど。出されていないというのやったらそれでいいですよ。全国でも1割ほどしか出してないから。

それと、今後つくろうと、今、計画段階の道の駅、重点道の駅に入ったのが11カ所あります。重点道の駅候補、いわゆる葛城の道の駅です。これが13カ所ほどありました。計画されているところの約半分は重点道の駅に入っています。約半分は、重点道の駅候補となっている。この差というものをどのように理解されているのか、答弁を求めます。

西井委員長 山下市長。

山下市長 大変に勉強熱心な藤井本委員だと思っております。いつも、国交省やら総務省に電話を

かけていただいて、いろいろ調べていただいておりますけれども、ただ、今回、候補になった、1,000近くある中で100しか応募してなかったということに対しては、「當麻の家」は恐らく出していなかったんだらうというふうに思っておりますけれども。出してないです。応募をするというのは意欲があるかないか、知っているか知らないかというのは、情報量の差だと思いますけれども、知る知らないは意欲の差だと思います。それは。意欲があるかないか。

(削 除)

ただ、今回、うちが道の駅候補に選んでいただいた。できていない段階で候補に選んでいただいたのは、ありがたいなと思っておりますけれども、うちが掲げております地域の振興の拠点であったりとか、観光の拠点、また防災の関連の問題であるとか、さまざまな視点がその意に沿うところであったというところが認められたものだというふうに思っております。

いろいろと比較をして批判をするのは簡単だと思いますけれども、ただ、それを認めていただき、また、国の方からも候補にするからには応援をするよという言葉をしていただくということの方が、私は非常にありがたいと思っておりますので、しっかりと整備ができるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

藤井本委員 何で「當麻の家」は出さんかったんか。

山下市長 経営が違うから、私はわからんです。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員

(削 除)

山下市長

(削 除)

西井委員長 ついでに、「當麻の家」、申し込みがあったか、その辺の答弁をはっきりしてくれるか。
池原課長。

池原農林課長 ただいまの「當麻の家」が重点に対して提案していなかったという件につきましては、今現在、「當麻の家」につきましては、株式会社として運営していただいておりますので、運営主体としてこの提案に出すか出さないかという形がされたと思います。

以上でございます。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 意気込み、気持ちはわかるんですよ。重点道の駅の候補になってんよと喜ばなあかん。

しかし、現実として、候補でなくて重点道の駅になっている、計画している道の駅も10以上あるわけです。それをさっき質問して、そこと何が違うんですかということのお答えをもらってないですけど、ここは現実をしっかりと見るべきと私は思うんですけどね。

どうも、新聞報道を見ても、1,000余りの道の駅から奈良県のこことここが選ばれましたと、こういうようなことが載っているわけです。先ほど、私は例に出しましたけども、羽曳野市。また電話したんかと言われるけども、羽曳野市なんて、「こんな全然知りませんでした。そんなの眼中にない。もう忙しくて」と、こんなことをおっしゃっていました。それはそれやけども、今、どう考えたって、ここの認識を改めないと、国交省なり道路整備局は、提案を出されたところからしか選んでない。ここをしっかりと覚えておいていただきたい。どうも、全国にある1,000何ぼの中から選ばれているというふうになっているわけやから、提案を出されたところ、また不備のあったところ、提案の出されたところしか選んでいない。これ、違うねんというのやったら言ってください。

それと、その答えをもらってないんですよ。重点道の駅、既に3月6日に伝達式が終わっています。例えば、既に35カ所のところには3月の初めに、重点道の駅の認定証をいただいております。伝達式が終わっている。ここに、先ほどから何遍も申し上げているように、今、計画の道の駅がある。そこと道の駅の計画、いわゆる仮称という、うちらみたいな、この候補になったところの差は何かということを探っているんですけど、そのお答えを最後に求めておきたいと思います。

西井委員長 市長。

山下市長 一言申し上げたいと思います。どんなことをしててもこの道の駅をはやらせたいという思いがあればこそ、ほかの市町村で手を挙げないところでも手を挙げていく。当たり前のことではないですか。全国1,000幾らあって、そのうち100しか手を挙げない。それでも名前を挙げて新聞に載せていただいて、またテレビの取材も来ていただきましたよ。そんなことをしてでも、この道の駅を必ず成功させたいという思いがそうさせるんです。候補であろうと構わない。どんな形でも構わないから、葛城市の道の駅を知っていただきたいという思いがあればこそ、やっているんです。それが、候補だから差があるのではないですかとか、あるんでしょう。あるんでしょうけれども、それを重点道の駅や全国のモデルにしていくのはこれからですから、それも努力をしていくことが大事だというふうに思っています。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 これも何ぼ言っても平行線だなと。私は重点道の駅にこうやって応募をされて、提案をされて、これはあかんとは言っていない。しかし、現実を見ないと、同じように計画の段階

であっても選ばれているところもあります。今、うちの道の駅は計画段階、うちの計画では選ばれてないわけです。ただ、市長が言われるように、道の駅というものが。

西井委員長 藤井本委員、議題から外れていると思いますので、重点などとかいう問題も予算とはちょっと離れているということで。

藤井本委員 もう終わります。

ここは、ちゃんとした認識でいておかないと。もう終わりますね。一体型、単独型で県はあかんと言われました。ここで私は国の重点道の駅に選ばれましてんと言っただけで。そやけど、それも広告効果になるのかわからないけども、はっきり申し上げておきますけども、漏れているわけですよ。重点道の駅から漏れている。そやから候補には挙げてもらう。調べてください。国交省なり道路整備局で。違うのやったら違うとはっきり言ってくれたらいい。そういう認識のもとでいかないと、本当に間違った方向に行く。進めるにしても、現実というものをちゃんと見ておかないと。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 88ページからずっと補助事業があるわけやけれども、尺土駅前から始まって、流域対策までかな。この補助事業に該当する単費の部分、これを教えてもらいたいというふうに思います。例えば、尺土駅前とかあるやん。全体事業費、補助事業に該当するものは幾らで、単費の部分は幾らという形で教えてもらいたい。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時22分

再 開 午後2時32分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

まず、休憩前の市長の答弁につきまして。

市長。

山下市長 先ほど、藤井本委員との答弁で、—(削除)—のことにつきまして、私の方から過ぎた答弁もあったかもしれませんが、そのあたりにつきましては修正させていただき、取り下げをさせていただきたいと思います。ご了承いただきたいと思います。

西井委員長 そしたら、そのように取扱いますが、よろしくをお願いします。

もう1点、先ほど岡本委員が補助金についての部分について質問をされましたが、いろいろな部門の多い面が出てくるということで、議員活動というか、今回出てきた部分については担当の方から見せてもらって、また提出してもらえるとということで、理解してもらおうということで、よろしくをお願いします。

都市整備の部分で、生野部長、よろしくをお願いします。

岡本委員、これでよろしいか。

岡本委員 はい。

西井委員長 続きまして、改めて岡本委員の質問に入ります。

岡本委員 委員長の方から、先ほど言いました事業の内訳について、担当課の方から書面でもらえるということですので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

それで、ここの93ページから94ページの公園管理の中の委託料の関係ですけれども、公園等緑化管理委託料3,668万8,000円、こういうふうになっていて、公園事業が一本化されていると思うんです。二上公園、山麓公園、新町公園、薑公園、4つの公園を1つにされているということなんです、シルバーから言っている人はあれなんやけども、金額的に、我々が仕事している中やけども、非常にお金に限られて、なかなか仕事があまくいかないというふうなことも聞いているので、財源的に難しいかもわからんけども、できるだけこの費用をふやしてもらえないかなというふうに思っておりますので、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、使用料及び賃借料のところ、土地借上料590万8,000円出てるわけやけども、どの場所にこの借上料があるのか、教えていただきたいというふうに思ひます。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願ひします。

建設課で持っております土地借上料につきましては590万8,000円が予算計上されておるわけでございますけれども、木戸池公園ほか11カ所におきます470万8,000円の分を計上させていただいているところでございます。

以上です。

西井委員長 吉村課長。

吉村体育振興課長 体育振興課の吉村です。よろしくお願ひしたいと思ひます。

使用料及び賃借料の中の土地借上料のうち、コミセンの西側にあります笛堂池の部分につきまして2,147平方メートル、年間120万円の土地借上料をお支払いさせていただいております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 石田課長の土地の借上料、木戸池ほか11カ所ということやけども、後でまた聞きます、ほかは。時間がないので、また教えてもらいたいと思ひます。

公園の緑化管理委託料、これは要望という形にしないと、今、市長にお尋ねしても「はい、わかりました、すぐふやします」というのもできないので、ひとつ、そういう面も考慮していただいて、来年度からでもふやせる分は出してもらっていきたいというふうに思ひます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 次に、95ページ、吸収源対策公園緑地事業費、この中の委託料あるいは工事請負費、あるいは公有財産購入費、この場所、これを教えてもらいたいというふうに思ひます。

西井委員長 松村課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。よろしくお願ひします。

今の吸収源の内訳ですが、まず、測量設計等委託料につきましては、道の駅の西側の寺

口・太田地区、それら中戸地区、それから西室地区の3カ所の委託料を組んでおります。

工事請負費につきましては、同じく寺口・太田地区、中戸地区の2地区を予定しております。

公園用地購入費につきましては、同じく寺口・太田地区と中戸地区、この2地区を予定しております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、松村課長から答弁していただきました。委託料、寺口・太田、あるいはまた中戸、西室。工事請負については、寺口、中戸、公有財産については中戸、寺口、こういうふうに、今、課長から聞いたわけやけど、林堂、既に土地は取得してあると思うわけやけども、今年、この工事請負の中に入ってきてないというのは、どういう理由になっておるのか。中戸、西室は僕もようわからなかったわけやけども、何も工事したらあかんというのと違って、順番にやっていったらいいのと違うのかなと思っておるわけやけども、その辺、聞かせてほしいと思います。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 ただいまご質問の林堂の公園でございます。確かに、林堂につきましては、用地購入も設計の委託も完了いたしておるわけでございます。ただ、林堂地区におかれましては、生涯学習課の方で地区公民館の建替えをまず行われるわけございまして、その公民館につきましては、今現在、調整区域でありますので、県の方に事前の協議をされているということでございます。事前協議が終わり次第、開発許可申請に入られまして、建築に着手されるということでございます。ただ、今の中では、いつの時期に落成するかというのはめどが立っていないように思うわけございまして、ただ、もう1点につきましては、今、旧の公民館施設、林堂本郷の公民館の建物につきましては、吸収源の公園の工事をするために取り壊しを、この吸収源の中で補助事業をもって行う予定をいたしておりますので、今、教育委員会の生涯学習の予定されておる公民館が完成した後に、今現在あります本郷の公民館の取り壊しということになるかと思っております。取り壊しに際しましては、公民館条例の一部改正ということにもなりますので、そういうめどが立っていない中で、新年度の予算を見送ったということでございます。

なお、工事等が早くなりまして、取り壊しのめど等がつきましたら、平成27年度内に補正対応をさせていただくというように考えております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長がいろいろと説明してもらったわけやけども、そういう補正で対応してもらえらるということがあるのやったら、当初からここに載せて、もし公民館の取り壊しができないとなれば、平成27年度で、繰越し措置もできるわけやから、やっぱり私は、林堂の方が待っておられるわけやから、せめてこの予算にでも載せてあげておったら、林堂の人らも安心されると思うわけやけども、なかなか一般の人、ここに上がってなくて、確かに補正対応して

あげようということはあるがたいわけやけども、やはりそういうことで誤解を招きかねないというように思いますので、私も中戸、西室というのを初めて聞いたので、知らなかったわけやけども、吸収源、当初はCO2の削減ということを知っていたわけで、山間地域のところは非常に難しいというようなことを知っていたけども、採択基準がころっと変わってきたんやなというふうに、私は感じておるわけです。何も事業をしたらあかんというわけでも何でもありません。やっぱり順番というものはあるのだから、設計も終り用地も購入してある、そこから手をつけていただきたいなというふうに私は思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、引き続いて土木費の方に入って質疑を進めてまいりたい、このように思います。

90ページ、91ページの地域活性化事業14億4,800万6,000円の内容についてです。これまでの議論の経過を踏まえながら、質疑を行ってまいりたい、このように思います。

私は、この道の駅計画が提案された平成23年10月25日の常任委員会から、毎回、定例会ごとに議論をし、道の駅の内容についてどうなっているんだということで、ただしてまいりました。まさに、計画は3万3,000平方メートル、18億円から、事業計画案がどんどん変わってきて、事業面積も実際には3万3,000平方メートルに返りましたけれども、途中で土地公園事業で、交流広場部分もやるんだ、こう言って5万3,000平方メートルに変えます、あるいは市の所有の池を敷地の中に入れて一体整備をいたします、こういうふうになってきました。それがまた、3,000平方メートルで都市再生整備事業でいくんだと、旧まちづくり交付金事業なんだという形で、本体事業は3万3,000平方メートルに変わってまいりました。

この間の議論の中でころころ変わって、事業費が18億円から20億円になった。さらに、周辺道路の整備やオンランプの整備で、約5億円プラスになり、そこへもって、当初、都市公園事業でやろうとって、4万2,990平方メートル、違法盛り土の部分も含めてということでありましたから、その事業費を含めると2億4,000万円ですから、あわせて27億円という事業費になってきたという、こういう内容であります。そういうことが明らかになった。

さらに、施設の規模や内容や配置、そして事業収支計画や経営分析も変わってきたわけがあります。

当初、建物の規模、面積は1,575平方メートルでした。これは道の駅の部分は除きますけれども、交流広場部分、商業施設部分、1,575平方メートルでした。それが、私も今でもどうなっているのかわからない。いろいろ一般質問の答弁を聞いても。ここにある、この図面が一番正確なのかなというふうに思いますけども、一般質問の答弁では河合部長は改めて3,100平方メートルと言われたから、どうなっているのかなというふうに思っています。

本当に、施設の規模や内容や配置や、事業収支計画や経営分析がいまだにはっきり私たち議員は認識することができない。こういう状況の中で、既に平成25年の予算から、平成24年から予算は組んでますけども、全額繰越しましたから、実質は平成25年度の予算からどんどん予算が組まれて、そしてこのたびは、建物の建築も含めて事業費が計上をされているわけがあります。14億4,800万円であります。

本当に、こういう進め方で、本当に市民合意が得られるのか、本当に大きな疑問を持っているわけであります。

そこで、具体的に一般質問からの延長としてお伺いしておきたい、このように思います。

まずは、この間、施設の内容についてチャレンジショップ10店舗程度、アンカーショップも入れていく、その他もベーカリーとかケーキも、いろいろ言われているわけです。これらがきちっと決まらないと、家賃収入が何ぼ入るんやと。売り上げの地産分については15%だと、地産以外は30%、特産物についても30%の手数料で収入を上げる。このことによって、支出を賄って運営をしていくんだと、こういう計画でありますから、ここがはっきり決まっていなかったら、家賃収入が何ぼ入るかもわからない。売り上げによって手数料をいただくところについても、何ぼ収入が入ってくるかわからない。当然、事業収支計画や経営分析ができないのは当たり前だというふうに思うんです。

そこで、ちゃんと施設の内容を、はっきりとこれだというものを示していただきたい。私はこの内容でご答弁いただいているんだと思ったら、また3,100平方メートルと、こういうことになったら、3,100平方メートルのご答弁の中身というのは、1階が2,300平方メートルで2階が800平方メートルで、上下あわせて3,100平方メートルと理解してたんですけども、この3,100平方メートルというのは、一般質問での答弁はどの面積を指しているのかお伺いしたい。そして、それぞれのチャレンジショップはどうなった、アンカーショップはどうなった、その他のショップはどのようになってきたか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、吸収源対策の公園整備事業、その前に、93ページの3目の公園管理費ということでもありますけれども、私は、吸収源対策公園緑地事業という事業というのは、これは地球温暖化をとどめるために、温室効果ガスを減らす、そういう役目としてこの事業が民主党政権時代に提案されて、今やられているわけでもありますけれども、それはそれとして、私は、葛城市が策定されている緑の基本計画というのがあるんです。緑の基本計画に基づいて、実際には国の基準より、葛城市の場合は1人当たりの面積をクリアしているけれども、市街化区域内においてはやはり随分と設置がおくれているということで、公園整備を進めていくということを目指して掲げて、この間実施されてきているというふうに思うんです。

その1つが吸収源であるというふうに思うわけでもありますけれども、この間、緑の基本計画に基づいて、市街化区域内における公園整備をどのように取り組まれてきたのか、ここをお伺いしておきたい、このように思います。

次に、95ページの4目吸収源対策公園緑地整備事業について伺ってまいりたい、このように思います。

事業の目的というのは、先ほども言いました。地球温暖化対策の推進、温室効果ガスを削減する、これが目的でありますので、この間、疋田、木戸、兵家、今在家、これから新たに林堂もやっていく、今、中戸や太田や、そういう計画が上がっています。この間のこの吸収源対策の公園緑地整備事業の中において、では、その温室効果ガスをどの程度、この事業によって減らすことができたのか、減らすことができるのかという点、やはりここが大事だと、

事業の目的からしたら大事だというふうに私は思うんですが、この間の我が党の春木元議員の議論の中では、一定具体的な数字を出していただいていたわけでありますけれども、お伺いしておきたい、このように思います。

そして、現状では足田や木戸、今在家、兵家、兵家は、これはとってないですけど、寄附金という形で一般財源として徴収をされている。現実にはされてきたわけであります。これは、過去の議論の中でも明らかなように、当初の予算審査、予算特別委員会でも、これはいただくんだということで、明言をされているわけでありますけれども、今後の中戸やあるいは西室や林堂や太田、いろいろ計画されていますけれども、実際に寄附金をいただってきた、あるいは予算特別委員会で明言されてきたことが、今後も同じように寄附金の収納をされているのか。この点を、お伺いをしたいというふうに思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 白石委員のご質問の、施設の規模に関してでございます。この規模に関しましては、先ほどおっしゃいましたように、平成24年3月の当初計画では観光交流センター、まちおこしセンターほかで1,575平方メートルであったわけございまして、今現在におきましては、観光交流センター、まちおこしセンターほか、今、お手元、今、委員がお持ちの図面があらうかと思うんですけども、それにつきまして、床面積が1階部分は地域振興棟で2169.03平方メートル、2階部分につきまして678.83平方メートル、あわせて延べ床面積が2847.86平方メートルになったわけございまして、先ほど来申されていますように、当初は1,575平方メートルで、この地域振興棟に関しましては2847.86平方メートルでございます。一般質問等の中で、3,131平方メートルと出ておりますのは、道路情報棟の193.59平方メートルとその他駐輪場の90平方メートルをあわせて3,131平方メートルに相成っているわけでございます。

あと、ソフトの件に関しては、農林の方で答えいただくわけございしますが、1つ飛ばささせていただきまして、緑の基本計画に基づいて、どういうふうに公園の計画をしているのかというご指摘であったかと思えます。

この緑の基本計画につきましては、ご承知のように、合併いたしまして総合計画が平成18年10月にできまして、それ以後、平成19年3月に都市計画マスタープランを策定させていただいております。その都市計画マスタープランでは、人口1人当たりの公園面積が20平方メートルというのを掲げておるわけございまして、その中で、公園事業と緑の事業をするには緑の基本計画が必要ということで、都市計画マスタープラン策定後の翌年の平成20年に、緑の基本計画を策定させていただいております。この緑の基本計画につきましては、合併前、旧當麻町にはなかったわけで、旧新庄町が緑の基本計画をつくっておった。その中で都市計画マスタープランの下位計画といたしまして、緑の基本計画を策定させていただいて、住民の1人当たりの緑の面積をふやすという目的で事業にも進んでいるわけでございます。後ほど詳しくは、吸収源については松村の方からご説明申し上げますが、この吸収源の手法につきましては、この緑の基本計画に基づきまして、より有利な補助の事業ということで、吸収

源の公園対策緑地事業を選んで、今現在、事業を行っているわけでございます。

以上です。

西井委員長 河合部長。

河合産業観光部長 産業観光部の河合でございます。

白石委員のお尋ねのソフトの関係についてでございます。チャレンジ飲食あるいはテナント等の関係についてでございます。

チャレンジの飲食の分につきましては3店舗予定をいたしておるところでございます。それから、パンと、それから精肉、それから鮮魚の分につきましてはテナントと、それからワゴンのテナントを予定いたしておるところでございます。この分につきましては、面積的には通路のところ、要は下にキャスターつきのテナントといいますか、そういうものを配置するというような形を予定いたしておるところでございます。

それと、賃料の関係でございますけれども、今現在のところは、農産物におきましては15%、それから委託販売、いわゆる特産品の分につきましては20%、パン、鮮魚、それから精肉等のテナントにつきましては20%という形で、今、賃料の関係につきましてはそれで進めているということでございます。

これにつきましても、昨日、発起人会があったわけでございまして、それにかかわりまして運営計画なり、収支計画等につきまして協議いただいておりますのでございまして、最終的にその方向で、収支計画等につきましては上がってくるのかなど、こういうように思っておるわけでございますので、上がってまいりましたら、できるだけ早い機会にご提示申し上げたい、こういうふうに思っておるわけでございますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

白石委員 アンカーは。

河合産業観光部長 今のところ、アンカーは考えておりません。

以上です。

西井委員長 松村課長。

松村都市計画課長 都市計画課の松村です。よろしくお願いいたします。

緑の基本計画で、平成24年度から吸収源対策公園事業を実施しておりまして、当初は7カ所で7,960平方メートルを予定しておりました。今現在、現時点では8か所で6万2,000平方メートルということになっております。

CO₂削減ですけども、もともと緑があつて緑になる可能性もある、それを無視させていただきますと、芝生というのは平方メートル当たり2キログラム、年間、吸収するということで、単純に計算させていただきますと12万4,000キログラム、年間、吸収、CO₂の削減という形になります。

それから、市街地の公園ですけども、最初の当初の緑の基本計画は、疋田、柿本、忍海の3地区を市街化区域内では予定しておりました。その中で、今実際にできたのは疋田のみでございまして、柿本、忍海につきましては、地元より話が調整できませんでしたので、箇所から外させていただいております。

以上です。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

寄附の関係でございます。寄附につきましては、用途を限定いたしておる特定寄附と用途を特定しない一般寄附とあるわけでございます。市の諸事業にということで、特定しない寄附についての申し出があれば、一般寄附としての取扱いの形になるかと、このように考えます。

以上でございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 地域活性化事業からでありますけれども、実際に18億円の事業費が吸収源の公園緑地整備事業をあわせて27億円近くなってきたという、そういう計画です。実際に、生野部長にかわってから、本体事業は3万3,000平方メートルだ、間違いだったんだということで、8万6,000平方メートル一体整備を取り下げて、そういうふうになってきたわけであります。

施設の規模や内容、さらに経営の分析等々が決まらないままに、ここに至っているわけで、その中で既に建物が新年度中に建つというわけです。これが、やっぱり進め方として本当に適正なやり方なのか。これは誰だってこのように考えるのは当たり前だというふうに思うんです。

私は、きちっとした計画をつくってから、特に、市長も言われたように、はやらせたいから、これからでもいろいろ手を打って人寄せをするんだというふうな、そういう考えを聞きましたけども、これから、では、まだどうなるんやというふうに考えざるを得ないわけです。

とにかく人集めが中心になってきて、この間議論してきた。地元の農産物や酪農品、加工品等を本当に店舗に出して、シーズンを切らさずにいけるのかと。「いやいや、大丈夫です、葛城市の農産品はこれだけあります、これからさらに品種をふやし、量をふやすために、市は指導していきます。休耕地を含めてあっせんをして、耕作面積をふやしていくんです。」こういう議論をしている間はまだまだもやった。しかし、今は吹っ飛んでしまって、地産品の70%なんて飛んでしまっているわけです。河合部長は、地産品から県産品、地産品を県にまで広げた。これも地産と言えないことはないけど。そして、ゆくゆくは地元の地産品を70%にしていきたいと、こういう目標を掲げた。当初の計画からしたら、全然違った形になってきている。当初、常任委員会に提案された計画書、この中には、経営分析表という形でちゃんとしたそこそこのものが出されているんです。私たちは、これに基づいて一生懸命、みずらかも分析をし、調査をし、本当に大丈夫なのか、いけるのかということで、原課と議論をしてきた経過があるんです。ところが今は、そんなの吹っ飛んでしまっているんです。とにかく人を集めないと、赤字にできない、黒字にして運営していかならん。それはそうなんです。

この建物を、この間も常任委員会の話では、7億円、8億円ぐらいとっています。この建物のライフサイクルコストというのは、大体3倍から4倍、4倍から5倍と、こういうふうに言われているんです。そういうことを考えると、本当にこの施設の運営や維持管理、誰

が責任を持ってやるんだということを問うたんです。経営については、これは株式会社道の駅かつらぎがやりますと。代表者が誰になるのか、知りません。役員構成等決まっていたら教えていただきたいと思えますけれども、そういうことなんです。しかし、この7億円、8億円で建てられた建物の、あるいはこの備品関係、これも今回の予算で備品購入費で1億円が計上されている。こういうものの維持管理を含めて、やっぱり10億円程度のライフサイクルコストというのは、これは実際に3倍と言えば30億円、4倍と言えば40億円です。これが、では誰が責任を持つのか。株式会社かつらぎが責任を負うんですか。これは市が設置者として責任を負うんですか。ここを、ひとつ、本委員会においてはっきりしていただきたい。

経営の、運営の基本は聞きました。指定管理料は払いません、欠損が出て補てんはしません。しかし、黒字になれば、協定を結んで、半分何かわかりませんがいただきます、こういうことなんですけれども、こういう条件の中で、施設の維持は、建物を建てるよりもそういうコストの方が将来的には高くなるんです。これをどのようにしていくのか。誰が責任を持つのか。この点をお伺いしておきたい、このように思います。

それから、公園整備の件であります。当初、緑の基本計画では、市街化区域内には公園緑地が少ない、住民の皆さんの身近なところに公園をつくろう、街区公園の整備を行うということで、大体5カ所程度計画をしていたわけであります。

これは、本当に、私は、吸収源をやる、これも大事ですけども、この計画を具体的に、吸収源とあわせて、本当に住民の皆さんの身近なところ、歩いて行けるとところに公園を設置する。街区公園が、この緑の基本計画を堅持して、この間、取り組まれてきたのかと。吸収源で精いっぱい、こんな計画は置いておかれてる。ただ、吸収源をやるためにこの緑の計画をつくったんやということでは、やっぱり困るわけです。本当に市街化区域内、どんどん、葛城市はありがたいところに、他の地域からの移転があって、どんどん家がふえてマンションもふえているんです。だから、この計画ももっともっと充実していかなあかん、こういうことなんです。この点、松村課長も吸収源やそんなので頭がいっぱいで、とてもそんなところまでということですけども、やっぱりつくられた計画は常々みずからの手の届くところで置いて、予算編成のときにはどうやっていくんだということにさせていただかないと、困るわけです。地域からいっぱい要求が出ていますよ。その地域の要求を取り上げて、計画的に、計画があるんですから、計画的に整備をしていくということが、私は求められている。

しかも、今、吸収源対策公園緑地事業をやっている。これは5億円以上でしたか、これは何ぼでもいけるということでしょう。調整区域でもいけるわけです。あの違法盛り土の山でもいけるわけです。何も望んでもいないところでもいけるわけです。何でもありやということになっている。用地さえ確保できれば、用地についても3分の1、国の補助があるわけです。そういうところに、この計画とあわせて、そういうところにこの吸収源対策公園緑地事業を活用して、財政力にかかわりなく設置をしていく。寄附金をもらうなんて言っていたら、こんなのできないではないですか。

どのようにこの計画を位置づけられて、今後進められるおつもりか、吸収源対策公園緑地事業とあわせて、どうするんだということを、改めてお聞かせいただきたいというふうに思

います。公園緑地に行ってみたいものやな。

それぞれ、この間、公園緑地事業がどんどんふえて、違法の盛り土のところもやる、調整区域であろうが市街化区域であろうが、どんどんやっていくということだと、そういうふうになっていっている。その中で、兵家、これは寄附金をもらっていません。そして、柿本についても忍海についても寄附金をもらう予定はありません。ありますか。林堂はどうでしょうか。中戸はどうでしょうか。西室はどうでしょうか。具体的に正直に、大字とどういう協議をなされているのか、教えていただきたい。これは、この計画が立案される前の区長会の中で、原課へ来て相談をしていただきたい、協議していただきたいということで、皆さん来られているわけですから、そこでどういう協議をされているのか、いただくのかどうか、お伺いしておきたい、このように思います。

西井委員長 市長。

山下市長 まず、維持管理をどうしていくのかということでございますけれども、道の駅ですね、このことに関しては、家賃を、我々は、黒字になっていけば払っていただくという予定をいたしておりますので、それを原資としながら、サイクルコストの維持にかけていきたいというふうに思っております。

それと、先ほどから白石委員が何度も26億円、27億円とおっしゃっています。公園は別ですから、一体事業ではなく、管理としては公園として一体的に皆さんに、利用者には使っていただくことはあるかもしれませんが、全くの別事業でございますので、そのあたりはあえて一体というふうに表現をされているとは思いますが、ご注意をいただきたいなというふうに思います。

それと、公園の整備について、くしくも違法盛り土のところについて、誰も望んでいないのに公園をするではないかというお話がありました。そうなんです。誰も望んでいないのに、あそこに違法盛り土ができ上がってしまいましたので、その土砂が崩れないように何とか国費、県費も入れながら整備をしていくという中で、吸収源対策というこの事業を選ばせていただいたわけございまして、このことからわかるように、全く別の事業である。同じ地続きでありますから、公園としては一体的に使ってもらえたらいいなとは思っておりますけれども、そのようなことで、ただ、どういうふうに全体の公園を整備していくのかということでございますけれども、また各大字等の要望等聞かせていただきながら、その状況を確認しながら、適切に進めさせていただきたいというふうに思っております。

あと、大字との事業の進め方でございますけれども、要望を聞かせていただきながら、進ませていただいております。寄附金等にいたしまして、各大字の方から感謝の気持ちということで寄附をいただいているというところでございますので、今後、どのような形になるのかわかりませんが、事業を進めさせていただいて、それをどう捉えていただくのか、その推移によりましてどのようになるのか、わからないところでございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 市長は、家賃収入が入ってくるから、それを充てて維持管理をしていく、こういう話であります。ということは、施設の維持管理や施設設備の管理については、これは市が責任を持

ってやるということですね。そういうことなのですかね。そのように判断をいたします。

これは、大変な重荷を背負うということになると思います。施設というのは、これは10年、20年、これはどんどん経過すれば当然、維持補修をしていかないかん、こういうことになるわけでありまして。家賃収入と言いましたけども、家賃収入がどの程度入るのか。一番当初の計画では年間1,200万円です。1,200万円の家賃収入の予定で。あとは、売り上げに対する15%であったり、あるいは30%であったり、それらの費用で運営会社が経営をしていく、そういうことになっているんです。当初は賃料も運営会社に入る計画であったというふうに思います。しかし、今の市町の答弁で運営会社から市は家賃を徴収する。そのかわりに、施設の維持管理、内部の設備等々は市が責任を負っていく、こういうことになっている。ますます、将来が本当に不安になってくるわけでありまして。

早く事業収支計画、経営分析表、実際、地元でどれだけの農産物や酪農製品等が調達をでき、どれだけの売り上げができるのか、そのことによって地元の農業や酪農や中小商工業者が本当に活性化していけるのかということ、私たちは知りたいです。そこが全く定まっていなくて、定まっていなくても、県内を地産品として扱ってしまおうと、こういうことになってきているわけですから、私たちは本当にこんなのでいいのかというのは当たり前ではないですか。これはぜひ早く出していただきたい。また後でいいですけども、運営会社、これはどのようにして、プロポーザルでやるのか、随契でやるのかということですけども、これは随意契約という形で進んできているわけでありまして。当然、誰が本当にあの施設の運営に責任を持って、まさに市長が言う、はやらせるということができるとかという、本当に重い重い責任を担うわけでありまして、もう役員は決まりましたか。これは聞いてもあれでしょうけども、後でまた教えていただきたいというふうに思います。

公園整備については、具体的なお答弁はいただけませんでした。これは平成20年につくっているわけですから、今は平成27年ですから、あと、大体10年のスパンからすれば、まだ年限があると言われるかもわかりませんが、また、基本構想、総合計画を策定するわけですから、そういう意味でもきちっと視野に入れてやっていただきたい、このように思います。

寄附金の問題です。感謝の気持ちを込めてお金を出せるところは、それはできるかもわかりませんが、しかし、感謝の気持ちはあっても、お金が出せないところはどうしたらいいんでしょうか。こういうところは、吸収源公園緑地事業ができないということだと思います。これは何回も何回もですから、言いませんけども、葛城市のこの間の歴史の中では、こういうやり方というのは、私は初めてのことだというふうに思っています。都合のいいところは、用地も全部市が買ってやっているわけですから。違法盛り土もそうではないですか。あれは県が災害防止、土砂の流出防止のための工事を当面1億5,000万円かけてやってくれるんです。しかし、私はそれで十分だと。それを、一体整備をするんだということで、面積を広げたということもありましょうけども。一体整備といったではないですか。

山下市長 違う、違う。

白石委員 ちゃんと答弁が残っていますよ。

山下市長 だから、訂正をしました。

白石委員 私は、吸収源対策公園緑地事業は、これは必要ない。県が1億5,000万円かけてやってくれるんです。私はそのように考えます。これ以上、市民の皆さんにご負担をかけるということは、本当に忍びない、このように思います。

以上であります。

山下市長 ちょっと済みません。このことについては、2年前、あそこの土地を買い戻してやりますというご報告を委員会でやったときに、白石委員も聞いておられて、そこで説明をさせていただいて、それで了解だという話までいただいているわけですよ。吸収源対策の工事をやるということも含めて。

白石委員 私は承認していない。

山下市長 いや、承認していないと言うけど、そこで説明をさせていただいています。それで、よくそこまでやっていただいたという話まで聞いているわけです。当初。

西井委員長 休憩入れようか。暫時休憩します。

休 憩 午後3時30分

再 開 午後3時40分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡本委員。

岡本委員 1点だけお聞きしたいんですけども、今、部長の方から、林堂の公民館の話があって、都市計画という事前協議から開発許可を協議と、こうなっているわけです。この地域活性化事業、この前の委員会では事前協議は終わったということやけど、開発許可はまだおりていないということをお聞きしたわけやけども、これは都市計画法第34条の沿道サービスということが言われている。これは委員長の計らいで現場に行かせてもらって、どんどん工事をされているわけです。この辺が、民間の場合は開発許可がおりないと一切土はいらえません。しかし、公共の場合は許可がおりる前にいられる。こういうことで、今、どんどん工事をされているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと、残土の問題ですけども、国、県の事業においても、できるだけ道路の搬出はしない。自己所有地というか、その中で処分するというのが基本やというふうに、私も聞いておるわけですけども、今、どんどん土を出しておられるということで、その点も一緒にお答えしていただきたい。

西井委員長 答弁をお願いします。

生野部長。

生野都市整備部長 都市計画法第29条の許可以前に工事ということもおっしゃっているということでございます。確かに、第29条の許可については、今月末でございます。その中で、昨年より行いました、吉野川分水の布設替えについては、開発行為ではないということで認めてもらっております。

それと、造成の関係になっておるわけでございますが、それにつきましても、やはり、市もいらいましたので西側の高い部分の一部を、切り土をする部分の土を外部に搬出しているということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 私は分水にはふれていませんので、分水の工事はわかりますやん。そこは、道路部分の敷地の中であると思うんですけども、今、部長がおっしゃるように、分水工事にかかって造成工事もやっているということやけども、私は、開発許可、第29条にいくまでの話です。開発許可が下りていない段階で、そういう工事を、公共事業やから言っておられるのかということを書いておるわけです。

余り何回もやりとりできへんので。公共事業と言っておられるのだったらそれで結構やねん、民間はあきまへんで、公共事業は何をやってもいいねんということやったらそれでいいし。

その辺を聞かせてほしい。

西井委員長 生野部長。

生野都市整備部長 造成工事ということをおっしゃっているわけなんでございますが、土の搬出を行っておるわけでございますが、土の搬入等は行っておらないわけでございます、その中で、開発許可以前に行える工事ということで、行っております。

なお、民間であろうと、市であろうと、第29条の開発許可までには工事はできないというように解釈をいたしております。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長もおっしゃるように、第29条までいっていない段階ではできないということで、土砂の搬出だけやっているということやけど、開発行為とはどういうことかといったら、恐らく部長も苦しい答弁というか、わかってて何を聞いているんだというふうに思われると思うわけやけども、やっぱりきちっとやっていかないと、何も、私がよく知っているとかなんかということと全然違って、やっぱり許可がおりた段階で動かすというのが、早くせなあかんということはよくわかるわけやけども、私は法律をよく知りませんが、守るべきは守っていく、こういう姿勢やないといかんと違うかなということで、私はあえて聞かせていただいた。だから、そういうことを、市長を筆頭にきちっと法に定まったものというのは定めたようにやっていく、こういう姿勢が大事やというふうに、私は思います。

西井委員長 ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 2点をお聞きいたします。

先ほどから、重点道の駅の申請とかいう話をしましたけども、その中身について1点だけ、簡単にお教えいただいたら結構です。

この提案を出された内容の中で、葛城市の道の駅「かつらぎ」についてのポイントは、チャレンジショップによる市内での独立開業を大きく支援していくんだと、これが大きな特徴、ポイントになっているかと思えます。それは、先ほど白石委員の質問に答えられたチャレンジショップが3店舗。そのことを指しておられるのだらうというふうに思いますが、そ

の辺を確認だけしておきたいというふうに思います。それが1点目。

2点目は、市長にこれを大きな問題として聞いていただきたいと思っています。

12月にこの道の駅に対して市民、みどりの風の会というところで凍結を求める署名6,700幾らかの署名が出されました。なるべく早く何らかの手当てをしなければならないということで、我々は住民投票を求めるということで議案を出させてもらいました。急やないかという批判もあったかわからないですけども、やはり時期的に時間がないということでそうさせてもらったわけでございます。

そこで私は、住民投票さえすれば、市民の声をもっと聞いていくんだということの姿勢を市長が示していただければ、私はこの道の駅の部分についても、結果はどうであれ賛成に回らせていただく予定もしている。賛成に回らせていただく、このように述べたのを記憶しております。今もそのように思っておるところです。住民の総意がないという中で、今、進められている。先ほどの県との何だ、国がどうのというのは置いたとしても、やはり一番大事なのは市民でございます。

そこでお尋ねをさせてもらいたいと思いますけども、あれを出されてから、住民投票を求める部分、議会の中でやったのは別個に市長あてに出されて、それは温度差がいろいろあるかと思います。六千何人全てが同じ意見ではない、これもわかっております。それに対してどのように対応されたのか。いや、何もしていないというのであれば、それはそれで結構ですけども、まずお答えいただきたいと思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。よろしく願いいたします。

ただいまご質問いただきました重点道の駅の提案事項で、最大のポイントとなっておりますチャレンジショップでございますが、現在、計画をしております3店舗を、市内の起業を目指している方自体を3店舗に入っていただくように、どういう形で募集していくかというのを現在検討していただいているところでございます。

以上です。

西井委員長 市長。

山下市長 昨年12月16日、みどりの風の会、これは藤井本委員が朝岡議員に、市長の日程が空いているかというふうに聞いてこられた。

しかし、私には何のアポイントメントもなかったです。朝岡議員から「市長、この日は空いているか」という話があったので、「議会中ですから私はいますけれども」という話をしました。

12月16日の1時ぐらいだったと思いますけれども、みどりの風の会の方からは、一度も私のところにアポイントメントはありませんでした。

それで、そのことを思ってどうのこうのというのではないんですけども、いきなりマスクミと一緒に来られて、3名の方がいらっしゃいました。302号室に入って、議員の皆さん方も何人か一緒に入られたと思いますけれども、これが我々の思いですということで、渡されました。私は確かに受け取りましたけれども、それ以上のことは何一つ言われなかった。

発言もなかったというふうに記憶をしています。録音もしておりますので、間違いのないところだと思います。だから、いつまでに何をやってほしいとか、どういう形で回答してほしいとかという話は一切ありませんでした。

その後、私は3名の方に対して、向こうは知っていらっしゃるでしょうけれども、山下和弥ですという形で名刺をお渡しさせていただきましたけれども、3名の方からは名前も住所も電話番号も一切お話をいただけませんでした。自己紹介をいただけませんでした。どなたが出されたのかわからないものに対して、まず答えようがないというのが、1点。

何をしてほしいのか。道の駅の凍結を求められるというか、住民投票をせよということの要望だと思いますけれども、そういう流れで、誰に対して何をどう答えていいのかわからないというのが1つです。

その後、名簿の中で見させていただいておりましたら、古くからの私の支持者の方も名前が書いてありましたので、どうしたんやろうと思って電話をさせていただきました。そしたら、ある飲食店に行って、これは一例ですから全部が全部とは言いませんけれども、その飲食店からちょっと名前を貸してよと言われて、構わへんよと言ったら、僕だけの名前かなと思ったら家族全員の名前が書かれていたというふうにおっしゃった。僕はそんなの、道の駅なんか反対してないでと。

これはわからないです。わからないですけど、一例は一例ですので、僕のわかる範囲の中で確認をとったというところですけども、本当に反対されている方もいらっしゃるでしょう。ただ、そういう形で名前を貸された方もいらっしゃるでしょう。いろいろな方がいらっしゃるんだと思います。しかし、私は、金額のこと云々があるのかもわかりませんが、選挙の中で唯一私だけが、唯一と言ったら失礼ですね、川村委員も道の駅のことを掲げて、マニフェストというか選挙公約で掲げられたと思いますけれども、私も藤井本委員と市長選挙を戦ったときに、道の駅をやりますという形で市長選挙を戦っております。そのときに、私は、私に投票をいただいた方というのは、ご承認をいただいていると、それが選挙ですから、それが住民の声でございますから、結果をいただいているんだというふうに思います。

皆さんが市議会議員選挙を戦ってこられたときに、どなたも道の駅は反対だとおっしゃって戦ってこられたかたはいらっしゃらないと思います。ひょっとしたら個別で、白石委員とか街頭で反対を訴えてきたということをおられましたけれども、そのほかの方で道の駅に対して、いろいろな声を聞かれたということはあるかもしれませんが。ただ、私は自分の中でこういうことをやりますということを公表して、事業の中に書いて選挙を戦って承認を得たものだと思っておりますので、そこに対して住民の声が違うんだということは、これはまた異なることというか、では何をもって住民の声というんだということは、感じるところでございます。

ただ、少数意見や、また反対意見を無視するというわけではなく、そういう意見も含めて、よりよいものをつくっていけるように努力をしていくことは大事だというふうに思っています。

みどりの風の会の方に対しては、何をどうしていいのかというのはわからないというのが1つです。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 チャレンジショップ、もう簡単で、それで結構です。その3店舗をポイントとしてやられているということで、わかりました。

また、市長の答弁で、日程は朝岡議員と相談をして、あれ、私、思い出してほしいんですけど、このみどりの風の会というのは非常に優しいと思うんです。12月に提出しますということを書いた上で、活動されている。ということは、我々議員もそうですけど、市長も12月には出てくるのであろうというのは、誰もが予測できた話であらうかと、私はこのように思って当然だと思います。それが予測できないのであれば、違う面でまた問題やと私は思う。

朝岡議員は議運の委員長ですから、あそこには市長、また議長あてということでございました。その中で、相談がございましたので、持って来られるという分については、朝岡議員は確かにどうしたらいいやろということです。どちらかという、朝岡議員は12月に提出されるというのをわかっていたのかどうか。出されるのやったら早く出してほしいなというご希望もございましたので、そこは打ち合わせというか、スムーズにいくようにしたのは事実でございます。

それと、今で、私が問題やなと思うのは、持って来られた方に問題があるというものがございまして。録音もしているからという話、持って来られた方が問題だとしても、問題となるのは、重要なのはそこに書いてある名前の方。今、一例としてここへ書いてと言われて書かれたという方もありましょう。それはあったと思います。ただ、ファックスで誰も何も言っていないのに送られてきた。あれ、見てもらったらいけども、ファックスの数もたくさんあるわけでございます。見ただけでもその数というものはあるやろうと。かなり確認はしていただいているやろうと思います。そんな中、何も言われていないのに、何ら行動を起こせないということについては、これはトップに立つ市長が何らかの対応をしていただくというのが、私は当然であらうというふうに思います。

今話を聞いていると、確かに市長選挙で公約に挙げられた。私も、市長が公約に挙げられたんやから、選挙が終わってからは、これはそういうふうになるであらうということで、活動はそれなりに思っていました。しかし、あの市会議員選挙の中で、その声が大きかったので、またそういう市民の声とかが上がってきた。だから、その間、約1年間、私は議員というのも1年余り、議員はないでしたけども、その当時というのはそこへ流れた。そこから、市会議員の選挙が終わってから、市民の声をまた代弁するということで上がってきたわけですから、今話からいくと、この決着はまた市長選挙でつけなければならないように聞こえますけども、そうおっしゃらずに、やはり持って来られた方に問題があるよりも、これをどうするんだということについては。

西井委員長 市長も、内容から離れてるから、答弁についても注意して下さい。

山下市長 はい、気をつけます。確かに6,000人を超える方々が意見を集約されているということは

あると思います。大字ごとに分けて集約はしておりますので、また説明不足のところは当然あるでしょうから、その方々に対してどのような形で説明をしていくのか。前も申し上げましたように、広報の中でしっかりとやっていくということも1つであるならば、大字ごとに説明をしていくということも1つであろうかというふうに思いますので、いろいろな方法を考えながら住民の皆さん方に説明をしていけるように努力してまいりたいというふうに思います。

西井委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もう答えはもらいませんけども、私は、住民投票をするのであれば、またそれに近い住民のアンケートをするのであれば、これは住民の声を聞こうという市長の姿勢があるのであれば、この一般会計は賛成しようと、ここまで言っているけれども、それはないということの理解でいいわけですね。

答弁はもらわれへんからあれやけども、そういう理解をさせてもらいたいというふうに思います。

西井委員長 他に質疑はありませんか。ないようですので、5款農林商工費、6款土木費の質疑を終結します。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後4時00分

再 開 午後4時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、7款消防費、8款教育費の説明を求めます。

山本部長。

山本総務部長 失礼いたします。それでは、7款の消防費、8款の教育費につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書につきましては、97ページとなります。

まず、7款消防費です。1項、1目の広域消防費でございます。4億6,327万1,000円を計上いたしております。奈良県広域消防組合への負担金となっております。

次に、2目の非常備消防費でございます。6,585万3,000円を計上いたしております。消防団員115人の報酬と備品購入費で、第5分団の消防ポンプ車の更新事業を予定いたしておるところでございます。

98ページに移りまして、3目の消防施設費でございます。4,711万5,000円の計上となっております。消防施設整備に係る経費でございます。

続く4目の災害対策費でございます。1,056万円の計上でございます。災害対策等に要する経費となっております。

次に、8款教育費でございます。1項、1目の教育委員会費につきましては157万8,000円を計上いたしております。教育委員会に要する経費でございます。

ページ変わりまして100ページでございます。2目の事務局費でございます。4億2,278万円を計上いたしております。教育長及び職員11人の人件費と幼、小、中学校の英語教育の講師派遣等の委託などが主なものとなっております。

続いて102ページでございます。3目スクールカウンセラー事業費でございます。1,073万8,000円を計上いたしております。スクールカウンセラー事業に要する経費でございます。

次に、2項、1目の小学校費の学校管理費でございます。3億9,457万8,000円を計上いたしております。職員7人の人件費と、小学校の維持運営に関するものでございまして、工事費につきましては新庄北小学校の増築工事などを行うものでございまして、委託料ではその管理業務委託となっているところでございます。

ページ変わりました104ページでございます。2目教育振興費でございます。4,439万3,000円を計上いたしております。小学校振興に関する経費でございまして、扶助費におきましては、要保護、準要保護の児童援助費などが主なものとなっておりますところでございます。

次に3項中学校費の1目の学校管理費でございます。7,222万4,000円計上いたしております。職員7人の人件費と中学校の維持運営に要するものでございまして、工事費につきましては市内両中学校の修繕工事等でございます。

次に、2目の教育振興費でございます。3,102万3,000円を計上いたしております。中学校の振興に要する経費でございまして、扶助費におきましては要保護、準要保護の生徒援助費が主なものでございます。

次に、4項、1目の幼稚園管理費でございます。3億6,085万6,000円を計上いたしております。職員26人の人件費と、幼稚園の維持運営に要する経費でございます。工事費につきましては、新庄北小学校附属幼稚園の地震補強、大規模改造工事などを行うものでございます。

ページ移りました109ページでございます。2目の教育振興費でございます。411万円でございます。幼稚園の振興に要する経費となっております。

次に、5項、1目の社会教育総務費でございます。5,364万8,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と、各種団体への補助金が主なものとなっております。

次に110ページでございます。2目の人権教育推進費でございます。311万6,000円を計上いたしております。人権教育に要する経費でございます。

次に、3目の文化財保護費でございます。1,193万7,000円を計上いたしております。文化財保護に要する経費となっております。

次に、4目公民館費でございます。1億312万8,000円を計上いたしております。職員3人の人件費と、公民館の運営に要する経費でございまして、負担金での公民館分館等の施設設備の整備事業の補助金が主なものとなっております。

次に、5目のコミュニティセンター管理運営費でございます。849万2,000円を計上いたしております。コミュニティセンターの維持管理に要する経費でございます。

次に、6目文化会館費でございます。1億4,158万3,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と、文化会館の運営に要する経費でございます。

ページ変わりました115ページでございます。7目の図書館費でございます。6,701万1,000円の計上でございます。職員4人の人件費と、図書館運営に要する経費でございまして、図書購入費が主なものとなっております。

次に、8目の歴史博物館費でございます。5,293万8,000円を計上いたしております。職員

3人の人件費と、歴史博物館の運営に要する経費となっております。

ページ変わりました118ページでございます。6項、1目の保健体育総務費でございます。1,673万3,000円を計上いたしております。保健体育に要する経費で、新たに総合型地域スポーツクラブ助成金などが主なものとなっておりますところでございます。

次に、2目の体育施設費でございます。1億2,343万4,000円を計上いたしております。職員4人の人件費と、体力づくりセンターの指定管理に係ります運営補てん金、また体力づくりセンターの施設の修繕料などが主なものとなっておりますところでございます。

以上をもちまして、7款消防費、8款教育費の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 98ページの4目の1節防災会議委員の報酬10人ということで、昨年、私の方で一般質問させていただいた折に、防災会議に女性委員をとということで、質問させていただきましたが、この内訳をお聞きさせていただけますでしょうか。

まずそれが1点と、108ページの13節設計委託料348万8,000円ですが、この内容をお聞かせいただけますでしょうか。

以上2点、よろしく願いいたします。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしく願いします。

ただいまのご質問でございます。葛城市の防災会議の委員ということで、女性委員が何名おられるかという、そういう質問と思います。昨年ですが、7月1日付におきまして委嘱させていただきました。7号委員としまして、日本赤十字奉仕社の葛城支部から福祉部長、また民生児童委員から副会長、葛城市のPTA協議会から副会長、団体の方から合計3名出ていると聞いております。それと、市の職員でございますが、部長として1名の職員、合計4名の女性委員がおられるという、そういう内訳でございます。

全体としまして、防災会議の方ですが、26名おられます。そのうち4名の女性委員がおられるということで、よろしくご理解お願いしたいと思っております。

以上で終わります。

西井委員長 西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問でございます、設計委託料の348万8,000円でございます。これにつきましては、来年度、新庄北幼稚園の耐震補強、また大規模改造工事を行うための工事監理の費用でございます。

よろしく願いします。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。本当に、1名から4名ということで女性委員、本当にありがたい

と思いますが、国が今、防災会議において、女性委員を3分の1を目指そうということなので、これからもどうか女性委員をふやしていただけるように、まず要望いたしまして、よろしく願いいたします。

もう1点ですが、今、委託料の件なんですけど、お話をいただきまして、磐城幼稚園の園舎及びリズム室の耐震の改築の計画はないんでしょうか。

西井委員長 西川課長。

西川教育総務課長 ただいまのご質問でございますが、磐城幼稚園の耐震の診断を平成25年度に行っております。その診断結果が、I S値0.25という耐震結果が出ております。これに対します工事計画を予定しておるところではございますが、今の幼稚園の耐震計画で、今、耐震率71.4%になっておりますが、この中には、残っております新庄幼稚園の北棟と、来年工事を行います新庄北幼稚園の工事、この2つが、防災の公表をされる200平方メートル以上もしくは2階建ての非木造、木造については500平方メートル以上、これの部分の残っておるのが、これが2棟でございます。ただし、磐城幼稚園と當麻幼稚園につきましては、公表に当たらない部分の木造のリズム室と教室、當麻幼稚園についても木造のリズム室がありますので、磐城幼稚園の職員室棟だけを考えて工事するのは早急だと考えまして、いろいろ相談をしました結果、今回の平成26年度に磐城幼稚園の木造のリズム室の耐震診断を行っておりますので、その結果がまだ、最終的な書類は上がっておりませんが、その結果を待ちまして今の職員室棟とともに工事を考えていきたいということで、事務局の方では思っております。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。磐城幼稚園の方は園児もとても多くて、クラス編成時のときに現場の方から増築の要望もよくお聞きさせていただきます。まず、リズム室での卒園式等もあったときに、父兄が本当に多く来られるので、いっぱいいっぱいということなので、今後何かお考えがあったらと思います。

最後、市長の方にご答弁をお願いします。

西井委員長 市長。

山下市長 これは全体にかかわる話で、当然皆さんも気になるころだと思います。ファシリティのマネジメントで、どうしていくか。葛城市になって一番最初に子どもたちの小学校、中学校から手をつけていくんだということでやってまいりましたけれども、一段落をいたしましたけれども、今、保育所とか幼稚園の中でどうしても建替えないといけないところだけ、新庄幼稚園と磐城第二保育所、これをさせていただきましても、耐震診断の基準の中に入っていない、今の磐城幼稚園とか非木造とかRCとかSRCの中で、耐用年数が過ぎているという言い方をしたらおかしいな、ちょっと手を加えた方がいいよというような建物が幾つかあります。教育委員会に、それを全部一覧表にして出してみてくれと言ったら、それを整理するだけでも何十億というお金がこれからかかってくることになるので、順番に、どのような形で手をつけていくのかということを見定めた上でやっていかなければ、白石委員との議論の中でも出てきましたけれども、施設を維持し続けていこうと思うと、大変なお金がかかるようになってまいりますので、いつ、どの施設にどのぐらいのお金をかけて、建

替えるのか、耐震補強していくのか、また汚くなって、古くなっていたものを大規模改造していくのかというようなことを含めて、トータルコーディネートしていかなあかんだろうというふうに思っています。そのあたりを、今、ファシリティマネジメント検討委員会の中にもこれも入ってまいりますので、そこも含めて、お答えを出させていただきたい。

やっていきたいのはやまやまでございますけれども、何でもかんでも手をつけていってしまうと、お金がなくなっていくしますので、逐次手をつけていけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 消防費。1目の広域消防費、4億6,327万1,000円。これは主に人件費とほかということになっておと思うので、2つに分けて内容を説明していただきたいと思います。

それから、非常備消防も広域消防と関係があるわけやけども、消防の基準財政需要額が今、幾らになっているのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

それから、消防施設費の工事請負、どこかだけ教えて。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 広域消防費の関係でございます。県の広域消防費の組合の負担金としまして4億6,327万1,000円の負担金支払いされております。ほとんどが、先ほど委員が言われたように、給料ということで聞いております。

広域消防の方で、資料をとりまして聞かせていただいた中では、職員の給与費の方ですが、3億9,241万9,000円としまして、83.3%が給与費の方に含まれております。

平成26年度につきましては76.4%ということで、職員の平成27年度47名につきましては、平成26年度45名ということで、2名減されるという話を聞いております。

あと、それ以外の消防活動の事業費としまして7,272万5,000円。これは15.4%に当たりますが、そのほとんどの部分の方ですが、被服費、また機械器具の購入費ということで聞いております。

工事の方でございますが、防火水槽の設置工事につきまして、大字でいいますと、兵家と木戸、この2カ大字の方を考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

以上でございます。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

先ほどお尋ねになりました、消防費の交付税上の基準財政需要額でございます。平成26年度算定数値で申し上げます。6億728万6,000円でございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、広域消防を聞かせてもらったけども、これは広域というより、元の消防署の経費というものでいいわけやな。負担金として組んであるけれども、入り用としてはほとんど、今、45人、この職員の人件費とそれに伴う被服とか装備とか、その分として組んであるわけか。

本来の広域に対する負担金というのは、実質上まだ見てない、こういうふうなことやな。

いいわ、わかった。もう時間がないので、もういい。

それから、基準財政需要額、計算してませんが、今、6億728万6,000円ということで、単純にこの予算、広域消防と非常備を足して行って、どのぐらいになるのか。85%ぐらいになるのかな、率として。だんだん上がってきていて、どこまでいくのか。今言った本来の広域消防になってきたら、なかなかここは財政がいいから、この基準額で行かれたら、ぼんと余計金がかかる可能性が出てくるということやな。何もその基準を出せとか余らせろとか言うのでないわけやけれども、大体の考えとして、常備消防、非常備消防あわせて、以前やったら70%から80%までやったけども、だんだん広域の方、常備の方の人数が上がってきているので、率も上がってきているということやな。この辺のとり方が少し難しいと思うけども、大体、今のところでは大体85%ぐらい、前年度が88%ぐらいやけど85%ぐらいに収まっていると、こういうことやな。わかりました。

それと、今、工事請負費、木戸と兵家ということでお聞きをしました。この分はこれで結構です。また後で聞きます。

西井委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 100ページの教育費、2目事務局費、8節報償費の中にあります放課後学習チューター報償費42万円。これについて、詳しい内容を教えていただきたいのと、もう1点は、101ページにあります13節委託料の小・中学校英語教育講師派遣委託料、それから幼稚園の英語教育講師派遣委託料、これについてですが、前年より少し減っているという理由もあるのですが、それを答えていただきたいのと、これは学校教育にだけ使われていることだと思うんですが、これ以外に例えば何かのイベントとかそういった形で英語教育ができるような場がないのかどうかというのも、あわせてお答えいただきたいと思います。

西井委員長 井上課長。

井上学校教育課長 学校教育課の井上でございます。よろしく願いいたします。

まず、1つ目の放課後学習チューター報償費でございますが、中学校の方で放課後に、極力その中学校の卒業生の大学生に来てもらいまして、学習の苦手な子を、もちろん教員も参加しますが、大学生の、いわば先輩に指導をいただくという機会を設けております。1回来ていただいて2,000円という、非常に安いお金でございますが、先輩に学ぶというところで、教員に学ぶよりもむしろ先輩後輩関係の中で、中学生の多感な時期に悩みも漏らしやすい、相談に乗っていただきやすいということで、実施をさせていただいておるところでございます。学年ごとに来ていただける日もあれば、1年だけ今日はしますとかいう日もございます。そういうふうにして、それぞれの中学校で卒業生を中心に来て指導をいただく機会でございます。

続きまして、小・中学校及び幼稚園の英語教育講師派遣委託事業でございますが、小学校に2名の先生を、中学校に2名の先生を配置させていただいております。小学校は2名の先生が、1年生から6年生まで、2週間に1回必ず英語の時間を指導するというようになってお

ります。ご承知のように、5年生、6年生につきましては、文科省の方で毎週1時間は英語を学ぶ機会を設けるということになっておりますので、ALTが来ない週は日本人の先生が指導をするということで、指導しております。

幼稚園の方は、およそ年間30回、英語で遊ぼうという時間を設けておりまして、いかにせん幼稚園ですので、1時間もやっていると子どもがいやになりますから、30分から40分程度英語を使った遊びをするという時間を、4歳児と5歳児で実施をしておるところでございます。

この英語の先生方にほかのことをしてもらえないかというお問い合わせでございますが、実際のところはこの委託契約で業務の範囲を明確にする必要がございますので、何でもかんでもお願いをするというわけにはまいりません。それをやってしまいますと、契約違反になります。ただ、小・中学校に来ていただく先生には、あらかじめ公民館等で行う英語教室の指導は、これは契約に入っておりますのでそれは引き受けていただいておりますが、それ以外の部分で、イベントの際に来てもらうというのは、これはできません。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。私も初めて、この放課後学習チューター報酬費というのがあるということを知りまして、地元の先輩のお兄ちゃん、お姉ちゃんたちに教えていただくということなんですけど、これは、何時間ぐらいされるのか、1回2,000円ということなんですけど、人数もどのぐらいかという、レベルもあると思うんですけども、こういうのを結構これからやっていくというのはいいことだと思うんです。今、もうほとんど、中学生とかになると塾に行ってしまうという現実の問題もあるんですけども、行っていない子たちが対象になるのか、クラブをやっていない子たちが対象になるのかという、そのあたりもあると思うんです。また来てくれる学生さんについても、アルバイトをせずこうやって地域にボランティアしていただくということも非常にいいことだと思います。しかし、値段的にこれでいいのかどうかというのは、働く時間にもよりますが、そのあたりもボランティア精神を持って来ていただいている方もあります。こういう方に地域で根づいてもらうということも大事なので、値段的な問題はどうかということも検討を含めて、もう少し、将来的にこういうのをボリュームを上げてやるのかということも含めて、お答えいただきたいと思います。

それから、小・中学校の英語、外国人の先生に生の英語でということで、取り組んでいただいているのはわかるんですけども、例えば観光事業とか、これからもっとリアルに、現実的な話になってくると、大人と子どもがともに英語を学ぶ、おじいちゃんたちもおばあちゃんたちも英語を話せる人というのはいっぱいいると思うんです。それが先生対象ではなく、これから地域で英語で何かをやるというときに、別に講師料を伴うような方はいらっしやらないような、そういう場面をこれからつくっていかれたらどうかなというのは、私の提案なんですけども、もっと地域の、その地域にあることを利用して英語教育をしていくという方向も、またこれから考えていただけたらどうかなというふうに思います。公民館の講師料でというのは、公民館の中だけではなくて、この先生たちを利用するというだけでもなく、

やっぱり、私たちの年齢でも英語をされる方や、先生が退職して、非常に能力を余しているというような話もたくさん聞きますので、ぜひ地域の力を市のイベント事業に利用していかれたらどうかというふうに思います。

さっきの、この放課後学習チューター報償費について、何人ぐらいでされているか、その辺わからなかったので教えてください。

西井委員長 井上課長。

井上学校教育課長 今年度の実績で申し上げますと、白鳳中学校が26回実施をしまして、延べ737人の子どもが参加をしております。新庄中学校は40回の実施で341人ということで、学校によって回数と人数がうまく連動しませんけれども、押しなべて申しますと30回程度やっておるということでございます。ただ、先生の確保が非常に難しゅうございまして、大学生で誰でもいいというわけにまいりませんので、教育実習に来てくれた子を中心に誘いかけるわけですが、大学生の確保が非常に難しいという現状がございます。

川村委員 何時間ぐらいでしょうか。2時間ですか。

井上学校教育課長 2時間でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。結構ボリュームを上げてやっていただいている、先生の確保が大変だとは思いますが、1時間1,000円ぐらいの形になるといって、もうちょっとアルバイトをせずに、ここへ来られる学生たちを上手に引っ張ってくるというのも、また方法かなと思いますので、もう少しこの辺も検討してみられたらと思いますので、よろしくお願ひします。

西井委員長 ほかに質疑はないですか。

岡本委員。

岡本委員 まず消防施設。今現在、防火水槽、消火栓、どのぐらいあるのか。消防水栓の基準がどのぐらいになっているのかということと、それから、99ページ、災害対策の中で使用料及び賃借料、この中に宮坂池の賃借料53万円、含んでない。それがなぜ含んでないのかということと、負担金の中で、県林野火災消火訓練負担金というのが新たに出てきておるけども、うちの方で林野火災か何か訓練するということで助成金を組んでいるのか、その辺を教えてくださいと思います。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願ひします。

ただいまのご質問でございます。平成26年12月末現在の消火栓の方でございます。合計ですが、新庄地区、地下式429、地上式328。當麻地区、地下式348、地上式54。総数あわせまして1,159となっております。

続きまして、防火水槽につきましては142基でございまして、水量が40トン、128基でございます。

宮坂池の件でございます。この件につきましては、水道課の方に予算を移管させていただきましたので、水道課の方で上がっておりますので、ご了解よろしくお願ひします。

林野火災でございます。6万円上がっていると思います。平成26年度でございますが、この分は奈良県、明日香村、高取町ということで、そのブロックで開催されました。この件でございますが、県とも相談させていただきまして、来年10月24日ですが、土曜日になると思います、この日に新庄第二健民運動場におきまして、関係機関、これは奈良県、自衛隊、県警、そういう関係機関と合同で林野火災の開催を考えておる次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、聞かせてもらったら防火水槽、142基、これはふえてない。消火栓、1,159、8基ぐらいしかふえてない。基準は言ってくれへんさかいに、95ぐらいかな。防火水槽ですけども、今、10%工事負担金が要る。大きい大字は10%でもついてこれると思うけども、特に忍海校区内の大字山口や梅室の戸数が非常に少ないです。例えば今で防火水槽、場所によるけど1,500万円か2,000万円ぐらいでできるわけやけども、そこに1割、150万円、200万円という金を出さないといかん。合併前は、山口、梅室、山田、笛吹、戸数の少ないところはゼロではいかへんけども、本当にごく一部ということでの負担金をつくってきたことがあるので、やっぱり自主防災、その意味からして、上手の方については負担金なしという形で、ひとつ、お願いしたいと思います。

それと、宮坂池、今、課長から水道課に予算を移管していますということですが、合併したときに初めは水道課の予算を、これは防災関係やということでここに組んであったと思います。それをまた水道課に戻したということか。そこらははっきり位置づけしておかないと、水道課で初め予算化していたものが、防災の関係ですとこっちへ持って来て、また今防災でないから、水道課に移管したとっていったら、この辺、よく考えておかないと、投げ合いをしておったらあかんので、位置づけをきちっとしないとあかんと思います。

それから、林野火災についてはわかりました。今年、葛城市で受けていくということの負担金。わかりました。

西井委員長 ほかに質問はございませんか。

白石委員。

白石委員 私も、消防費以下、若干の質疑をさせていただきたいと思います。

岡本委員の方からも質問があったわけで、関連質問になるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

まず、広域消防費の組合負担金の問題であります。ご承知のように、この間広域消防に組織がえをしていくという中で、経費の負担をどうしていくんだということで議論になってきたわけでありまして、基準財政需要額を中心にして負担の大小を決めていくということが中心になっていたわけでありまして。この間、葛城市の常備消防については、基準財政需要額の大きく下回る額が計上されてきた経緯があるわけです。

これは、広域になったために、基準財政需要額というのはどこでもつぶさに、どこのまの需要額もわかるわけです。これがそのまま負担金として、支出ということになるのは大変なことになるなということになったんですけれども、今回は、前回とともに4億6,000、7,000

万円ということになっているわけで、大体これは基本的には実績と基準財政需要額を双方考慮して決められるようになっているのか、将来的には基準財政需要額に近づけていくという方向なのか、この点だけ確認をしておきたいというふうに思います。

それから、これも同じことになるんですが、3目の消防施設費の13節委託料、消火栓新設等工事委託料、並びに、15節の工事請負費2,800万円、さらに19節の負担金補助及び交付金、これらはいずれも地元の負担があります。消火栓新設等工事委託料については、10分の1の負担があるわけでありまして。実際に、補助基本額というのは、幾らなのか。あるいは防火水槽の設置予定をされている工事費、2,800万円、基本額はそれぞれ390万円、2,800万円でありましてけれども、それぞれ10分の1の地元負担があったというふうに思うわけでありまして、その内容についてお伺いをしておきたい。

19節の負担金補助及び交付金の消防施設整備事業補助金80万円の補助基本額は幾らになるのか、3分の1ですから多分240万円ではないかというふうに思うわけでありまして、3分の1の地元負担があるというふうに思います。確認をしておきたいと思っております。

それから、4目の災害対策費についてお伺いをしておきたいと思っております。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本です。

先ほどの広域消防費の件でございます。平成25年度が4億3,200万円、平成26年度は4億7,400万円、本年度、平成27年度に至っては4億6,300万円ということで、ほとんど変わっておらないということでございます。

聞いておりますのは、現在は自賄い方式ということで、各小署ごとに特別会計をもって自賄いでやっていく。そこに、県広域組合としての共同的に使われる事務的なシステムに係る経費とか、新たに平成27年度以降、広域組合として採用なさった人件費等々については、基準財政需用額でもっての按分で応分の負担をいただく、こういうふうに伺っております。

なお、今後、全てが基準財政需用額の按分になるかと言われましても、その件については、現在伺っておりませんので、答えることはできません。

以上でございます。

西井委員長 門口課長。

門口生活安全課長 ただいまの質問ですが、消火栓の新設工事に係ります負担金はどういうふうになっているか、財源の内訳だと思います。消火栓の新設工事といたしまして、来年度、葛木、新村、萱、林堂の4カ大字を考えております。1カ所90万円ということで、合計360万円と、補修工事として30万円、合計390万円の金額を計上させていただいておりますが、その分の10分の1につきましては一般給付金として、残りの部分につきましては一般財源という、そういう形をお願いしたいと思います。

続きまして、工事請負費2,800万円の件でございます。先ほど岡本委員の方より、工事の現場はどこかということで質問があった件でございますが、兵家と木戸ということでお話しさせていただいた件でございます。

木戸の防火水槽の工事でございますが、昨年度より当時の葛城市の消防本部で計画されて

いた事業、それを引き継ぎまして、今年度、生活安全課で予算計上させていただいたこと
でございます。経緯といたしましては、かねてより大字木戸より防火水槽の設置の要望があり
まして、何とかできないものかという、そういう相談がありました。防火水槽の設置、また、
自主防災活動の組織の活動の拠点としまして、消防用地の取得の事業を行うため、当時の消
防本部、また木戸区長との間で協議を行っていただいております。平成26年度には実施で
きずに、今回、予算計上になった次第でございます。

木戸大字でございますが、昔ながらの町並みということで、消防自動車が入りにくい場所
が多いため、火災が起こったときに大字の防災機能が弱い面を木戸区長は心配しておられま
した。以前に家が建っていましたが、現在、更地の状態であるということで、位置的には木
戸の宮さんの東側の土地を考えておる次第でございます。

兵家の防火水槽の設置工事でございますが、現在、兵家の防火水槽、兵家公民館の西側に
地上式という形で設置されております。設置されてから40年以上の年月が経過しまして、内
側の床、壁モルタルが劣化しましてひび割れが見られるという状況でございます。満水にし
ましても、日にちがたつにつれまして水位が下がることもありまして、東の擁壁等を調べて
みますと水が少しずつ流れている、そういうのが確認された状況でございます。そういうこ
とで、今回、予算計上させていただいた次第でございます。

よろしく申し上げます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 広域消防の負担金の問題で、現状は自家賄い方式が中心でいきますけれども、新しい経費
等が発生してくるということについては、基本財政需要額に基づいてやっていくということ
であります。

答弁の中身がわかりませんが、どんどん新しい事業を、いろいろと機器を購入し
たりとかそういうことがでてくるわけです。これについては、当然、広域消防の所有のもの
になっていくのではないのかというふうに考えれば、基準財政需要額に準じてその経費が按
分されてくるということになれば、将来的に費用の負担が多くなるのではないかという、そ
ういうふう感じたわけでありまして、これが危惧に終われば、現状維持でいていた
だければ幸いだなというふうに思います。

消防の設備の問題については、これは何回も議論してきている問題であります。本当に4
年ぶりぐらいですか、防火水槽が設置をされる。新しく設置されるのは1カ所、1カ所は老
朽化に伴って更新をしていくということで、しかし、いずれにしても2,800万円という大き
な金額になり、その10分の1が地元の負担になっているというのは、これは事実だと思いま
すし、また、消防施設整備事業補助金についても、これは、市が3分の1の補助というこ
とで、3分の2は地元の負担になっているということも事実であります。住民の安全や健康や財
産、生命を守るのは市の責任であって、地元の区長が心を痛めて、本当にこんな細いところ
で火事があったら大変やと、防火水槽が欲しいというのは、これは当然のことです。その
ことを市がきちっと把握をし、防火水槽を地元の要望にあわせて市の責任において設置
をしていくということにならないと、区長が胸を痛めてもお金がなかったらとれない、これ

は用地費も要るわけでしょう。用地費もここに計上されています。これも2分の1です。地元の負担ということですから、あわせて大きな負担になっているわけです。これではなかなか地元の苦勞によって一定の整備はされているけれども、やはり時代とともにこういう寄附という、一般寄附金と課長は言いましたけれども、こういう内容のものはやはりやめていくべきだということを言っておきたいというふうに思います。

強く求めておきたいと思います。

西井委員長 他に質疑はありませんか。ないようですので、7款消防費、8款教育費の質疑を終結したいと思います。

次に、9款災害復旧費から歳出の12款予備費までの説明を求めます。

山本部長。

山本総務部長 それでは、9款災害復旧費から12款予備費までの内容について、ご説明申し上げます。事項別明細書は、121ページとなります。

まず、9款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費でございます。1目の治山施設災害復旧費につきましては、76万5,000円を計上いたしております。

次の2目も農業災害復旧費につきましては61万5,000円を計上いたしております。

次に、2項の公共土木施設災害復旧費でございます。1目の道路橋りょう災害復旧費につきましては、156万円を計上いたしております。

ページ変わりました122ページでございます。次に、10款公債費でございます。1項、1目の元金につきましては9億5,523万9,000円でございます。

2目の利子につきましては1億7,249万円、3目の公債諸費につきましては3万3,000円をそれぞれ計上いたしておるところでございます。

次に、11款の諸支出金でございます。1項、1目の財政調整基金費でございます。918万7,000円の計上でございます。

続く2目の減債基金費につきましては1,000円、3目の公共施設整備基金費につきましても1,000円でございます。

4目社会福祉振興基金費につきましては、8万4,000円、また、5目の緑花基金費につきましても23万3,000円でございます。

6目公営住宅基金費につきましては2万5,000円、7目の教育基金費につきましては1,000円、8目土地開発基金費につきましては33万1,000円、9目の体力づくりセンター整備基金費につきましては2,285万2,000円、10目ふるさと創生基金費につきましては205万8,000円、11目の国営十津川紀の川2期事業費償還基金費につきましては78万6,000円、12目の地域振興基金費につきましては223万7,000円を、それぞれ計上いたしております。

ページ変わりました124ページでございます。2項、1目の雑支出金につきましては5万円でございます。

次に、12款の予備費でございます。500万円の計上いたしておるところでございます。

以上をもちまして、9款災害復旧費、10款公債費、11款諸支出金、12款予備費につきましてのそれぞれの説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願ひました部分に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑なしと認めます。ないようですので、9款から12款の予備費までの質問を終結いたします。

次に、歳入について説明を求めます。

山本部長。

山本総務部長 それでは、これから歳入につきましての説明を申し上げます。事項別明細書につきましては15ページをお願いいたしたいと思います。

まず、1款市税でございます。1項市民税の1目個人につきましては、14億6,060万円を計上いたしております。前年課税分で14億3,560万円、滞納繰越分は2,500万円となっております。

次に、2目の法人でございます。2億2,689万円の計上でございます。現年課税分で2億2,664万円、滞納繰越分は25万円となっております。

次に、2項、1目の固定資産税でございます。17億9,700万円の計上でございます。現年課税分といたしまして、土地、家屋、償却資産あわせまして17億5,700万円の計上でございます。滞納繰越分は4,000万円でございます。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金でございます。308万円の計上をいたしております。

次に、3項、1目の軽自動車税でございます。7,680万円を計上いたしております。現年課税分では7,580万円、滞納繰越分で100万円となっております。

次に、16ページでございます。4項、1目の市たばこ税でございます。2億800万円の計上でございます。

次に、2款の地方譲与税でございます。1項、1目地方揮発油譲与税につきましては、3,000万円の計上でございます。

次に、2項、1目の自動車重量譲与税でございます。6,500万円の計上でございます。

次に、3款、1項、1目の利子割交付金でございます。1,000万円の計上でございます。

次に、4款、1項、1目の配当割交付金でございます。930万円の計上でございます。

次に、5款、1項、1目の株式等譲渡所得割交付金につきましては370万円の計上でございます。

続く6款、1項、1目の地方消費税交付金でございます。4億3,900万円の計上をいたしております。

次に、7款、1項、1目の自動車取得税交付金につきましては1,300万円の計上でございます。

次に、8款、1項、1目の地方特例交付金でございます。3,200万円の計上でございます。

続く9款、1項、1目の地方交付税でございます。41億7,500万円の計上をいたしまして、うち、普通地方交付税につきましては35億8,000万円、特別地方交付税につきましては5億

9,500万円をそれぞれ計上いたしております。

18ページにvariまして、10款、1項、1目の交通安全対策特別交付金でございます。400万円の計上をいたしております。

次に、11款分担金及び負担金でございます。まず1項、1目の農林商工費分担金につきましては1,531万8000円を計上いたしております。土地改良事業分担金でございます。

次に、2目の消防費分担金でございます。600万円でございます、用地取得事業分担金でございます。

次に、2項、1目の民生費負担金でございます。2億3,657万円を計上いたしております。社会福祉費負担金では、111万8,000円。また、児童福祉費負担金につきましては、2億3,545万2,000円を計上いたしております。

次に12款の使用料及び手数料でございます。1項、1目の総務使用料につきましては1,104万3,000円を計上いたしております。自転車等駐車場使用料90万円、行政財産使用料1,014万3,000円となっております。

次に、2目の民生使用料につきましては42万円の計上、3目の衛生使用料につきましては585万円の計上、4目農林商工使用料につきましては234万6,000円の計上、次の5目の土木使用料につきましては7,021万3,000円の計上をいたしております。道路橋りょう使用料では5,600万円、住宅使用料で1,391万6,000円、法定外公共物使用料で29万7,000の計上となっております。

次に、6目の教育使用料でございます。2,708万1,000円の計上でございます、小学校使用料で6,000円、中学校使用料で5,000円、幼稚園使用料につきましては1,727万6,000円、社会教育使用料では882万8,000円、保健体育使用料につきましては96万6,000円の計上となっております。

次に、2項手数料でございます。1目の総務手数料につきましては1,151万6,000円を計上いたしております、総務手数料で2万5,000円、税務手数料で167万4,000円、戸籍住民基本台帳手数料につきましては981万7,000円の計上となっております。

ページvariまして20ページでございます。2目の民生手数料でございます。1,000円の計上でございます。次の3目衛生手数料でございます。6,444万8,000円でございます。保健衛生手数料で106万6,000円、清掃手数料で6,338万2,000円となっております。

次に、4目の農林商工手数料でございます。1万7,000円の計上でございます。

次の5目の土木手数料につきましては56万4,000円でございます、土木手数料で6,000円、都市計画手数料で55万8,000円となっております。

次に、13款の国庫支出金でございます。

まず、1項の国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金につきましては12億9,357万4,000円の計上でございます、うち、社会福祉費負担金で3億904万8,000円、児童福祉費負担金で1億2,407万5,000円、児童手当負担金につきましては4億9,010万円、児童扶養手当給付費負担金につきましては5,520万1,000円、生活保護費負担金につきましては3億1,515万円の計上となっております。

続く2目の教育費国庫負担金につきましては3,312万8,000円を計上いたしております。

次に、2項の国庫補助金でございます。1目の総務費国庫補助金につきましては4,013万6,000円でございます。

次の2目の民生費国庫補助金につきましては1億1,436万1,000円でございます。うち、社会福祉費補助金で2,399万1,000円、児童福祉費補助金は799万3,000円、生活保護費補助金につきましては64万3,000円、臨時福祉給付金事業補助金につきましては6,031万4,000円、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金につきましては2,142万円の計上となっております。

ページ変わりました、22ページでございます。3目の衛生費国庫補助金でございます。2億297万9,000円の計上でございます。

次に、4目の農林商工費国庫補助金でございます。1,675万円の計上でございます。農業費補助金で1,500万円、商工費補助金で175万円の計上となっております。

続く5目の土木費国庫補助金でございます。10億564万円の計上となっております。

次に、6目の消防費国庫補助金でございます。251万4,000円の計上でございます。

次に、7目の教育費国庫補助金でございます。1,478万1,000円でございます。小学校費補助金で279万7,000円、中学校費補助金で25万9,000円、幼稚園費補助金につきましては1,072万5,000円、社会教育費補助金につきましては100万円のそれぞれの計上となっております。

次に、3項の国庫委託金でございます。1目総務費委託金につきましては22万2,000円、2目の民生費委託金につきましては866万4,000円の計上となっております。

次に、14款県支出金でございます。1項、1目民生費県負担金でございます。4億7,204万6,000円の計上でございます。社会福祉費負担金につきましては2億9,202万3,000円。

ページ24ページでございますが、児童福祉費負担金は6,378万3,000円、児童手当負担金につきましては1億730万円、生活保護費負担金につきましては894万円、それぞれの計上となっております。

次に、2項県補助金でございます。1目総務費県補助金につきましては160万円の計上で、2目の民生費県補助金につきましては2億6,693万2,000円でございます。社会福祉費補助金で9,089万9,000円、児童福祉費補助金につきましては1億7,603万3,000円の計上となっております。

次に、3目の衛生費県補助金でございます。552万円の計上でございます。

続く4目の農林商工費県補助金1億4,772万円の計上でございます。農業費補助金につきましては1億3,761万2,000円、林業費補助金につきましては262万3,000円、商工費補助金につきましては748万5,000円のそれぞれの計上となっております。

次に、5目の土木費県補助金でございます。1万8,000円の計上でございます。

ページ変わりました26ページでございます。6目の消防費県補助金でございます。33万7,000円の計上でございます。

次に、7目の教育費県補助金でございます。250万円の計上となっております。

次に、3項の県委託金でございます。1目総務費県委託金につきましては8,033万円でご

ざいまして、うち、総務管理費委託金につきましては198万8,000円、税務費委託金につきましては4,650万円、戸籍住民基本台帳費委託金3万8,000円、人権啓発費委託金50万円、選挙費委託金1,637万7,000円、統計調査費委託金1,492万7,000円のそれぞれの計上でございます。

次に、2目の衛生費県委託金でございます。116万4,000円の計上となっております。

続く3目の農林商工費県委託金でございます。1,658万円の計上となっております。

次に、15款でございます。財産収入でございます。1項、1目の財産貸付収入につきましては187万6,000円でございます。土地建物貸付収入で180万5,000円、物品貸付収入で7万1,000円となっております。

次に、2目の利子及び配当金につきましては1,324万6,000円でございます。

次の2項財産売払収入の1目物品売払収入でございます。676万8,000円の計上でございます。

続く2目の不動産売払収入につきましては1,000円の計上でございます。

次に、16款寄附金でございます。1項、1目の一般寄付金につきましては100万円、2目の民生費寄附金につきましては1万円。

ページ変わりました28ページでございます。3目の土木費寄附金につきましては10万円、4目のふるさと応援寄附金につきましては200万円の、それぞれの計上となっております。

次に、17款繰入金でございます。1項、1目の財政調整基金繰入金につきましては9億7,900万円、2目の体力づくりセンター整備基金繰入金につきましては1,486万9,000円の計上となっております。

次に、2項他会計繰入金、1目の住宅新築資金等貸付金特別会計繰入金につきましては94万9,000円の計上となっております。

次に、18款繰越金でございます。1億3,000万円の計上となっております。

次に、19款の諸収入でございます。1項返済金加算及び過料、1目の返済金でございます。500万円の計上でございます。

2項、1目の預金利子につきましては108万9,000円でございます。

次に、3項の雑入でございます。1目の滞納処分費につきましては87万2,000円、2目の弁償金につきましては3,000円、3目の過年度収入につきましては1万1,000円、4目の雑入につきましては1億5,105万3,000円のそれぞれの計上となっております。

ページ変わりました、最後に31ページでございます。20款の市債でございます。1項、1目の総務債につきましては9億5,300万円の計上、合併特例債となっております。

次に、2目の農林商工債でございます。4,990万円の計上でございます。

次に、3目の土木債でございます。4億7,700万円の計上でございます。

続く4目の消防債でございます。5,710万円の計上でございます。

次に、5目の教育債につきましては1億6,890万円。

次の6目の臨時財政対策債につきましては7億1,000万円の計上となっております。

以上をもちまして、歳入の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

西井委員長 ただいま歳入について説明願いましたが、この部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、歳入について質疑をさせていただきたいと思います。

平成27年度の地方財政対策を見ていると、地方財源の確保ということで、地方税は37兆4,919億円で前年度比で2兆4,792億円、プラス7.1%、こういうことになっています。

地方交付税については16兆7,548億円、これはマイナスの1,307億円、マイナスの0.8%ということであります。さらに、交付税の補てんする財源でありますけれども、臨時財政対策債が4兆5,250億円で大幅に減らされていて、1兆702億円の減になります。19.1%の減、こういうふうになっているわけであります。

本市の市税を見てもみますと、地方財政対策では7.1%の増という形で、2兆円を超える金額が出ています。ところが、本市では、市民税で個人、法人ともにマイナスになっていまして、あわせて平成27年度の予算額は16億8,749万円で、前年度比で1億1,000万円余り減額、6.1%の減、こういうふうになっています。

一方、地方交付税の方は、地方財政対策では1,307億円、0.8%の減、臨時財政対策債が1兆702億円の減、19.1%でありますけれども、交付税の方は、当然、市民税が減っているわけですから、その部分は当然上乘ってくるというのはありますけれども、前年度比で8,800万円の増で41億7,500万円になっています。臨時財政対策債の方は、平成26年度当初予算と変わらない7億1,000万円、こういうことになっているわけでありますけれども、市税の個人あるいは法人がそれぞれ5.7%、あるいは8.6%と大きく落ち込んでいるわけですが、これは国の財政対策と全く反対になっているわけですが、どのような要因によるものか、お伺いをしておきたいということと、地方交付税並びに臨時財政対策債の積算の内訳、その辺のポイントを教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 答弁を求めます。

山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしく願いいたします。

まず、私の方から交付税と臨時財政対策債、その件についてご説明申し上げます。

今年度の地方財政対策の概要につきましては、県の方から最終送ってまいりましたのが2月中旬でございました。国の1号補正、地方創生等々、国の方もかなりタイトな中で進められておった、こういうこともあったろうと思われるわけでございます。そういう関係で、今、委員がおっしゃった地方財政対策の市債内容については、予算編成時におきましては全く連絡がなかった、こういった状況でございました。

そんな中で、まず、地方交付税でございますが、これは基準財政需要額、収入額、需要額につきましては、包括算定、個別算定ともに地方財政対策でその伸びが示されておりませんので、対前年、過去から見て大体同額で推移、最終的にはなっておりますので、同額を推移させる。そこに、過去からの起債の交付税算入額を積み上げまして、7億7,300万円余りを

見込んだわけでございます。

また、基準財政収入額につきましては、税収の調定ベースに落としまして、税につきましては恒久減税3億円を除く部分につきましては0.75の基準税率を掛けた収入額を割り戻した中で、また各種譲与税につきましては100%の調定ベースでの基準財政収入額を積み上げまして34億2,600万円余りとなったところでございます。

ここから、基準財政需要額につきましては臨時財政対策債、対前年が示されておらない中で7億1,000万円を見込んだこの部分を差し引き、歳入歳出の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた普通交付税の基準額を求め、そこから今度は、平成27年度は合併算定替から一本算定に向けての縮減期間の始まる年度でございます。平成27年度は1割減ということで、過去の一本算定と合併算定替の乖離、平均約6億7,000万円ほどございます。その1割分6,700万円、これをまずその交付基準額から差し引き、新たに平成26年度から合併の支所数の伴います支援措置というのが国になされ、葛城市においては9,300万円余りが平成26年度で一本算定に加算された。これを受けまして、2年目でございますので、今度は1億8,000万円余りが一本算定に加算されるということで、その1割が平成27年度では影響になってくるということで、先ほど、乖離額1割分6,700万円を一旦引きましますけども、そこに加えて合併支援額ということで1,869万円余りを加えて、35億8,000万円と見込んだところでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、落ちるようなことというのが予算編成の時期にはわかっておりませんでしたので、対前年同額ということで一旦組ませていただいたと、こういうところでございます。

以上でございます。

西井委員長 市長。

山下市長 私の方からは、そんなに言えることはないのですが、国の財政の見方と地方での時間差の問題です。昨日、一昨日はベースアップで日本中が、大企業を中心に沸き沸いておったというふうに思いますけれども、ただ、我々地方の方に響いてくるのは1年後から2年後になろうと思っておりますので、そのタイムラグの部分で縮減しておるといような見方をいたしております。

以上でございます。

西井委員長 西村課長。

西村税務課長 税務課、西村です。よろしくお願いたします。

市税についての説明でございますが、個人住民税の均等割は、積算納税義務者数が普通徴収で4,400人、特別徴収で8,800人、年金特別徴収で2,200人であります。前年度より100人の均等割の増加となっております。

所得割につきましては、予算編成時の平成26年度見込みは14億2,670万円、そのうち普通徴収の納税義務者は4,417人で3億8,546万円、特別徴収は納税義務者数が1万1,135人で10億1,572万円、平成27年度予算は13億8,200万円、そのうち普通徴収の積算納税義務者数は4,400人、予算額が3億4,900万円、特別徴収の積算納税義務者数は1万1,000人、予算額は

10億3,320万円であります。

特別徴収の推進を行っていますので、特別徴収の納税義務者数は増加しておりますが、所得の伸び率が低いいため減少となっており、そのうち平成26年度の予算時には含めておりました高額納税者の転出と、高額納税者の退職によりまして、それが大きく、平成27年度には含まれておりませんということになっております。

次に、法人市民税なんですけれども、均等割につきましては、平成27年度は590社を見込んでおります。前年度に7号法人の3社と1号法人の20社の増となっております。

法人税割につきましては、予算編成時の平成26年度見込み額が2億2,250万円、平成27年度予算額は1億5,204万円となっております。

予定申告にて算出しておりますが、平成26年度の見込み額から法人税割2.6%引き下げに伴い、20%減収としております。

平成27年11月申告分から始まるため、半年分に影響が出て、予定申告については平成27年5月申告分から適用されることとなりますが、ただ振り分けが難しいために全体に20%減しております。

大手2社については、今までどおり法人税割はございません。

西井委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ部長、課長の方からご答弁をいただきました。やっぱり国の審議の内容とか施策の打ち出し方によって、地方財政対策そのものが、我々も含めて手に入れるのが遅くなってきているということで、財政局は大変だったというふうに思います。なかなか地方も、言ったように、国は税収が大きく伸びると評価しているのだけれども、我々地方の方では逆に減っているというのが、如実にあらわれているわけです。

その点については、税務課長の方から詳細にご説明をいただいて、よく理解できて、今、本当に、特別徴収における収入減、あるいは法人も大変厳しい状況に置かれていることが理解できるのではないかというふうに思います。

以上であります。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう、十分ご留意ください。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 総括質疑ということですので、全般にわたるといえるか、予算編成に当たって、この数年間の傾向をお示しして、どのような考え方でこの間予算編成をしてきたかということについてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

私も一部に感じるわけですが、当初予算において財政調整基金積立金、これは当然、積立金の目的というか、これは財政の年度間の調整を図る、こういうことが大きな役割で、当然この財政調整基金積立金を入れ込んで、収支のバランスをとっていくわけでありまして、ま

た、繰越金については、大体当初ではずっと8,000万円が計上されて、最終的に3月の補正予算で出てくるという形になってきています。そして、この財政調整基金積立金は、年度末の3月の定例会の補正予算において、おおむねこの間、私は平成22年度から決算を見てみますと、全てこの基金に繰り戻されてきている。平成22年度で当初予算で3億5,000万円を繰り入れていましたけれども、これも3月の補正予算で全額繰り戻している。これがずっと、平成26年度まで続いてきているわけです。

しかも、この基金が財政調整として当初予算だけで活用されて、実際には使われていない中で、さらに財政調整基金に、年度末において、また決算において、この資料から見ますと、少ないときで3億6,000万円、多いときで8億円を超える基金を積み立てている、こういう財政の立て方と、そして最終の締め方、決算、そういうことがこの間ずっと行われてきているわけであります。

結果として、財政調整基金積立金は、現在幾らになっているのかというのを、まず最初にお聞きをしたい、このように思います。

西井委員長 山本部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。

財政調整基金の現在、まず平成25年度末の積立残高は33億9,390万2,000円でございます。平成26年度末、これは3月補正を生かした中でございますが、推計で34億7,289万3,000円と見込んでおるところでございます。

西井委員長 白石委員。

白石委員 この間の予算の編成について、若干特徴的なところをご紹介しましたが、こういう結果、現在、平成26年度の見込みで34億7,289万円という形になっているわけです。大体、この実質収支は黒字をずっと維持をしてきていて、実質収支黒字分が大体、そのままとは言わないけれども、決算額の最終的な、それがこの財政の、その中で運用されてきているというふうに思うわけで、基金の役割というのはまさに果たしていないのと違うかと、ただ積み立ててきているだけだというふうにとめられるわけです。

そうすると、税金は、国税にしる市税にしる、やはり会計年度独立の原則に基づいて、その年に収納した財源はその年に支出をし、市民の皆さんに還元をするというのが大原則なんです。そして、当然、いろいろな経済の変化に、この間リーマンショックとかありましたが、そういうことに備えての財政調整基金積立金ということもありますし、また、合併特例債等を含めて、起債の償還財源として持っておくというふうなこともあります。

そこで、私は、この財政調整基金の積み立ての目的、そこはやっぱりはっきりお示しをしていただくということが大事だと。何のために積み立てをしているのか、市民の皆さんに還元をしない。今後の起債の償還に充てていくんだ、いやいや、また、経済状況が変化をして税収が落ちてきた、そういうときに充たっていくんだ。あるいは、年度間の調整で一定財源を抱えておかないと、年度当初に現金を持って行かないとこれは大変だという形で一定の額を持っておく。これはこれで、私は理解できるわけでありますが、そこははっきり目的をはっきりしていただいて、何のために積み立てをして、現在ここでどこまで一定の目標を持っ

てやろうとしておられるのか、いや、これはどんどん行きますねんということなのか、いやいやこれは、国は必ずプライマリーバランスを、これをGDP比で赤字を半分にせなあかん。2020年、これは黒字に転換するんだと、こういうふうに言っているから、これは財政を締めて来るから、そのためにするんだというようなこと、いろいろあると思うので、その点、財政当局としての所見を聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

西井委員長 市長。

山下市長 白石委員の立場で、どのような形で聞かれているのか。プライマリーバランスでなくて。

白石委員 いやいや、率直に答えてくれたらいいだけで、私の立場がどうのこうのじゃなくて。何でおかしな答弁をするのか。

山下市長 いや、違います。そのときそのときで税収があったものを使っていくのが原則だということをおっしゃりながら、去年の4月20日の集会のときには、葛城市のシミュレーションはこうやって財源がこんなになくなっていくではないかというふうなことまでおっしゃって。

白石委員 財政計画がそうになってないやないか。だから、そのことを今、出して言うのやったら。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時37分

再 開 午後5時38分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

市長。

山下市長 もちろん、市民の皆さんから預かった税金を効率よく、市民の皆さんのサービスに還元をしてくというのは当たり前だと思います。ただ、予算を組んでいくのに当たって、当初予算では財源不足を、その基金でカバーをさせていただくということは否めない状況であります。ただ、私としてはこのままでは、財政調整基金の役割というのはやはり急な需要があったり、将来にわたって、施設の維持管理もそうですけれども、10年後、20年後の市民が困らないように持っておく、保有をしておくということも1つの目的であろうというふうに思いますから、できるだけその基金を使わずに済ませられる方法がないのかということで、財源の手当てを東奔西走しながら国や県等にかけて、また、新たな財源を求めて、ありとあらゆる手段を使って頼みに行くわけでございます。

最終的に、先ほど藤井本委員からも評価をしていただきましたけれども、学校給食センターのように、つかないと言われた部分も倍にさせていただいたりとか、また、うちの担当者が皆さん頑張らせていただいて、たまたまアベノミクスの地方創生の形でクリーンセンターの分が。

白石委員 ちょっと、ちゃんと答弁をしてくださいよ。聞いていることと違うではないですか。

山下市長 何を言ってるんですか。私はちゃんと答弁しているではないですか。おかしなことを言わないでください。

白石委員 目的は、ちゃんと言ってくださいよ。

山下市長 だから、目的はそうではないですか。言っているではないですか。自分の聞きたいことと

違ったら、否定するというのはやめてください。

白石委員 何の目的でやってるんですかと、財源を答えてくれたらいいんです。

山下市長 言っているではないですか。だからそこに説明をしているだけです。あなたは自分が質問するときには、たくさんの言葉をつけて質問する。答弁をするのに、意図を伝えようとしていたら、自分の聞きたいことと違うというのは失礼ではないですか。

西井委員長 休憩いたします。

休 憩 午後5時40分

再 開 午後5時42分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

白石委員。

白石委員 この間の議論でずっとやってきた議論でありますけれども、総務部長は部長としての考え方を持ってやりとりをしてやっているということになっている。これは理解できる。しかし、それが、実際に葛城市の財政は奈良県では恵まれている、いいんだという形で、財政調整基金の額をもって、あるいは実質収支の実態をもって、こういうことをあからさまに言われてきたのでは、我々は、これから厳しい財政状況がひたひたと押し寄せてきているときに、財政当局はどうなんだと、やっぱりそこをきちっとはっきりした考え方を持っていかないと、基金があるから大丈夫なんだというわけではないでしょう。今年の予算編成でも、収入不足でどうするんだと、どうやって削るんだということでやってきているではないですか。

だから、そういうことがあるのだから、やっぱりちゃんとした危機に対する考え方、予算編成に対する考え方をきちっと持ってやってくださいよと、教えてください、言ってくださいよということを言っているわけです。

以上で結構です。議論にならない。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようでございますので、総括的質疑を終結いたします。

平成27年度一般会計予算についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第19号の平成27年度葛城市一般会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由のまず第1は、寄附金等の名目による住民負担の問題であります。防火水槽や消火栓の設置費用に係る10分の1の地元負担319万円、さらにホースや消火栓の設置費用の助成に対する3分の2の地元負担160万円、これらは地方財政法の第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定を逸脱するものだと言わざるを得ないし、また、市民の安全や健康や福祉を保持、向上させる市の役割からして、補助制度をとって市民に負担を強いるのは、これは市としての責任を全うしていないことであるというふうに思います。

私は、地方自治体の基本的な責務である市民の安全や健康や福祉を保持すること、これは市の責任で財源を確保して、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであるというふうに思います。

次に、職員の採用についてであります。市は、市長は市の最高責任者であり、職員の採用試験に関することは関与することは至極当然である。禁止する法律もないと、採用試験に参画し、採点まで行っております。奈良県12市の中で市長が採用試験に関与しているのは、葛城市だけであります。地方公務員法は、任命者の任命権の具体的内容は、この地方公務員法や政令、条例その他の規定によって定めるとされています。

葛城市政治倫理条例は、市長や議員は市民の「代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと」と規定をし、さらに、「公正な人事を図るため、職員（臨時職員も含む）の採用に関して推薦又は紹介を」してはならない、このように明記されています。この地方公務員法や葛城市政治倫理条例の規定を尊重し、市長は職員採用試験の採点を初めとした関与を直ちにやめるべきであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より、大字より100メートル離れた箇所など一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。しかし、旧當麻町では、該当の設置は全て公費で負担をしておりました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く負担は低くの合併時の約束をないがしろにするもので、認めることはできません。

市民の安全を守ることは市の仕事であり、児童・生徒等の通学路、市民の通勤や買い物道路、大字間の道路等は、無条件に今すぐ市の責任で設置をすべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されました。一部の難病等が加えられてましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されました。葛城市では約95%の非課税世帯への利用料の免除などにより、サービス給付費の負担率は0.17%、補装具の負担率が1.96%に軽減されているということですが、障害年金の支給が引き下げられ、生活は困窮しています。わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとって、大きな負担となっています。

障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする障がい者施策は認めがたいものであります。

駅前駐輪場整備の委託を初め、作業所利用者の給食費や療養等への補助、市が率先をして障がい者を雇用すること、市の公民館等のさまざまな教室や講座等に障がい者も積極的に参加し、多くの人と交流することを支援するなど、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者への支援の拡充を求めるものであります。

次に、有線放送維持管理費についてであります。現在、有線放送の新庄地域ではスピーカーの購入で3,990円、軒下から室内への配線工事も市民負担となっておりましたが、スピーカーの購入3,990円については廃止され、貸与されることになりました。

現状、防災行政無線の當麻地域では、2万9,600円の受信機は無償貸与で、工事の負担は

ありません。住んでいる地域によって負担が異なることは、著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。配線等の工事費は1軒当たり約1万6,000円程度と聞いております。年間の設置台数を約100軒分とすれば、160万円あれば解決できることであります。

さらに、大災害にも対応する情報伝達手段の整備計画を具体化するための計画の策定を求めるものであります。

次に、地域活性化事業新道の駅の事業についてであります。新道の駅計画が平成23年10月23日の都市産業常任委員会に提案されたのが、敷地面積が3万3,000平方メートル、事業費が18億円でございます。それが、都市公園法の適用という形で7万4,000平方メートルに拡充され、一体整備をされているということが言われ、それがまた部長が変わることによって変更になり、都市再生整備事業計画、まちづくり交付金事業になってまいりました。これらのことによって、事業費は18億円から20億円に、施設の規模や内容や配置などの変更も含めてこのようになってきておりますし、また、その集客、にぎわいをつくるためにということで、オンランプの整備やあるいは周辺道路の整備などに5億円近い経費が膨らんでまいりました。あわせて25億円になっているわけであります。

今もって施設の内容や規模が確定されたとは言えないような状況であり、当然、収支計画や経営分析ができていないにもかかわらず、本平成27年度予算においては、施設の建設が予定をされているということでもあります。

計画が確定されないにもかかわらず、経営分析や事業の収支計画ができていないにもかかわらず、このような予算を計上することは、認めがたいものであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。この間、吸収源対策公園緑地事業で疋田や木戸や今在家が実施されました。この実施に伴って、地元から一部の負担を寄附金として徴収をされてまいりました。

私は、平成24年度の予算特別委員会のでんまつからして、これはまさに明確な地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止違反であり、国の補助事業の財源に寄附金を徴収すること自体が、事業の趣旨に反するものであると考え、断じて認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

副委員長。

増田副委員長 議第19号の平成27年度一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

葛城市の平成27年度一般会計予算は164億5,600万円となっております。現在、日本の未来構造として高齢化や人口減少が大きく懸念されるところでありますが、このような将来を見据えた中で、子育てしやすいまちづくり、高齢者の方々に優しいまちづくりなど、すむなら葛城市につながっていく予算が随所に見られているところであります。

主なものとしたしましては、総務費においては、合併10周年事業からの継続事業として、自然豊かな住みよい葛城市に少しでも多くの方々に住んでいただくための、移住定住支援事業、すむなら葛城市住宅取得事業補助を引き続き計上されておられ、土木費においては、高齢化や人口減少が進んでも、そこに暮らす地域住民の方々が健康になれるまちづくりの実現

を目指すための構想を策定する、立地適正化計画策定業務委託に前年度より取り組まれております。サテライト型まちづくり事業、ICT街づくり推進事業を継続することにより、地域力の向上に引き続き注意されるなど、山下市長が2期目の公約で挙げられた新ビジョンを含め、新たな経費が含まれているものであり、合併10周年という節目のステップに、新たな葛城市に向けて飛躍していくんだという強い意気込みが感じられる予算編成に対し、大いに評価できるところでございます。

行政当局におかれましては、今後も議会と協議を重ね、堅実に諸事業を執行していただくよう強く要望いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 先に結果から申し上げますと、この一般会計予算については修正案を本会議で出させていただきます。期待を持っております。

総じて、理事者また職員の方、よくここまでされて、また我々議員の意見も取り入れながら、予算編成をされているということについては、大部分のところで認めていきたい。私はこのように思っております。

また、予算、市長が出された、また今までやってきた施策の成果というものも十分出ているということも感じておるわけでございますが、大きな議論をさせていただきました6款土木費の新道の駅、これについてはやはり市民総意はできていない、要望書等の取扱いについても、私はまだ問題があるというふうに思います。

それと、努力はしたということは確かに認めますけども、道の駅の重点、これは今、計画段階の全国の道の駅の中で、重点道の駅に既に入っているところが10カ所以上あるということは、本当に真摯に受けとめていただいて、これから進んでいくということ、今後どういう形になろうかとお願いをしておきたいと思っております。

以上、その部分について、修正案を27日で出させていただきますということで、この委員会では賛成できないということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上、反対討論といたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

内野委員。

内野委員 議第19号、平成27年度葛城市一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

葛城市の平成27年度一般会計予算は、新市建設計画に基づく事業の事業年度が延長され、前年度に引き続き平成28年秋のオープンに向けて事業が進められている地域活性化事業を初めとした、新市建設計画事業を盛り込んだ164億5,600万円という大型予算額になっております。

また、山下市長のかねてからの思いである、住んでよかったと思えるまちづくり、住んでみたいと思えるまちづくり、いつまでも愛着を持って過ごせるまちづくりのための新たな予算が随所に見受けられるところであります。

主なものとしたしましては、衛生費においては、葛城市のごみの減量化や分別、リサイクルの推進等、より生活環境の向上を目指すために、平成18年度に作成された計画を見直し、新たな策定を行う一般廃棄物処理基本計画策定業務委託、農林商工費においては、観光の振興を図るべく、奈良盆地を周遊できるルートを作成し統一した案内サインを設置する、奈良盆地周遊型ウォークルート案内サインの整備事業として、消防費においては、地域の安全を守るべく、火災発生時に迅速な消火、救助活動ができるよう、葛城市消防団第5、第6分団の消防車両更新事業、教育費においては、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズゲーム等の開催予定に伴い、葛城市としてのかかわりを考えた中で、新庄第一健民運動場の周辺をスポーツ振興ゾーンに制定し、キャンプ地等の誘致を検討すべく、新町スポーツゾーン計画設計事業など大いに評価できるところでございます。

今後、市長を先頭に職員の皆さんが一丸となられ、新市建設計画事業を初めとした諸事業を着実に実行していただくことを切に要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

本日は、これにて委員会を終了いたします。

なお、25日水曜日、午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

延 会 午後6時02分